

資金分配団体公募受付システムDB

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

- (1) 欠格事由について
- (2) 公正な事業実施について
- (3) 規程類の後日提出について
- (4) 情報公開について（情報公開同意書）

■ 申請団体に関する記載

申請団体の名称

団体代表者 役職・氏名

法人番号

申請団体の住所

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

2. 連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソ シアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ シアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

インクルーシブな体験活動による若者の社会参加促進事業

複数選択

イノベーション企画支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報				
申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	インクルーシブな体験活動による若者の社会参加促進事業		
	事業名(副)	既存セクターの横断的協力により、生きづらさを抱える若者や子どもの居場所づくりと活動支援を目指す		
	団体名	公益財団法人B & G財団	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
-	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
-	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	様々な理由で生きづらさを抱える若者の多くが、就学・就労等の社会生活に困難を抱えた社会不適応状態になっている。本事業を通じた対象者の居場所づくりや役割づくり、非認知能力や自己効力感の向上、社会生活支援など、自尊感情の向上と合わせた総合的な自立支援を通じて、教育や職業訓練への自然な形での再合流を目指す。
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	様々な理由で生きづらさを抱える若者の多くが、就学・就労等の社会生活に困難を抱えた社会不適応状態になっている。本事業を通じた対象者の居場所づくりや役割づくり、非認知能力や自己効力感の向上、社会生活支援など、自尊感情の向上と合わせた総合的な自立支援を通じて、就労・就学・職業訓練への自然な形での再合流を促す。

1.団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
B & G 財団は1973年3月の設立から50周年を迎え、「青少年の健全育成」と「地域活性化と地方創生」を基本理念に位置づけた5ヵ年計画を策定した。5つのミッション「子ども・子育て支援」「防災と災害復興」「海と環境」「健康と生きがいづくり」「コミュニティ再生とまちづくり」を柱として、時代の変化に対応し、「B & G 海洋センター」を設置する自治体と共に、社会課題の解決に向けた事業を推進している。	
(2)団体の概要・活動・業務	197/200字
1973年、モーターボート競走法制定20周年を記念し「青少年の健全育成」を目的に設立。海洋性レクリエーションや健康づくりを目的に、艇庫・プール・体育館からなる「B & G 海洋センター」を全国480市町村に建設し、あわせて地域の社会教育に寄与する「B & G 指導員」を現在も養成（累計2万人以上）。B & G 海洋センターやB & G 指導員および市町村との連携により、団体の目的達成に向けた各種事業を展開している。	

II. 事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/10/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	・境界知能（グレーゾーン）、発達障害、社交不安障害、引きこもり、不登校など、社会不適応状態にある若者（中学生～30歳未満を想定）。 ・子どもや高齢者等の地域住民				(人数)	・社会不適応状態にあり、継続的に実行団体の支援を受け社会参加する若者：50人×5団体 ・社会不適応状態にあり、実行団体等が実施する事業等を通じ自立支援を行った若者：100人×5団体 ・対象の若者と共にインクルーシブ活動を行う地域住民：500人×5団体		
最終受益者	・将来的に若者、就労者となっていく子どもたちの内、グレーゾーン等社会不適応の傾向のある者。				(人数)	・15歳未満人口1417万人×統計学上グレーゾーンとされる14% = 198万人		
事業概要	<p>2000年代以降、ひきこもり、不登校、発達障害、ヤングケアラーなど、若者たちの抱える問題が次々と顕在化し、様々な施策も進められている。しかし、若年人口が急速に減少する一方、これらの問題はますます大きくなり、悪化している。</p> <p>この社会課題に対し、50年にわたり全国の地方自治体・教育委員会とともに青少年の健全育成に取り組み、近年では、全国に先駆け「体験格差の解消」に取り組んできた実績を活かし、困難を抱える若者と地域の子どもたちに対し、社会参加への道筋を示して行くことが本事業の目的である。</p> <p>主たる対象者を、グレーゾーン（境界知能）や社交不安障害、きょうだい児やヤングケアラーなど、現行の制度では福祉的支援や周囲の十分なサポートを受けられず、孤立・社会不適応の状態にある若者や子どもとし、体験活動による「居場所の提供」「体験・経験」「自己効力感や自信の獲得」「地域社会や子どもたちとの交流・貢献」を行うとともに、社会生活に必要な自立支援を提供する。</p> <p>既存の若者支援には、教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用などの分野が存在するが、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会の設置は7.9%に過ぎない。</p> <p>本事業では、「障がい児等の体験格差解消事業（2019年度通常採択事業）」の知見も合わせて、体験と自立支援の親和性を実践的・具体的に示すことで既存セクターとの対話を進め、連携体制を構築する。</p>							
599/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	895/1000字
<p>・グレーゾーン（境界知能）や社交不安障害などの内的要因、きょうだい児やヤングケアラー、ひとり親家庭や生活保護等の家庭事情など、様々な原因から生きづらさを抱えつつ、現行制度では要支援対象者とならないため、福祉支援や周囲の十分なサポートを受けられず、不登校、学校中退、引きこもりなどの社会的孤立・社会不適応の状態にある若者や子どもの割合が、近年急増している。</p> <p>これらの当事者が抱える生きづらさに対し、健常者との判別の困難さや、本人や家族の自覚の薄さにより早期の支援に繋がりにくい実態が現場でも指摘されており、対応の遅れや支援の不足により、うつ病や引きこもりなどの「二次障害」を合わせて発症するなど、複合的な障害から生じる社会生活の困難が、貧困や犯罪に繋がりが、社会的な損失に繋がっている構図がある。</p> <p>義務教育においては、学力や体力の向上が図られる一方で、社会生活上で重要な対人力やコミュニケーション、自己肯定感や積極性といった非認知能力については、不足している児童・生徒への十分なケアがあるとは言えず、個人の性質や家庭の問題とされる。これらの能力の不足は高校進学や卒業後の就職のタイミング等で顕在化するが、その時点ですでに「若者」「成人」となっており、自己責任のもとに生きづらさや社会的孤立が放置されている。</p> <p>・協調性や自己肯定感等、情緒や生きる力の成長に好影響を及ぼすと考えられている自然体験活動について、障害や家庭の経済事情などにより参加できない子どもたちに対し、「障害児等の体験格差解消事業」（2019年度休眠預金通常採択採択事業）を行った結果、対象者の日常不安軽減や生活充実度の向上など一定の成果を得た。一方で、地域における障がい児等の支援ネットワークの一員として活動を拡大する実行団体がある一方で、従来程度の活動レベルの団体もあるなど格差も生じるなど、当時の実行団体の地域においてもプログラムが十分に活用されているとはいえない。自然体験活動が障がい児等の成長・支援手法の一つとして認知・活用されるためには、既存の支援ネットワークへの参画・連携を前提として、取り組みを進めていく必要がある。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
<p>困難を抱えた若者支援を目的として2009年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されたが、要となる自治体の「地域協議会」「総合相談センター」の設置率はそれぞれ7.9%、6.5%（2023年現在）と、伴走・支援の仕組みがないまま全国的に停滞している。また幼児・児童期においても、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用には通所受給者証が必要となり、グレーゾーンの子どもには療育の必要性が認められにくい。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	154/200字
<p>・2019年度 休眠預金「障害児等の体験格差解消事業」（実行団体10団体）：障害児等を対象に体験活動による自立心・社会性の獲得を目指す事業</p> <p>・2023年度 困難を抱えた子どもたちへの水辺の自然体験活動の提供：52ヵ所、のべ2,712人</p> <p>・2023年度 学生ボランティアリーダー養成事業：58ヵ所、実数342人</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	197/200字
<p>・現行施策での対象者への伴走支援が停滞する中で、既存セクターを横断するアプローチで課題解決を目指す事業であり休眠預金事業の目的に合致する。</p> <p>・現行の公的制度の対象外である一方、既存セクターの実践団体の母数は多く、連携体制による効果・実績を明示することで全国への展開が期待できる。</p> <p>・対象群／非介入群の追跡調査により変容を示すデータを事業期間を通じて収集・比較でき、事業の効果を3ヵ年で明示可能。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>現行の制度では福祉の支援や周囲の十分なサポートを受けられず、ニートや引きこもりなど孤立・社会不適応の状態にある若者が、障害特性や家庭の事情に関係なく、それぞれの居場所や活躍の場を得て、地域で社会的孤立を解消し、また就学・就労などを通じて経済的・精神的に生活の質を高め、自立し安心して生活することのできる地域社会を実現する。</p> <p>その実現のため、若者支援の枠組み・手立てとして「体験活動」の効果・重要性が社会に認知され、教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用などの支援分野に並立し連携する形で、「体験活動」の具体的な環境整備と手法が全国で認知、導入されるようになる。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>1. 支援地域において、居場所がなく支援を必要としていた若者が、身体活動・地域交流活動を通じて社会生活の意欲を高め、心身の健康を得て社会参加する状態になる</p>		<p>①活動に参加する若者の人数 ②活動参加頻度、活動参加時間 ③活動満足度 ④日常生活リズム、心身の健康状態（受診状況、服薬状況） ⑤社会参加の状況</p>	<p>①事業開始時0人 ②事業回数・頻度を元に団体別に設定 ③定期面談記録を元に個別のベースラインを設定 ④定期面談記録を元に個別のベースラインを設定 ⑤事業開始時0人</p>		<p>①団体別に目標人数を設定 ②専門家相談を通じて団体別に向上率を設定 ③満足度の向上（エンドライン調査） ④健康状態の向上（エンドライン調査） ⑤ベースラインを元に目標数を設定 (2027/12/1)</p>
<p>2. 支援地域において実行団体（活動支援団体+自立支援）が連携協力体制を構築し、若者への適切な活動・支援を提供し、行政、ボランティア、協力団体、地域社会と連携して活動を継続的に実施できる状態になる</p>		<p>①実行団体構成団体の情報共有・相談・会議・活動（回数・内容） ②若者の要望を踏まえた活動プログラムの作成（内容） ③行政等との協力・支援体制の進捗</p>	<p>①事業開始時0 ②事業開始時0 ③事業開始時の状態を元にベースラインを設定</p>		<p>①十分な連携体制を有する状態（専門家相談を通じて個別に設定/エンドライン調査を行いベースラインと比較） ②要望を踏まえ、対応可能な内容（若者の満足度調査により比較） ③活動を理解し、協力体制が構築された状態 (2027/12/1)</p>
<p>3. 支援地域において実行団体をコンソーシアムで構成する団体（活動支援団体、自立支援、その他）のスタッフが、お互いの団体の提供活動を経験することでその効果を十分理解するとともに、連携活動の効果を活かした専門性を向上した状態になる。</p>		<p>①構成団体のスタッフが、各団体の活動を経験・体験した回数・時間 ②構成団体のスタッフが、各団体の活動の補助を行った回数・時間 ③構成団体のスタッフ間の定期ミーティングの回数と内容 ④構成団体が、コンソーシアム団体のプログラム等の効果を自団体の活動に反映した内容</p>	<p>①事業開始時0 ②事業開始時0 ③事業開始時0 ④事業開始時の状態を元にベースラインを設定</p>		<p>①十分な経験・体験を行った状態（実行団体との相談を通じて設定） ②経験・理解を得るのに十分な状態（実行団体との相談を通じて設定） ③必要な頻度・回数（事業開始後の事業頻度に応じて団体ごとに設定） ④構成団体の活動を継続するために十分な知見が得られた状態 (2027/12/1)</p>

<p>4. 支援地域において、ボランティア、協力団体、地域社会の住民が、若者の身体活動・地域交流活動への理解を深め、受け入れるとともに、支援する状態になる。</p>		<p>①実行団体の体験活動・交流活動を支援するボランティアの人数 ②実行団体の体験活動・交流活動を支援する協力団体・組織の数 ③実行団体の体験活動・交流活動を理解し参加する地域の子どもの人数 ④実行団体の体験活動・交流活動を理解し参加する地域住民の人数</p>	<p>①実行団体別にベースラインを設定 ②実行団体別にベースラインを設定 ③実行団体別にベースラインを設定 ④実行団体別にベースラインを設定</p>		<p>①ボランティア人数の獲得（実行団体別に設定／エンドライン調査） ②協力団体の獲得（実行団体別に設定／エンドライン調査） ③活動やイベントに参加・協力する地域の子どもの増加（実行団体別に設定／エンドライン調査） ④活動やイベントに参加・協力する地域住民の増加（実行団体別に設定／エンドライン調査） (2027/12/1)</p>
--	--	--	--	--	--

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>1. 支援地域において、ボランティア、協力団体、地域社会の住民が、若者の体験活動への理解を深め、指導・支援のノウハウを習得すると同時に、事業協力の回数や協力人数が増加した状態。</p>		<p>①ボランティア、協力団体、地域住民の数 ②ボランティア、協力団体、地域住民が実行団体に対し支援・協力を行う回数と人数</p>	<p>①事業開始時0。施設別にベースラインを設定 ②事業開始時0。施設別にベースラインを設定</p>		<p>①人数・団体数の増加（エンドライン調査を行いベースラインと比較） ②協力回数と人数の増加（エンドライン調査を行いベースラインと比較） (2027/12/1)</p>
<p>2. 支援地域近隣または全国において、自然体験活動提供団体や支援団体、福祉サービス事業所等に対し、本事業の取り組みと成果を公表し、その知見が共有され、取り組みを開始する事業所が増加する状態。</p>		<p>①成果発表の資料・情報の充実 ②成果発表の回数 ③成果発表・情報共有を受け、新たに事業に取り組む事業所の数</p>	<p>①専門家との相談により内容決定 ②事業実施が確定した後、行政組織や事業所団体等との調整により確認 ③事業開始時0。事業実施に合わせて調査</p>		<p>①専門家との相談により内容を設定 ②事業実施が確定した後、実行団体との調整により目標値を設定 ③1団体につき5カ所 (2027/12/1)</p>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
<p>・実行団体公募・選定（2025年1月～3月）に向けた、説明会や相談会を行う。 ・選定後の事業開始に向けたプログラム策定とコンソーシアム団体の協働打合せを行う。</p>	<p>2024年10月～2025年3月</p> <p style="text-align: right;">79/200字</p>
<p>・若者に対し、1ヵ月に1～2回程度の体験活動や社会活動の場を提供する。 ・若者に対し、上記活動の経験等に基づくボランティア参画の機会を提供する。 ・若者・家族との相談・モニタリング記録を通じて満足度やQOLの変化を計り、より効果的な活動を調査構築する。 ・活動支援、自立支援等コンソーシアム団体の定期会議を行うと共に、行政や地域の支援協議会の連携体制を築き、認知理解を向上する。</p>	<p>2025年4月～2026年3月</p> <p style="text-align: right;">189/200字</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・若者に対し、1ヵ月に1回程度の体験活動や社会活動の場を提供する。 ・経験を積んだ若者に対し、上記活動の経験等に基づく「ボランティアリーダー」としての参画を促す。 ・若者・家族との相談・モニタリング記録を通じて満足度やQOLの変化を計った上で、プログラムの多様化を進め、活動の場を増やす。 ・行政や地域の支援協議会等の認知・理解を向上するために、事業見学会・体験会を行う。 	2026年4月～2027年3月	186/200字
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な活動と若者・家族との相談・モニタリング記録を通じて満足度やQOLの変化を計った上で、4年目以降の活動内容を相談する。 ・4年目以降の本事業の継続を念頭に、実行団体が主催の体験イベントを地域住民と協働して開催する。 ・行政の認知・理解を向上するために、県の福祉部門、生涯学習部門や県社協を対象とする事業見学会を行う。 	2027年4月～2028年3月	163/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<ul style="list-style-type: none"> ・実行団体公募・選定（2025年1月～3月）に向けた、説明会や相談会を行う。 ・選定後の事業開始に向けたプログラム策定とコンソーシアム団体の協働打合せを行う。 ・選定後の事業開始に合わせた、ファンドレイジング（寄付・募金、クラウドファンディング等）の準備を行う。 	2024年10月～2025年3月	131/200字
<ul style="list-style-type: none"> ・専門家や評価アドバイザーとの相談により3年間の成果指標、ヒアリング内容を定め、実行団体に提供する。 ・実行団体会議を通じて各団体の経験・知見を共有し、事業の改善に活用する。あわせてコンソーシアム団体のスタッフの育成を支援する。 ・ボランティアや支援団体との協力体制構築のため、ボランティア研修や体験会の実施と情報発信を支援する。 ・4年目以降の自走化のためのファンドレイジングを支援する。 	2025年4月～2026年3月	196/200字
<ul style="list-style-type: none"> ・経験を積んだ若者に対する「ボランティアリーダー」の研修を提供する。 ・若者・家族との相談・モニタリング記録を通じて満足度やQOLの変化を計った上で、プログラムの多様化を進め、活動の場を増やす。 ・行政や地域の支援協議会等の認知・理解を向上するために、事業見学会・体験会を行う。 ・4年目以降の自走化のためのファンドレイジング（寄付・募金、クラウドファンディング等）を展開する。 	2026年4月～2027年3月	189/200字
<ul style="list-style-type: none"> ・4年目以降の事業継続を念頭に、地域の子どもたちや住民を巻き込んだ地域活動を地域の住民と協働して開催する。 ・行政や地域の支援協議会等の認知・理解を向上するために、県や他地域を対象とする見学会・体験会を行う。 ・4年目以降の自走化のためのファンドレイジング（寄付・募金、クラウドファンディング等）を軌道に乗せる。 	2027年4月～2028年3月	156/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>本事業においては、支援の対象となる当事者が様々な属性（発達障害、引きこもり、不登校等）を持つこと、現状、体験活動は、若者育成支援に関連する分野としての認知が薄いことから、各領域の支援団体や、福祉支援の協議会等に対し、成果・効果を訴求していく方向性。</p>	125/200字
連携・対話戦略	<p>若者支援の領域・関係機関としては、既に教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用などの分野が存在し、それらを結ぶ協議会も子ども・若者育成支援推進法に基づき設置が進められている。</p> <p>本事業では、「障がい児等の体験格差解消事業」の知見経験も合わせて、体験と自立支援の親和性を実践的・具体的に示すことで既存セクターとの連携・対話を進める。</p>	165/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	<p>本事業の目的・趣旨は、当財団の中長期計画における5つのミッションの(1)子ども・子育て支援(子供たちのより良い未来を創り、見守る)に位置付けているほか、2016年度から現在も継続中の「体験格差の解消」として、継続的に寄付・募金によるファンドレイジングも実施している事業領域である。他団体からの助成金、自主財源や寄付金も合わせて総合的に事業資金を確保し、継続性を担保する。</p> <p>2024年度において、困難を抱える子どもや若者を対象に、別途実施している事業は、体験格差解消を目指した障がい児、養護施設等の子どもたちへの海洋性レクリエーションの提供事業、「子ども第三の居場所」開設・運営支援があり、全国のB&G海洋センター設置市町村(459ヵ所)、B&G海洋クラブ(282団体)との連携協力により、当財団のビジョン・ミッションに沿った各種事業を推進していく。</p>	375/400字
実行団体	<p>本事業で実行団体に想定している体験活動提供団体や若者等の支援団体、障害福祉サービス事業所は、いずれも事業開始の時点で自立運営ができていることを前提とするが、単独での事業実施を継続するには基盤が脆弱と考え、少なくとも2団体以上のコンソーシアムを実行団体とする。本事業の実施がコンソーシアム構成団体の知見を高め、継続的な連携体制構築を事業の3ヵ年期間中に構築することを目指す。</p> <p>また、公的支援・制度化を目指すため、本事業ではまず、県、政令市、中核市の実行団体選定を想定している。合わせて、寄付・募金やクラウドファンディング等によるファンドレイジングを初年度から立ち上げる。</p>	284/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	627/800字
<p>①(休眠預金活用事業)2019年度採択事業「障害児等の体験格差解消事業」:実行団体を全国10団体とし、中期アウトカム「事業実施地域において、障害児や児童養護施設等の子供が、水辺をはじめとする自然体験活動を通じて、社会性や自立心を育むとともに、健常児との交流や団体間の連携により、誰もが分け隔てなく社会活動が可能なインクルーシブ社会になる」を目指して、実行団体への伴走支援を行っている(現在3年目)。事業の円滑な実施に向けた支援や助言の他、体験活動の提供経験が薄い団体に対して、指導法や安全管理知識の伝達や、ボランティアスタッフの研修指導を実施。また事業対象の拡大に向け、特別支援学校や障害者団体への声掛け促進などを促した。1年目の総実施回数146回、総参加人数3,930人。2年目の総実施回数337回、総参加人数9,044人と、コロナ禍においても順調に事業拡大を果たした。</p> <p>②(その他助成事業)当財団が設置し全国の市町村に無償譲渡した「B&G海洋センター」や、海洋性レクリエーション・環境活動を地域で行う民間組織「B&G海洋クラブ」等への助成事業を実施。</p> <p>直近における主な助成事業(事業支援)は、海洋センター施設の修繕・災害復旧修繕、プール施設熱中症対策事業、海洋性レクリエーション器材配備、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動、「子ども第三の居場所」開設・運営支援、ふるさとゆかりの偉人マンガの製作、防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業など。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	720/800字
<p>・当財団では2019年度休眠預金採択事業「障害児等の体験格差解消事業」において、障害児やひとり親家庭・不登校の子供、児童養護施設や特別支援学校の子供を対象に、主に海洋レクリエーション等の自然体験活動を通じて、子供の成長を促し、社会性や自立心を育む事業を行った。付随して、参加者、保護者、関係者の心の変容等について東北大学の協力による定量的アンケートの調査を行い、「児童の自尊感情における社会(仲間関係)の因子について、自然体験の回数を重ねるごとに有意傾向の改善が見られた」との結果を得た。</p> <p>自尊感情は主体性、社会性などに連なる「意欲」に関係し、ヒアリングを通じた定性的調査においても事業参加の障害児の意欲や主体性の向上が見られた。このことから「身体的活動、アウトドアでの活動、人との交流のある活動」の要素を備える自然体験活動は、生きづらさを抱える若者の非認知能力の向上に対しても効果的であると考え。</p> <p>・また同事業において各実行団体は、障害者スポーツ団体、社会福祉協議会、特別支援学校、放課後等児童デイサービス、子供食堂などの多様な支援団体との連携を構築したが、4年目以降の事業においても、3ヵ年で連携先を多く獲得した実行団体ほど活発に活動を継続している傾向があり、今回の申請においても、横の繋がりの構築を重視することとした。</p> <p>・当財団のこれまでの事業において、特別支援学校や児童養護施設に対する水辺の体験活動の提供や、水辺の安全教育指導の実績がある。</p> <p>また、1980年度から現在まで、13歳~18歳のジュニアボランティアリーダー養成数は類型千人以上。現在は、大学生、高校生、専門学校生による学生等ボランティアリーダーの養成を行っている。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4～6団体	
(2)実行団体のイメージ	下記の①、②、③の団体によるコンソーシアムとする。 ①若者を対象に水辺での自然体験や各種の体験活動を提供・指導できる団体・施設、②若者への寄り添い・自立支援等を行う団体、③放課後等デイサービスなどの福祉施設・団体。 行政や既存の支援団体協議会との連携を必須とし、支援の制度化を見据えて、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会・相談センターを設置の県・政令市・中核市（全国40ヵ所）の団体とする。	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	・1,000万円～3,000万円程度 ※実行団体（コンソーシアムによる複数団体を想定）の規模や活動内容に応じて設定する予定。	63/200字
(4)案件発掘の工夫	2019年度休眠預金採択事業「障害児等の体験格差解消事業」で培った、実行団体を起点とする各種支援団体との伝手や、現在も毎年公募を行うB & G海洋クラブ（全国282団体）の関係団体、およびB & G海洋センターを設置する政令市・中核市の行政に周知案内や紹介を依頼し、良質な実行団体の獲得、選定を行う。	146/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	・資金分配団体担当者 専従プログラムオフィサー 2名、一部事務等の分担 1名 専従①専門家・実行団体との相談による事業・評価設計、実行団体の活動支援、対象者・関係者調査 専従②実行団体および協力団体の連携体制構築支援とアドボカシー対応 専門家①総合監修、事業・評価設計と助言 専門家②障害当事者、および就労・自立支援専門家の立場からの助言 専門家③評価に係る調査集計と考察				188/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	2 名	新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
		既存PO人数	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	倫理規則により、不正行為や社会的規範に反する行動の防止を明示し、違反時の処分（役員の解任、職員の処分）について定めている。利益相反の防止については情報公開規則により公開を定めている。 コンプライアンスの管理処理については、コンプライアンス規則に定めると共に、①コンプライアンス担当理事、②コンプライアンス委員会、③コンプライアンス統括部門を組織に置き、施策立案と実施を担務している。				191/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2024/10/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	インクルーシブな体験活動による若者の社会参加促進事業
	団体名	公益財団法人 B & G 財団

	助成金
事業費	141,015,200
実行団体への助成	120,000,000
管理的経費	21,015,200
プログラムオフィサー関連経費	29,587,000
評価関連経費	12,952,000
資金分配団体用	6,952,000
実行団体用	6,000,000
合計	183,554,200

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	3,662,300	45,784,300	45,784,300	45,784,300	141,015,200
実行団体への助成	0	40,000,000	40,000,000	40,000,000	120,000,000
-					
管理的経費	3,662,300	5,784,300	5,784,300	5,784,300	21,015,200

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	5,947,000	7,920,000	7,920,000	7,800,000	29,587,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,496,000	4,992,000	4,992,000	4,992,000	17,472,000
その他経費	3,451,000	2,928,000	2,928,000	2,808,000	12,115,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	566,000	4,112,000	4,112,000	4,162,000	12,952,000
資金分配団体用	566,000	2,112,000	2,112,000	2,162,000	6,952,000
実行団体用	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,000,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	10,175,300	57,816,300	57,816,300	57,746,300	183,554,200

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人B&G財団		
郵便番号	105-8480		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	虎ノ門3-4-10虎ノ門35森ビル9階		
電話番号	03-6402-5310		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.bgf.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/bgzaidan	
設立年月日	1973/03/28		
法人格取得年月日	1973/03/28		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	マエダコウキチ
	氏名	前田康吉
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	スガワラサトシ
	氏名	菅原悟志
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	15
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	5
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	44
常勤職員・従業員数 [人]	35
有給 [人]	32
無給 [人]	3
非常勤職員・従業員数 [人]	9
有給 [人]	9
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	非営利組織評価センター/ベーシックガバナンスチェック/2019年9月30日

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	207
申請前年度の助成総額 [円]	1,915,927,623
助成した事業の実績内容	海洋センター施設の修繕・災害復旧修繕、プール施設熱中症対策事業、海洋性レクリエーション器材配備、第三の居場所開設・運営支援、ふるさとゆかりの偉人マンガの製作等

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	日本財団助成事業、スポーツ庁受託事業、子供ゆめ基金、ノエビアグリーン財団助成事業、

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

〔各欄の入力方法と注意点〕

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必 任

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦				性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
				年	月	日							
1	OK	キシキ	岸 ユキ						公益財団法人B & G財団	評議員			
2	OK	イトウスケチ	工藤 祐直						公益財団法人B & G財団	評議員			
3	OK	コカミチ	小高 幹雄						公益財団法人B & G財団	評議員			
4	OK	コネツム	小峯 力						公益財団法人B & G財団	評議員			
5	OK	タカワマリ	谷川 真理						公益財団法人B & G財団	評議員			
6	OK	ハナシマル	波多野 茂丸						公益財団法人B & G財団	評議員			
7	OK	マエダ コウキチ	前田 康吉						公益財団法人B & G財団	会長 ・代表理事			
8	OK	スガワラシロ	菅原 悟志						公益財団法人B & G財団	理事長 ・代表理事			
9	OK	アサヒダ トモアキ	朝日田 智昭						公益財団法人B & G財団	常務理事			
10	OK	イワイマサト	岩井 正人						公益財団法人B & G財団	常務理事			
11	OK	サノシシク	佐野 慎輔						公益財団法人B & G財団	理事			
12	OK	ナカイトモミツ	中逸 博光						公益財団法人B & G財団	理事			
13	OK	■■■■■	■■■■■						公益財団法人B & G財団	理事			
14	OK	ナカムライ	中村 真衣						公益財団法人B & G財団	理事			
15	OK	オオヤブ タクヤ	大藪 卓也						公益財団法人B & G財団	監事			
16	OK	■■■■■	■■■■■						公益財団法人B & G財団	監事			
17	check!												

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	インクルーシブな体験活動による若者の社会参加促進事業
団体名:	公益財団法人B & G財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せて提出してください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含まれる必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第16条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第17条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第17条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第15条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第21条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第18条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第30条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第33条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第24条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第8条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第3、6、7条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規則	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規則	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規則	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規則	第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護に関する違	第1条～21条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規則	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規則	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規則	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規則	第5、7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規則	第4、5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規則	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	第2、3、4、5条
(2) 職制		公募申請時に提出	組織規程	第6条
(3) 職責		公募申請時に提出	組織規程	第6条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	文書処理規程	第12、14、15、16、17条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第3、6、7、8、9、17条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第7、13、14、15、19、20条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書処理規程	第14、15、16、17条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書処理規程	第23、25条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書処理規程	第27条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第7、8、44条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規則	第5条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規則	第8条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規則	第7条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規則	第9条～17条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5、6条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第22、23、24条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7、10、12、13、14条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22から第30条

(6)収支予算
(7)決算

公募申請時に提出	経理規程	第48、49、50条
公募申請時に提出	経理規程	第51、52、53条

改正 平成25年 6月20日
改正 平成29年 6月23日
改正 令和 元年12月20日
改正 令和 4年 6月23日
改正 令和 4年12月14日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人B & G財団と称する。また、外国に対してはB & G Foundationと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高齢者までの心身の健康づくり、水の安全教育と海事知識並びに環境保全の普及・啓発、地域社会の健全な発展等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する事業
- (2) 幼児から高齢者までの心身の健康づくりに関する事業
- (3) 水の安全教育と海事知識の普及・啓発に関する事業
- (4) 環境保全を推進する事業
- (5) 指導者養成に関する事業
- (6) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行う。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
 - (2) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類は、毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

2 評議員選任委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選任委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選任委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選任委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 800,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 1 回、事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

集を請求することができる。

- 3 評議員会の招集通知は、各評議員に対し、開催日の1週間前までに通知する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の決議により、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるときは、理事長が議長の職を担うものとする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記

録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第 8 章 運営及び組織

（事務局）

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

（専門委員会）

第 38 条 この法人に、事業の円滑な推進を図るため、特定の専門的な事項について調査審議する専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、有識者 7 名以内で構成する。

3 専門委員会は、理事長の諮問に応じ専門的事項について調査審議し、理事長に建議又は報告する。

4 第 2 項の委員会の委員は、理事長が委嘱する。

5 専門委員会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

（顧問）

第 39 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたくて選任する。

3 顧問は、この法人の重要事項に関する意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、理事会の承認を経て有給とすることができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第 11 章 補則

(事務の執行に関する規則)

第 45 条 この法人の事務の執行に関する必要な事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事は、梶田 功、広渡 英治、大島 康雄、古山 透、吉田 哲朗、重 由美子、高良 文雄、中村 真衣、船越 眞、山中 健とし、監事は、篠原 通夫、西本 克己とする。

4 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

会長 梶田 功

理事長 広渡 英治

5 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

常務理事 大島 康雄

常務理事 古山 透

常務理事 吉田 哲朗

6 この法人の最初の評議員は、遠藤 容弘、岸 ユキ、工藤 祐直、小高 幹雄、小峯 力、
今 義男、谷川 真理、西嶋 泰義、皆川 浩二、吉田 和夫とする。

附則

この定款の一部変更は、平成25年6月20日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、平成29年6月29日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、令和4年6月23日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、令和5年4月1日から施行する。

組 織 規 程

規 第 1 号

改正 平成27年 2月20日規第 34号
改正 令和 4年 3月25日規第 61号
改正 令和 5年 3月31日規第 66号
改正 令和 5年 6月22日規第 84号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）定款第37条第3項の規定に基づき事務局の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織及び事務分掌

(部)

第2条 事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 地方創生部
- (4) 事業部

2 部に必要な課、チームを置くことができる。

3 課、チームの名称並びに事務分掌は会長が別に定める。

(総務部の所掌事務)

第3条 総務部においては次の事務をつかさどる。

- (1) 定款及びその他諸規程等に関する事
- (2) 評議員会及び理事会の庶務に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 登記その他の諸届及び公印の管理に関する事
- (5) 人事及び福利厚生に関する事
- (6) 予算及び決算に関する事
- (7) 契約に関する事
- (8) 固定資産の管理に関する事
- (9) 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関する事
- (10) その他各部の所掌に属さない事

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部においては次の事務をつかさどる。

- (1) 財団運営に係わる調査、研究に関すること
- (2) 新規事業の開発、調査に関すること
- (3) 財団業務に関する情報の収集に関すること
- (4) ウェブサイトの運営及び管理に関すること
- (5) 財団の広報に関すること
- (6) 財団と海洋センター・海洋クラブのネットワークシステムの推進に関すること
- (7) その他、財団運営の推進に関すること

(地方創生部の所掌事務)

第5条 地方創生部においては次の事務をつかさどる。

- (1) 地方活性化、地方創生に向けた事業に関すること
- (2) 地域の課題解決に向けた事業に関すること
- (3) 子どもの教育・福祉、子育て支援に関すること
- (4) 災害対策、災害支援に関すること
- (5) その他、財団運営の推進に関すること

(事業部の所掌事務)

第6条 事業部においては次の事務をつかさどる。

- (1) 指導者の養成、研修及び登録等に関すること
- (2) 海洋教育の推進に関すること
- (3) 海洋センター・海洋クラブの活性化に関すること
- (4) 海洋センター及び海洋クラブの各種データの収集や活動調査等に関すること
- (5) ブロック及び都道府県連絡協議会に関すること
- (6) 全国サミット、全国教育長会議等、各種会議の開催に関すること
- (7) その他、財団運営の推進に関すること

第3章 職 制

(職 制)

第7条 部に部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受け、所掌する事務を統括し管理する。
- 3 部に、部長を補佐して所掌事務を整理するため、次長を置くことができる。
- 4 課に課長を置く。
- 5 課長は、部長の命を受けて分掌する事務を処理する。
- 6 課に、課長を補佐して所掌事務を整理するため、課長代理を置くことができる。

- 7 課に係長を置くことができる。
- 8 係長は、課長の命を受けて担当する事務を処理する。
- 9 部または課に必要な応じてシニアオフィサーを置くことができる。
- 10 シニアオフィサーは部長または次長もしくは課長の命を受け、部または課の所掌に係る事務を処理する。

(契約職員)

第8条 必要がある場合、事務局に契約職員を置くことができる。

附 則

この規程は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

文書処理規程

規 第 3 号

改正 平成25年 6月20日規第 28号
改正 平成27年 2月20日規第 35号
改正 平成29年 6月29日規第 43号
改正 令和 5年 3月31日規第 68号
改正 令和 5年 6月22日規第 85号
改正 令和 5年10月27日規第 87号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）における文書は、この規程に定めるところによって処理するものとする。

(文書の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「文書」とは、文書その他の書類、図画及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方式、その他人間の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいい、財団の役職員が業務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、財団の役職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。
ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (2)「電子文書」とは、文書のうち電磁的記録をいう。

(文書の作成)

第3条 財団における事務の処理は、原則としてすべて文書を作成して行わなければならない。

- 2 電話等で照会、回答、報告又は打合せをしたときは、軽易なものを除き、その要旨を文書に記録して処理しなければならない。

(文書の用語等)

第4条 文書の書式は、外国語による文書を除き、原則として口語体を横書きとし、文字は現代かなづかいによるひらがな及び常用漢字を用い、数字は算用数字を用いるものと

する。

(文書の処理方針)

第5条 文書の処理は、担当者において正しく、すみやかに、かつ散逸することのないよう責任をもって行わなければならない。

2 文書の総括事務は、総務部において行うものとし、総務部長は、随時、各部署の文書処理の状況を監督し、改善に関し必要な指導を行うものとする。

3 緊急又は機密を要する文書は、会長又は理事長の指示により、総務部長及び各部署において適宜の処理をすることができる。

(文書受付)

第6条 到着文書(電子文書を除く)は、総務部において受け取り、親展文書及び個人あて文書(以下「親展文書等」という。)を除き、各部署に回付する。回付された文書は、すべて開封しこれに別記(1)の受付日付印を押なつする。

重要な文書に関しては、総務部の第1号様式による受付番号簿に所要の事項を記入するとともに、受付番号を記入しなければならない。ただし、軽易なものは、受付簿への記録及び受付番号を省略することができる。

2 親展文書等で業務関係と認められるものは、総務部長に、個人あての文書は、その名あての人にこれを配付するものとする。

3 総務部長は、前項による親展文書を受け取ったときは、自らこれを開封し秘密を要すると認めたものは別冊の秘密文書受付簿に、その他は一般文書受付簿に所定の受付処理をしなければならない。

4 地域海洋センター・海洋クラブからの電子文書については、正式文書として、記録し保存する。

(査 閲)

第7条 前条によって受付簿に記録した文書のうち、特に重要と認めるものは、理事長又は会長の査閲に供さなければならない。

第8条 到着文書に現金、手形その他の有価証券が添付してあるときは、総務部長の立会のもとにその員数等を調査確認し、必要によっては文書余白にこれを記録して紛失等のおそれがないよう取り扱わねばならない。

第2章 起案、決裁等

(起 案)

第9条 文書の起案は各部署が行なう。この場合供覧文書及び報告書等を除き、決裁を要

する文書は、第3号様式の回議用紙を用いるものとする。

- 2 起案文書は、一事案毎に作成し、関連する書類を洩れなく添付するとともに、必要により起案理由及び参照法規等の要領を抜き書きして説明を加えなければならない。

第10条 到着文書に対する処理の起案は、遅滞なく行わなければならない。

(決裁)

第11条 決裁を要する起案文書については、各部署の上司の認印を受けて決裁者に進達しなければならない。

- 2 決裁文書は、会長が決裁するほか会長の権限の一部は理事長及び常務理事において専決処理することができる。
- 3 決裁文書の専決については、会長が別に定める達によるところとする。

(会長の決裁文書)

第12条 会長の決裁を要する起案文書は、総務部長を経由して進達しなければならない。ただし、機密に属するものは、各部署の長が直接進達することができる。

(代決)

第13条 決裁者が不在で急を要する文書については、次の各号に掲げる者が代決することができる。この場合代決する者は代決である旨を表示するものとする。

- (1) 決裁者が会長である場合は、理事長
 - (2) 決裁者が理事長である場合は、常務理事
- 2 代決した者は、なるべくすみやかに、代決事案の要点を決裁者に報告しその承認を受けるとともに、必要により代決文書に「再出」と表示して文書の後閲を受けなければならない。

(合議)

第14条 起案文書のうち決裁を要するもので、他の部署の担当事務に関係のあるものは、関係の深い部署より順次に回付して合議しなければならない。この場合決裁者に至るまでの進達は第11条を準用する。

(起案文書の改廃)

第15条 起案文書を改廃するときは、当該文書の上部欄外に「改案」又は「廃案」と朱書し、「廃案」については最初の紙面に斜線を施すものとする。

- 2 合議済みの起案文書の改廃について、その旨関係部署に通知しなければならない。

(供 覧)

第16条 各部署で配付を受け、又は作成した資料、報告等の文書で、業務上参考となるものは、関係部署に供覧しなければならない。ただし、写を作成してこれに替えることができる。

(報 告)

第17条 職員が出張、会議、調査等を終えた場合は報告書を作成して報告しなければならない。ただし、内容が軽易であるか、又は中間報告に類するものであって記録にとどめる必要のないものは口頭による報告をもって、これに替えることができる。

(規程等の処理)

第18条 財団の規程及び達は、すべてそれぞれの番号をつけ、総務部において、規程類原簿に所要事項をそれぞれ記載するものとする。

2 規程類は原則として、電子文書として保管するものとする。

第3章 文書の発送

(発信者名)

第19条 発送文書は、会長名又は、理事長名で発信するものとする。ただし、内容の軽易なものに限り財団名で発信することができる。

2 財団内部における周知、連絡又は外部に対する軽易な連絡文書については、部長名で発信することができる。

(発信日付)

第20条 文書の発信日付は、原則として決裁の日とし、各部署で記入する。

2 発信日付を特に指定する必要があるものについては、各部署でその日付を原議に記入しておかなければならない。

(記 録)

第21条 決裁文書で発信を要するものは、第2号様式による文書発信簿に所定の事項を記録して、記号及び発信文書番号をつけなければならない。

2 文書の記号は、別記(2)に定めるところによる。

3 文書の番号は、毎年4月1日をもって更新するものとする。

4 電報を発信しようとするときは、総務部において、第4号様式による電報発信簿に記録しなければならない。

(浄書及び発信)

第22条 前条第1項の記録を終えた文書は各部署で浄書して発送するものとする。

- 2 浄書を終えた文書は、必ず原議と照合のうえ発信者名の下に公印（部長名で発信するものは認印）を押なつし、原議余白にかけて上部に契印を押さなければならない。ただし、財団内部に対するものは、公印の押なつを省略することができる。
- 3 前条第4項の記録を終えた電報は、総務部において発信するものとする。
- 4 地域海洋センター・海洋クラブに対して、電子文書として発信する文書については、公印を省略することができる。

第4章 文書の保管及び保存

(文書の保管)

第23条 未完結文書は各部署において紛失のおそれのない一定の場所に分類整理して保管し、担当職員が出張、休暇その他の事由により不在の場合においても、他の職員がこれを処理し得るように、常に所在を明らかにしておかなければならない。

第24条 完結文書は各部署において、第5号様式による保存文書整理簿に所定の事項を記録して、一定の場所に分類整理して保管しなければならない。

- 2 各部署においては、これを分類編さんして、表紙に分類名、綴込書類の期間、保存期間、部署名を記載して整然と保管しておかなければならない。

(保存期間)

第25条 文書の保存期間は次のとおりとする。

(1) 永久保存文書

- イ 登記に関する文書
- ロ 規程及び達の制定改廃に関する文書
- ハ 人事に関する重要文書
- ニ 毎事業年度の事業計画、予算、決算及び財務諸表に関する文書
- ホ 官公署の重要指令書、許可書及び通達書
- へ 重要な契約その他権利の得喪変更に関する文書
- ト 重要な計画書、調査書、設計書及び図表類
- チ 訴訟に関する文書
- リ 会議議事録等のうち重要文書
- ヌ その他効力の永続する書類

(2) 10年保存文書

- イ 法令上10年の保存を必要とする文書
- ロ 収入及び支出に関する証ひょう書

ハ その他永久保存文書以外の重要と認める文書

(3) 5年保存文書

会計及び財務に係る前各号に掲げるものを除く書類

2 前項の保存期間は、最後文書処理の終わった日の属する年度の翌年度から起算する。

(保存文書の貸出)

第26条 保存文書を借り受けようとする者は、各部署の所属長の許可を経て、貸し出しを受けるものとし、みだりに持ち出す等紛失のおそれのある行為をしてはならない。

(文書の廃棄)

第27条 各部署において保存期間の満了した文書は、各部署の所属長の承認を得て廃棄するものとする。

この場合は、保存文書整理簿にその年月日及び取扱者名を記録しておかなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団として保存期間中であった文書については、保存していた期間を含めて、第27条に定める保存期間を適用する。

附 則

この規程は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

(第1号様式)

受付簿 (秘密文書受付簿を含む)

受付月日	受付番号	件名	発信者	配布先受領印

(第2号様式)

発信簿

発信月日	発信番号	件名	宛先	種別

(第3号様式)

回議用紙

記号番号	第 号	発信月日	年 月 日
起案	年 月 日	起案者	印
決裁	年 月 日	浄書校正	印
宛先	年 月 日	発信者名	
会 長 理 事 長 常務理事 総 務 部 企 画 部 地方創生部 事 業 部			
件名			

(第4号様式)

電報発信簿

発信月日	用件	宛先	発信部署名

(第5号様式)

保存文書整理簿

分類番号	保存年月日	保存期間 満了年月日	文書番号	件名	主管部署名

別記

(1)



(2)

- イ 財団全般に関する事項で、対外的に用いるもの
- ロ 総務部に関する事項で、事務局内で用いるもの
- ハ 企画部に関する事項で、事務局内で用いるもの
- ニ 地方創生部に関する事項で、事務局内で用いるもの
- ホ 事業部に関する事項で、事務局内で用いるもの

B & G	第	号
総	第	号
企	第	号
地	第	号
事	第	号

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

規 第 5 号

改正 平成24年 6月15日規第 25号
改正 平成25年 2月28日規第 26号
改正 平成29年 8月21日規第 46号
改正 令和 5年 6月22日規第 83号

団体からの要請により
「役員報酬等に係る具体的な
数字」は非公開とした。
(JANPIA)

(目的)

第1条 公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び第28条に基づく役員及び評議員の報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表1により支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表2により支給する。
- 4 常勤理事には、特別手当を支給しない。
- 5 監事の報酬は、別表3により支給する。
- 6 評議員の報酬は、別表4により支給する。
- 7 役員の退職にあたっては、第4条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤理事に対する退職慰労金の額は、退任時の月額報酬の■%に、在任月数および支給係数を乗じた額とする。

ただし、第8項後段により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、退任日におけるそれぞれの役職ごとの月額報酬の■%に、それぞれの役職ごとの在任月数（以下「役職別期間」という。）及び支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

3 在職期間（常勤理事としての通算期間をいう。以下同じ。）及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。

4 非常勤理事に対する退職慰労金の額は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

5 役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。

6 支給係数は、次のとおりとする。

(1) 在職4年未満の者 100分の■以内

(2) 在職4年以上6年未満の者 100分の■以内

(3) 在職6年以上の者 100分の■以内

支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

7 役員が職務上の義務違反により解任となった場合にはこの規程は適用しないものとする。

8 役員が任期満了の日又は、その翌日において再び同一の役職に任命された時は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職した者とみなす。また、常勤理事が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された時も同様とする。

9 この規程に定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(報酬等の支給日及び方法)

第5条 常勤理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(新たに常勤理事となった者の月額報酬)

第6条 月の途中で常勤理事に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、月額報酬の額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が常勤理事となった日からその月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(常勤理事でなくなった者の月額報酬)

第7条 月の初日以外の日において、常勤理事が退職し、解任され、又は死亡した常勤理事に対して支給するその月の報酬の額は、月額報酬の額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、解任され、又は死亡した日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の月額報酬は、全額を支給する。

(常勤理事の月額報酬の支給日の特例)

第8条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(費用)

第9条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費を支給する。

(公表)

第10条 財団は、この規程をもって、役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

別表1 常勤理事の報酬

月額 [] 万円までの範囲内

別表2 非常勤理事の報酬

理事会、評議員会出席の都度 一回当たり [] 円

別表3 監事の報酬

理事会、評議員会及び監事監査出席の都度 一回当たり [] 円

別表4 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一回当たり [] 円

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 施行日の前日に在職していた役員が、施行日以降も就任している場合は、引き続き在職しているものとみなして在職期間を通算するものとし、その者の退職慰労金は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 施行日前日までの間の退職慰労金の額は、なお従前の例により算出した額
 - (2) 施行日以降の間の退職慰労金の額

附 則

この規程は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

職員給与規程

規 第 6 号

改正 平成27年 2月20日規第 37号
改正 平成30年 2月14日規第 47号
改正 令和 4年 3月25日規第 62号
改正 令和 5年 3月31日規第 70号

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人B&G財団(以下「財団」という。)就業規則第24条の規定により、職員に支給する給与については、この規程の定めるところによる。

第2章 一般職員に関する給与

(適用範囲)

第2条 本章は職員のうち、組織規程第6条に規定する部長、次長、課長、課長代理(以下「役付職員」という。)及びシニアオフィサー(以下「専任職員」という。)を除く職員(以下「一般職員」という。)を対象に支給する給与について定める。

(給与の区分)

第3条 一般職員の給与は、次の区分により支給する。

- (1) 基本給は、本俸(本給及び調整給)並びに扶養手当とする。
- (2) 諸手当は、時間外勤務手当、住宅手当及び特別手当とする。

(本俸)

第4条 本俸は、月額とし、別に定める本俸基準表による。

第5条 一般職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度並びにその者の経歴、経験等を考慮して決定する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、被扶養者のある一般職員に対して支給する。

- 2 被扶養者とは、所得税法(昭和40年法律第33号)に定める控除対象配偶者及び扶養親族を云う。
- 3 扶養手当は、月額とし、別に定める額とする。
- 4 扶養手当は、一般職員に新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者が生じたと

きは、その事実が生じた日から支給を開始し、職員について被扶養者としての要件を欠くに至った者が生じたときは、その事実が生じた日の翌日から支給を停止する。この場合において、当該事実が生じた月の扶養手当の額は日割計算により算出した額とする。

- 5 扶養手当の支給を受けようとする者は、所定の様式により受給の申請をしなければならない。
- 6 被扶養者としての要件を欠くに至った者が生じたときは、そのつどすみやかに所定の様式によりその旨届け出をしなければならない。

(時間外勤務手当)

第7条 時間外勤務手当は、所属長の命令により勤務時間外又は休日に勤務をした職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務時間外又は休日に勤務した全時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる）に対して、次の算出方法により算出した額とする。

- (1) 時間外労働（午後5時より午後6時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{143} \times 1.0$$

- (2) 時間外労働（午前5時より午前9時及び午後6時より午後10時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{143} \times 1.25$$

- (3) 深夜労働（午後10時より翌日午前5時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{深夜労働時間}}{143} \times 1.5$$

- (4) 休日労働（代休なき場合）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{休日労働時間}}{143} \times 1.35$$

- (5) 休日労働（代休をとった場合）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{休日労働時間}}{143} \times 0.35$$

- 3 前項にかかわらず、第2項第2号及び第3号の時間外労働の合計が1ヵ月60時間を超える場合は、次の算出方法により時間外勤務手当の額を算出する。

- (1) 時間外労働（午前5時より午前9時及び午後6時より午後10時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{143} \times 1.50$$

(2) 深夜労働（午後10時より翌日午前5時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{深夜労働時間}}{143} \times 1.75$$

4 第2項および第3項の給与月額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金の額を控除した額とする。

（住宅手当）

第8条 住宅手当は、月額とし、別に定める額を支給する。

2 一般職員が前項の規定による住宅手当の受給の要件を備えるに至ったときは、その事実が生じた日から支給を開始し、又は増額支給し、その要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日の翌日から減額支給し、又は支給を停止する。この場合において、当該事実が生じた月の住宅手当の額は、日割計算により算出した額とする。

3 住宅手当の支給を受けようとする者は、所定の様式により受給の申請をしなければならない。

4 住宅手当の受給の要件に変更を生じ、又はその要件を欠くに至ったときは、その職員は、そのつどすみやかに所定の様式によりその旨届け出をしなければならない。

（特別手当）

第9条 特別手当は、原則として毎年2回概ね6月及び12月に予算の範囲内で財団が決定し支給することができる。

2 前項の特別手当の支給細目は、別に定める。

3 特別手当は、その支給日において在籍している一般職員に対し支給する。

（昇給）

第10条 一般職員が現に受けている本俸の額を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好成績で勤務したときは、その成績の程度に応じて別に定める額を昇給させることができる。

（昇給の特例）

第11条 昇給の時期以外の時期において、新たに採用された一般職員の昇給については、前条に定める期間にかかわらず、採用後の最初の昇給の時期において、昇給させることができる。この場合における昇給の額は、その経過月数に応じて調整した額とする。

（昇給の時期）

第12条 一般職員の昇給の時期は、原則として毎年4月1日とする。

(給与の支給日及び支給方法)

- 第13条 給与(特別手当を除く)の支給日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)とし、その月の初日から末日まで(時間外勤務手当については、前月の初日から末日まで)の間の給与を支給する。
- 2 給与は、法令に基づきその一般職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人に支給する。
- 3 基本給又は諸手当について支給要件に変更が生じた場合は、第1項の支給日によらないことができる。

(賃金の日割計算)

- 第14条 給与計算期間の途中に入社、欠勤、休職、復職、解雇、退職した者及び本俸の額等に変更があった者に支給するその月の本俸、扶養手当、役職手当、通勤手当、住宅手当の額は、日割計算により算出した額とする。

(本俸の減額)

- 第15条 一般職員が欠勤、遅参、早退等(就業規則第12条第2項の規定により許可を受けた場合を除く。)により勤務しなかった日又は時間があるときは、当該勤務しなかった日につき日割計算により算出した本俸の額又は1時間当たりの本俸の額(当該月の本俸月額を143で除して得た額)に当該勤務しなかった時間数を乗じて得た額をその職員の給与から減額する。ただしやむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

第3章 役付職員等に関する給与

(適用範囲)

- 第16条 本章は、役付職員及び専任職員(以下「役付職員等」という。)を対象に支給する給与について定める。

(支給形態)

- 第17条 役付職員等の給与は年俸制とする。
- 2 本章における年俸制は、給与の支給形態を4月1日から翌年3月31日までの1年単位によって運用するものとする。

(年俸の更改等)

- 第18条 年俸額は、別に定める年俸基準表によるものとし、年俸額の更改は原則として毎年4月1日に行うものとする。
- 2 年俸額の更改については、別に定める年俸額更改表によるものとする。

(給与の支給日及び支給方法)

- 第19条 給与の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）とし、その月の初日から末日までの間の給与を支給する。
- 2 年俸は年俸額を12月で除することにより行う月割計算により算出した額を月払年俸額として支給し、支給方法は第13条第2項の規定を準用する。
- 3 新たに役付職員等になった者、復職又は年俸額に変更があった者には、新たな年俸額を提示し、第19条2項により算出した月払年俸額を役付職員等になった日から支給する。

(賃金の日割計算)

- 第20条 給与計算期間の途中に入社、欠勤、休職、復職、解雇、退職した者及び年俸額に変更があった者に支給する月払年俸額は、日割計算により算出した額とする。
- 2 前項により支給要件に変更が生じた場合は、第19条1項の支給日によらないことができる。

(年俸額の減額)

- 第21条 役付職員等の年俸額の減額は、第15条の規定を準用する。

第4章 雑則

(日割計算の方法)

- 第22条 この規定に定める本俸、扶養手当、役職手当、通勤手当、住宅手当及び月払年俸額（以下「本俸等」という。）の日割計算の方法は、その月の現日数から土曜日並びに日曜日の日数を差し引いた日数により日額を算出し、これに本俸等の支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から本俸等の支給を停止する日までの土曜日並びに日曜日以外の日数を乗ずることにより行うものとする。

(端数の処理)

- 第23条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報保護に関する達

達 第 8 号

改正 令和 5年 3月31日 達第141号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この達は、公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この達において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

(責 務)

第3条 財団はこの達の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 職員就業規則第4条のほか、財団の役職員は、職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集及び閲覧

(収集の制限)

第4条 個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例に定めがある場合及び事業の目的を達成するために、当該個人情報が必要不可欠な場合にはこの限りではない。

3 財団は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき。

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第5条 個人情報を取り扱う事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の情報に保つように努めなければならない

- 2 個人情報の漏洩、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 保有の必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし、他の規程等により保存が義務付けられているものや歴史的資料として保存されるものについてはこの限りではない。

(委託等に伴う措置)

第6条 個人情報を取り扱う事業（印刷等を含む）の委託等を行うときは、個人情報の保護に関し、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の禁止
- (3) 委託された事業以外への使用の禁止
- (4) 許可しない複写及び複製の禁止
- (5) 秘密保持の義務
- (6) 返信及び廃棄の義務
- (7) 事故発生時における報告の義務

(受託者等の責務)

第7条 個人情報を取り扱う事業を受託した者は、前条に基づき個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の利用及び提供

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 個人情報を取り扱う事業の目的以外に、個人情報を利用、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められると

き。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

2 前項のただし書きの規定により個人情報を利用、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供に伴う制限)

第9条 個人情報の財団以外の者への提供（以下「外部提供」という。）する場合は、外部提供を受ける者に対し、使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、その適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 財団は事業の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

第5章 自己の個人情報の開示及び請求等の申出

(自己情報の開示請求)

第10条 何人も財団に対して、その保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 自己情報の開示の申出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

3 財団は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 法令又は条例の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるもの。

(2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人に関する個人情報を含む情報であって、開示請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を損なうと認められるもの。

(3) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、事業の適正な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるもの。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はこれらに類する公共団体との間における協議、協力等により作成、又は取得した個人情報であって、開示請求者に開示することにより、協力関係、信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

(5) 生命、身体、財産等の保護、その他公共の安全と秩序の維持に支障のおそれのあるもの。

(6) 調査、争訟等に関する個人情報であって、開示請求者に開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるもの。

(開示請求の手続)

第11条 開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を財団に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他財団の定める事項

2 開示請求をしようとする者は、財団に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出、又は提示しなければならない。

3 財団は開示請求の書類に不備があると認める場合には、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとし、開示請求者が補正を行わない場合には、当該開示請求に応じないことができる。

(開示請求に対する決定等)

第12条 財団は、開示請求があった日から原則として15日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に起算しない。

2 財団は前項の決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。

3 財団はやむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、財団は速やかに書面により延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。

4 財団は第1項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を明示するものとする。

5 財団は第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に、請求者以外の者に関する情報が含まれるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。

(開示の実施及び方法)

第13条 財団は前条第1項に基づき個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、文書、図画又は写真（以下「文書等」という。）にあつては、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、磁気テープ、磁気ディスク等（以下「磁気テープ等」という。）にあつては、視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行う。

3 前項の方法による個人情報の開示をする場合において、当該方法によると、文書等及び磁気テープ等が汚損又は破損するおそれがあり、個人情報の保存に支障が生ずる場合には、同条の規定にかかわらず、写しにより開示することができる。

(費用の負担)

第14条 前条の規定する方法のうち、写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(自己情報の訂正の申出)

第15条 何人も開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、財団に対して、その訂正の申出をすることができる。

2 第10条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(自己情報の削除の申出)

第16条 何人も財団が第4条の規定に反して自己情報を収集したと認める者は、財団に対して、その削除の申出をすることができる。

2 第10条第2項の規定は、削除の申出について準用する。

(目的外利用及び外部提供の中止の申出)

第17条 何人も財団が第8条第1項、第10条の規定に反して、自己情報の目的外利用又は外部提供をしたと認めるときは、財団に対して、その中止の申出をすることができる。

2 第10条第2項の規定は、目的外利用及び外部提供の中止の申出について準用する。

(訂正等の申出の方法)

第18条 第15条から第17条の規定に基づき、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止（以下「訂正等」という。）の申出をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を財団に提出しなければならない。

- (1) 申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 申出の内容及び理由
- (4) その他財団の定める事項

2 訂正等の申出をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示しなければならない。

3 第11条第2項の規定は、訂正等の申出について準用する。

第6章 異議の申出、その他

(異議の申出)

第19条 何人も財団が自己に関する個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、書面により異議の申出をすることができる。

2 財団は前項に規定する申出書を受理したときは、必要な調査を行い、当該調査の結果及び申出にかかる個人情報の取扱いを是正するかどうかを、遅滞なく書面により申出をした者に通知しなければならない。

(苦情の処理)

第20条 財団はその保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(他制度との調整)

第21条 他の法令及び条例により、財団に対して、自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

附 則

この達は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

経理規程

規 第 9 号

改正 平成25年 6月20日 規 第 29 号

改正 平成29年 6月29日 規 第 44 号

改正 令和 元年10月25日 規 第 58 号

改正 令和 5年 3月31日 規 第 73 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）の会計及び財務に関する基準を確立し、その処理を確実ならしめることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 財団の会計及び財務については、財団の定款及び契約規程に定めるところによるほか、この規程による。

(原則)

第3条 財団の会計は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理されなくてはならない。

- (1) 財務諸表は、会計帳簿に基づいて資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示しなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表等の表示方法の適用に際して、簡便な方法によることができる。

(事業年度)

第4条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の区分)

第5条 財団の財産は、基本財産とその他の財産とに区分する。

(会計区分)

第6条 財団の会計区分は次のとおりとする。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 収益事業等会計

(3) 法人会計

2 前項の(1)及び(2)の事業については、その事業の内容等に応じて区分するものとする。

(会計処理)

第7条 財団の会計処理に当たっては、理事長が別に定める勘定科目によって整理するものとする。

(内部けん制)

第8条 会計に関する組織については、内部のけん制組織の確立を図り、誤びゅう又は不正が生じないようにするものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第9条 財団の会計及び財務に関する帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書及び財務諸表等 永久保存
- (2) 重要な契約文書 永久保存
- (3) 帳簿、証憑及び契約書類 10年
- (4) その他のもの 5年

第2章 帳簿組織

(帳簿)

第10条 帳簿は、主要簿及び補助簿とする。

2 主要簿は、次のとおりとする。

- (1) 会計伝票及び日計表
- (2) 総勘定元帳

3 補助簿の種類は、次のとおりとする。

現金出納帳、銀行勘定帳、有価証券管理台帳、固定資産台帳、資金収支予算の管理に必要な帳簿、その他必要な帳簿

(会計伝票)

第11条 会計に関する取引は、すべて会計伝票によらなければならない。

2 会計伝票は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票の3種類とする。

3 会計伝票は、原則として取引の主管者において作成し、必ず証憑を添付しなければならない。

(日計表)

第12条 日計表は、会計伝票により1日の総取引金額を一表に仕訳して作成する。

(総勘定元帳)

第13条 総勘定元帳は、日計表により各勘定科目ごとにその金額を転記する。

(補助簿)

第14条 補助簿は、その種類に従い毎取引日の会計伝票より取引の内容を詳細に記録する。

(残高照合)

第15条 総勘定元帳の記帳担当者は、毎月末における各補助簿の残高と総勘定元帳の当該勘定科目の残高と照合し、これらの金額が合致した場合には、総勘定元帳各勘定科目の金額に基づき試算表を作成するものとする。

(帳簿の更新)

第16条 帳簿は、特に支障のない限り事業年度ごとに更新するものとする。

第3章 金銭会計

(金銭の範囲)

第17条 この規程において金銭とは、現金（小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び支払い通知書を含む。）及び銀行その他の金融機関への預金をいう。

2 手形及び有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(基本財産・特定資産の運用方法)

第18条 基本財産・特定資産は、次のいずれかの方法により安全かつ効率的に運用するものとする。

(1) 国債・政府保証債・地方債・特別の法律により法人の発行する債券・事業債・円貨建外債（ユーロ円債を含む）・外貨建債券・投資信託

(2) 信託業務を行う銀行への金銭信託（特定金銭信託を含む。）若しくは金銭信託以外の金銭信託又は貸付信託

(3) 預貯金

2 前項の内、次の方法による運用については、理事長が別に定める。

(1) 事業債・円貨建外債（ユーロ円債を含む）外貨建債券・投資信託

(2) 特定金銭信託又は金銭信託以外の金銭の信託

(有価証券)

第19条 有価証券のうち、満期保有目的の債券は取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券金額と異なる価額で取得した債券で、当該差額が金利の調整と認められるものは償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価額のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とし、時価のないものについては取得価額をもって貸借対照表価額とする。

第20条 有価証券の買入及び売却については、理事長の決裁を受けなければならない。

2 運用担当者は毎月、運用状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(取引銀行等の決定)

第21条 財団が取引しようとする銀行その他の金融機関の決定は、理事長の決裁を受けなければならない。

(出納管理責任者)

第22条 財団の出納管理責任者は、理事長とし、理事長に事故があるとき又は欠員のときは会長が指名する常務理事とする。

(金銭の出納事務責任者)

第23条 財団の金銭出納事務責任者は、経理課長とする。

2 前項の出納事務責任者に事故がある場合は、出納管理責任者の指名した者が、その事務を代理する。

第24条 出納事務責任者は、会計伝票を作成する者と同一人であってはならない。

2 出納事務責任者以外の者は、原則として金銭の出納を行ってはならない。

(収納)

第25条 金銭を収納したとき、出納事務責任者は、所定の領収証を作成して交付する。

(収納金の取扱い)

第26条の2 収納した現金は、できる限り収納した日に銀行その他の金融機関に預入するものとする。

2 現金の収納の日時が、銀行その他の金融機関の営業時間経過後又は、休日の場合その他やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、その収納した日の翌営業日に預入することができる。

(支払)

第27条 金銭の支払いは、出納管理責任者の決裁した会計伝票及び証憑書類により行う。

第28条 金銭の支払いに際しては、支払先より適正な領収証を徴収して保管しなければならない。

ただし、銀行その他の金融機関への振込みによる支払に際しては、当該金融機関の振込金領収証又はこれに相当する証票をもって領収証にかえることができる。

2 適正な領収証の徴収が困難なものについては、出納管理責任者の確認によって処理することができる。

(手持現金)

第29条 第26条の第2項に定める収納金の他、日々の現金支払いにあてるため、60万円を限度とする手持現金をおくことができる。

(金銭及び有価証券の保管)

第30条 金銭及び金銭出納に関する重要なものは、すべて所定の金庫に保管しなければならない。
2 有価証券は、銀行その他の金融機関への預託その他確実かつ安全な方法により保管しなければならない。

(資金の借入)

第31条 財団の業務遂行上資金を借入れようとするときは、あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

(金銭在高照合)

第32条 金銭の在り高照合は、次の各号による。

- (1) 現金については、出納事務責任者が毎日その残高を実査し、現金出納簿残高と照合する。
- (2) 預金については、出納事務責任者が預け先銀行その他の金融機関から毎月末の預金残高証明書を徴して銀行勘定帳と照合する。預金残高証明書は、預金通帳をもってかえることができる。
- (3) 有価証券については、毎月1回出納事務責任者が、財団に保管するものにあつては、その在り高を実査し、銀行その他の金融機関へ預託したものにあつては、有価証券出納簿と照合する。

第4章 固定資産会計

(固定資産の範囲)

第33条 この規程において固定資産とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別するものとする。

(1) 基本財産

イ 定款に基本財産として定める財産をいう。

(2) 特定資産

- イ 退職給付引当資産
- ロ 事業振興基金
- ハ 施設等整備準備金
- ニ 事業推進準備金
- ホ 特定費用準備資金
- ヘ 資産取得資金
- ト その他 特定目的の資産

(3) その他固定資産

基本財産又は特定資産以外の固定資産をいい、以下の固定資産をいう。

- イ 土地
- ロ 建物、構築物
- ハ 船舶、車輛、機械、器具備品
- ニ 建設仮勘定
- ホ ソフトウェア、電話加入権
- ヘ 敷金、預り保証金預金、長期貸付金

ト その他の資産

(固定資産会計)

第34条 前条(3) その他固定資産に関する経理については次条から第47条までに定めるところによる。また、前条の(1) 基本財産及び(2) 特定資産に関する経理については、第3章 金銭会計の定めるところによる。

(建設仮勘定)

第35条 固定資産のうち、建設未了のもの又は購入した場合で附帯費用の不明のものについては建設仮勘定をもって整理し、その建設完了時又は附帯費用確定時に、それぞれ固定資産勘定へ振替整理する。

(管理責任者等)

第36条 固定資産に関する管理責任者は、総務部長とし、事務担当者は、経理課長とする。

第37条 固定資産に関する帳簿書類の作成及び保管の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産管理台帳並びに固定資産に係る契約書、権利証書、登記簿謄本等の証憑書類については管理責任者
- (2) 固定資産台帳及び減価償却に関する証憑書類については、事務担当者

(固定資産管理台帳)

第38条 固定資産管理台帳は、管理責任者が個々の資産につき、その増減並びに現況を記録する。

(固定資産台帳)

第39条 固定資産台帳は、事務担当者が固定資産の増減並びに減価償却について経理する。

- 2 固定資産台帳と固定資産管理台帳とは、少なくとも毎事業年度1回は照合しなければならない。

(固定資産の管理報告)

第40条 管理責任者は、毎事業年度末において固定資産の過不足異動の報告書を作成し、出納管理責任者へ報告しなければならない。

(固定資産の処理)

第41条 固定資産の取得、売却、廃棄、譲渡、貸与又は担保の設定等については、理事長の決裁を受けなければならない。

第42条 不動産登記を要する固定資産の取得又は異動があったときは、すみやかに登記しなければならない。

(固定資産の価額)

第43条 固定資産の価額は、次の各号により算定する。

- (1) 工事又は工作によるものは、その製作価額及び附帯費用
- (2) 購入によるものは、その購入価額及び附帯費用
- (3) 寄附又は交換によるものは、その適正な評価額及び附帯費用
- (4) 改造によって当該資産の価値が増加し、かつ、その耐用年数が延長する場合は、その改造費及び附帯費用を当該資産の帳簿価額に加算した額

(減価償却)

第44条 第33条の固定資産のうち減価償却資産については、毎事業年度減価償却を行わなければならない。

- 2 減価償却は、当該資産を取得し事業の用に供した月から起算するものとする。
- 3 減価償却の方法は、建物及びソフトウェアについては、定額法による直接償却とし、その他の減価償却資産については、定率法による直接償却とする。なお、耐用年数については、法人税法の定めるところによる。

(特別償却)

第45条 固定資産に重大な損傷の生じた場合及び陳腐化等によって固定資産の価格が著しく減少した場合には、理事長の決裁を経て特別償却を行うことができる。

(固定資産の附保)

第46条 固定資産は、適当な保険金額を定めて損害保険に附保しなければならない。保険金額は、理事長の承認を得て決定する。

(現物照合)

第47条 管理責任者は、毎事業年度末において、固定資産の個々につき固定資産管理台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の作成)

第48条 予算は、当該事業年度の事業計画に基づき作成する。

(予算連絡会議)

第49条 予算編成について、その基本方針及び内容を審議するため、関係役職員による予算連絡会議を行う。

- 2 予算連絡会議は、総務部長が主宰する。

(予算の執行)

第50条 予算の執行責任者は理事長とする。

- 2 常務理事は、当該担当業務に関する予算の執行を行う。
- 3 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用してはならない。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしない。

第6章 決算

(決算)

第51条 決算は、会計年度における会計記録を整理集計し、財政状態及び会計年度の正味財産増減の状況を明らかにすることを目的とする。

(決算整理)

第52条 決算整理は、次のものについて行う。

- (1) 固定資産に関する整理
- (2) 未収金その他の債権に関する整理
- (3) 未払金、預り金その他の債務に関する整理
- (4) 引当勘定に関する整理
- (5) その他未処理事項に関する整理

(財務諸表等の種類)

第53条 決算期において作成する財務諸表等は、次のとおりとする。

- (1) 財務諸表
 - イ 貸借対照表
 - ロ 正味財産増減計算書
 - ハ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (2) 財産目録

第7章 補則

第54条 この経理規程に定めるもののほか、経理に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

倫理規則

達 第 104 号

改正 令和 5 年 3 月 3 1 日 達第 1 4 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人 B & G 財団（以下「財団」という。）が目的とする海洋性レクリエーション事業を軸とした青少年の健全育成等の公益の増進を図る事業の振興に寄与し海洋国日本の発展に資するという責務の重大さを認識して、社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、財団に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則の対象となる者は、役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員等」という。）とする。

(人権の尊重)

第 3 条 財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(遵守事項)

第 4 条 役職員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）等、業務における不正行為など社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

2. 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ることや斡旋・強要してはならない。
3. 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
4. 役職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、財団の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
5. 役職員等は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。
6. 役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員の解任については、定款第27条に基づき行うこととする。
- (2) 職員の処分については、職員就業規則第33条及び第34条に基づき取り扱うものとする。

(利益相反等の防止及び申告)

第6条 財団は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規則に基づき公開しなければならない。

2. 評議員会又は理事会の決議に当たっては、定款に基づき当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。
3. 役職員等は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない事由によりかかる行為を行う場合には、事前に財団に書面で申告するものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員等は、特定の個人又は団体等の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(規則遵守の確保)

第8条 財団は、必要に応じて委員会を設置し、この規則の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

附則

この規則は、令和元年10月11日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

- (1) 財団が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。
- (2) 財団が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずる者もしくは従業員（以下「助成団体等役職員」という。）から、金銭等の贈与を受けること。
- (3) 助成団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 助成団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 助成団体等役職員から華美な供応接待を受けること。
- (6) 助成団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

コンプライアンス規則

達 第 105 号

改正 令和 5年 3月31日 達第146号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人B&G財団（以下「財団」という。）の倫理規則の理念に則り、財団に適用又は適用の可能性のある法令、財団の定款又は内部規則の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 財団の役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規則の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

(担当)

第3条 財団のコンプライアンスに関する組織等として次のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事の職務)

- 第4条 コンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）は、常務理事とする。
2. 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門（以下「統括部門」という。）を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
 3. 担当理事の役割及び権限は次のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス委員会の委員長
 - (2) コンプライアンス施策実施の最終責任者
 - (3) コンプライアンス違反事例対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会の役割)

第5条 コンプライアンス委員会は、担当理事を委員長とし、統括部門の長となる総務部長、企画部長、事業部長及び外部有識者1名を委員として構成する。

2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制を整備し、実効性を挙げるため次の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況の確認
- (3) コンプライアンス違反事件についての原因の究明、分析
- (4) コンプライアンス違反の関係者の処分内容検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明、分析並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他担当理事が指示した事項

(コンプライアンス統括部門の役割)

第6条 財団の総務部をコンプライアンス全般の統括部門とし、総務部長を統括部門長とする。

2. 統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、実施等を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、遂行する。
3. 統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況及びコンプライアンスにかかわる事項を担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告及び連絡)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそれに類する行為を発見した場合は、速やかに統括部門に報告する。

2. 統括部門長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそれに類する行為について知りえた場合は、直ちに担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、担当理事の承認を受けて、当該事象に対応する。
3. 役職員は、緊急事態等の事由により、統括部門を経由することができない報告について、第1項にかかわらず担当理事に直接報告することができる。

附則

この規則は、令和元年10月11日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

内部通報規則

達 第 106 号

改正 令和 5 年 3 月 3 1 日 達第 1 4 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人 B & G 財団（以下「財団」という。）における不法行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに財団に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営方法等必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この規則は、財団の役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）に対して適用する。

(通報等)

第 3 条 役職員の不正行為として、次に掲げる事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（直接的又は間接的に関係する者を含む。）はこの規則の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）することができる。

- (1) 法令又は定款に違反する行為
- (2) 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 職員就業規則その他財団の内部規則に違反する行為
- (4) 財団の名誉又は社会的信用を侵害し又は失墜させるおそれのある行為
- (5) その他財団、役職員又は利害関係者が重大な損害を生じるおそれのある行為

2. 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下「通報者等」という。）は、この規則による保護の対象となる。

3. 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを認知した役職員は、この規則に基づき通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第 4 条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプ窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により、通報を行うことができる。

- (1) コンプライアンス規則に定めるコンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）

(2) 総務部長

2. 職員就業規則及び契約職員就業規則その他の規則に定める守秘義務に関する規定は、この規則の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプ窓口での対応)

第5条 ヘルプ窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2. 通報等を受けたヘルプ窓口の担当者は、通報者に対して通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には、当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、或いは匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公平公正な調査)

第6条 通報等を受けた各ヘルプ窓口の担当者は、通報等の内容を直ちに担当理事に報告する。ただし、通報者の指名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下「通報者特定情報」という。)を除くこととする。また、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合は、担当理事ではなく監事に報告する。

2. 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は、総務部において実施することを原則とする。ただし、総務部が関係する内容の通報等が対象である場合、その他総務部において通報等調査を実施することが適切でない場合には、担当理事の指示により、他の部署又は担当者に通報等調査を行わせるか、又は法律事務所等の外部機関に通報等調査を依頼することができる。
3. 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。
4. 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。
5. 通報等を受けた各ヘルプ窓口の担当者は、通報者との間で通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含む財団の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議し、かかる合意の内容を見直すものとする。役職者は、第1項及び第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行ってはならない。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

- 第7条 通報等調査を担当した部署（以下「調査担当部署」という。）は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに当該結果を通報等を受けたヘルプ窓口、担当理事及び理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう十分注意するものとする。
2. ヘルプ窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りでない。

(調査結果に基づく対応)

- 第8条 担当理事又は通報等の対象となった監事及び総務部長は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在すると判明した場合、直ちに理事長に報告するとともに事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発等の対応を行うとともに再発防止の措置を行うなど、速やかに必要な対応を講じる。
2. 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取り扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。
3. 担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要を速やかに理事会に報告するとともに遅滞なくこれを公表するものとする。ただし、理事会への報告及び公表の内容については、通報者等の氏名等の個人情報は除くものとする。

(情報の記録と管理)

- 第9条 通報等を受けた各ヘルプ窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることのないよう十分留意することとする。
2. 通報等を受けた各ヘルプ窓口は、調査担当部署、その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならないが、第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該情報の開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
3. 役職員は、各ヘルプ窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

- 第10条 財団の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別

的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価など、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第 11 条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第 9 条第 2 項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、もしくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名など通報者等に関する情報の開示を求めた場合、又は前条の規定に違反した場合には、情状により当該者を懲戒処分に処すこととする。

2. 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同様。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、職員就業規則に従い戒告、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3. 前項の懲戒処分は、役員については評議員が決議し、職員については理事長がこれを行う。

附則

この規則は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

附則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

リスク管理規則

達 第 107 号

改正 令和 5 年 3 月 3 1 日 達第 1 4 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人 B & G 財団（以下「財団」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び財団の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、財団の役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第 3 条 この規則において「リスク」とは、財団に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性をいい、「具体的リスク」とは、事業実施時の事故、交通事故、不祥事の発生、財団に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、大規模な自然災害の発生、その他の要因又は原因の如何を問わず、前記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

(基本的責務)

第 4 条 役職員は、業務の遂行に当たり、法令及び財団が定める定款、規則等を遵守し、この規則の定めに沿って行動しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第 5 条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる財団の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討したうえ、必要に応じその回避措置も併せて講ずる。

2. 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議し、上位者の指示に従うこととする。
3. 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議し、適切にこれを処理する。

(守秘義務)

第6条 役職員は、この規則に基づくリスク管理に関する計画及び措置等を立案又は実施する過程において取得した財団及び財団の関係者に関する情報に関して秘密を保持しなければならないが、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、財団の内外を問わず開示し、又は漏洩してはならない。

(緊急事態への対応)

第7条 財団は、第8条で規定する緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

2. 理事長に事故あるとき又は不在の場合は、常務理事がリスク管理統括責任者に代わるものとし、常務理事に事故あるとき又は不在の場合は、総務部長が代わるものとする。

(緊急事態の範囲)

第8条 この規則における緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、財団、財団事務所、役職員又は財団が主催する事業参加者に急迫の事態が生じる可能性があり、財団を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

地震・台風・集中豪雨等の風水害などの災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② 航空・鉄道・船舶の交通機関の重大な事故

③ バス・レンタカー等の陸上輸送に伴う重大な事故

④ 役職員又は財団主催事業参加者に係る重大な人身事故

⑤ 財団の活動に起因する熱中症等の重大な事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② 財団の法令違反等の摘発などを目的とした官公庁による立ち入り調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

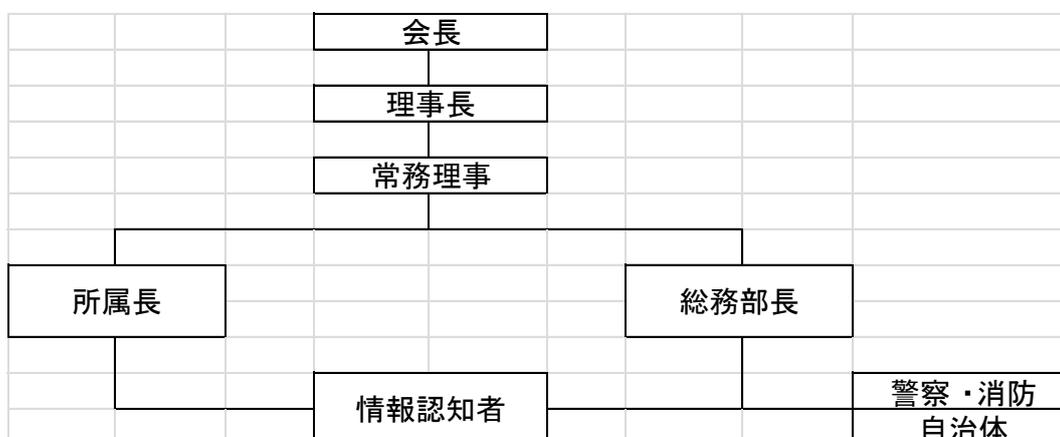
(5) 機密情報の漏洩や情報システムへの不正なアクセス

(6) その他前記に準ずる財団運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第9条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに次項に定めるところにより通報を行わなければならない。

2. 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急通報」という。）は、原則として次の経路又は既に指定されている緊急連絡網により行うこととする。



(緊急事態対策本部の設置及び開催)

第 12 条 緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、理事長は必要に応じて緊急事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2. 対策本部の構成員は、理事長を本部長とし、常務理事、総務部長、企画部長、事業部長、総務課長及び本部長が指名する職員とする。
3. 対策本部の会議は、本部長が招集し、出席可能な構成員により財団事務所で開催する。

(対策本部の実施事項)

第 13 条 対策本部の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
 - (2) 対応の決定及び指示、伝達
 - (3) 原因の究明及び対策基本方針等の決定
 - (4) 対外広報の内容、時期、窓口、方法等の決定
 - (5) その他必要事項の決定
2. 首都直下型地震又はそれに類する大規模自然災害が発生した場合又はその発生が予想される場合は、財団が別途定める「安全対策マニュアル」に従うものとする。

(役職員への指示及び命令)

第 14 条 対策本部は、緊急事態の対処又は解決のため、必要に応じて役職員に一定の行動を指示又は命令することができる。

2. 役職員は、対策本部から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第 15 条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来さない範囲において、取材に応じる。

2. 報道機関への対応は、企画部広報課が行う。

(届け出)

第 16 条 緊急事態のうち、官公庁への届け出が必要なものは、迅速に届け出るものとする。

2. 前項の届け出は、総務部の所管とする。

(理事会への報告)

第 17 条 対策本部は、緊急事態に対応したときは、その直後の理事会で対応した内容について報告しなければならない。

(対策本部の解散)

第 18 条 緊急事態が解決し、かつ対策の実施が完了したときをもって、本部長は対策本部を解散する。

附則

この規則は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

附則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

履歴事項全部証明書

東京都港区虎ノ門三丁目4番10号
公益財団法人B&G財団

会社法人等番号	0104-05-010542		
名称	公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団		
	公益財団法人B&G財団	令和 5年 4月 1日変更	
		令和 5年 4月 6日登記	
主たる事務所	東京都港区虎ノ門三丁目4番10号		
法人の公告方法	電子公告により行う。 http://www.bgf.or.jp/		
法人成立の年月日	昭和48年3月28日		
目的等	<p><u>目的</u> この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、主として海洋性レクリエーション事業を軸とした青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高齢者までの心身の健康づくり、水の安全教育と海事知識並びに環境保全の普及・啓発等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。</p> <p><u>事業</u> この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 青少年の健全育成に関する事業</p> <p>(2) 幼児から高齢者までの心身の健康づくりに関する事業</p> <p>(3) 水の安全教育と海事知識の普及・啓発に関する事業</p> <p>(4) 国際交流と環境保全を推進する事業</p> <p>(5) 指導者養成に関する事業</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		
	<p><u>目的</u> この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高齢者までの心身の健康づくり、水の安全教育と海事知識並びに環境保全の普及・啓発、地域社会の健全な発展等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。</p> <p><u>事業</u> この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 青少年の健全育成に関する事業</p> <p>(2) 幼児から高齢者までの心身の健康づくりに関する事業</p> <p>(3) 水の安全教育と海事知識の普及・啓発に関する事業</p> <p>(4) 環境保全を推進する事業</p> <p>(5) 指導者養成に関する事業</p> <p>(6) 地域社会の健全な発展を目的とする事業</p> <p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: right;">令和 4年 6月23日変更 令和 4年 7月 6日登記</p>		

役員に関する事項	評議員	岸 ユ キ	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 7月 3日登記
	評議員	工 藤 祐 直	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 7月 3日登記
	評議員	小 高 幹 雄	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 7月 3日登記
	評議員	小 峯 力	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 7月 3日登記
	評議員	谷 川 真 理	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 7月 3日登記
	評議員	波 多 野 茂 丸	令和 2年 6月26日重任
			令和 2年 7月 3日登記
	代表理事	菅 原 悟 志	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	代表理事	菅 原 悟 志	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	代表理事	菅 原 悟 志	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記
	代表理事	前 田 康 吉	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	代表理事	前 田 康 吉	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	代表理事	前 田 康 吉	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記

	理事	<u>古 山 透</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	理事	<u>古 山 透</u>	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
			令和 5年 6月22日退任
			令和 5年 7月19日登記
	理事	<u>菅 原 悟 志</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	理事	<u>菅 原 悟 志</u>	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	理事	<u>菅 原 悟 志</u>	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記
	理事	<u>佐 野 慎 輔</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	理事	<u>佐 野 慎 輔</u>	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	理事	<u>佐 野 慎 輔</u>	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記

	<u>理事</u>	[Redacted]	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	<u>理事</u>	[Redacted]	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	<u>理事</u>	[Redacted]	令和 4年12月26日野村幸恵の氏変更
			令和 5年 4月 6日登記
	<u>理事</u>	[Redacted]	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記
	<u>理事</u>	<u>中村真衣</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	<u>理事</u>	<u>中村真衣</u>	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
<u>理事</u>	<u>中村真衣</u>	令和 5年 6月22日重任	
		令和 5年 7月19日登記	
<u>理事</u>	<u>前田康吉</u>	令和 1年 6月26日重任	
		令和 1年 7月17日登記	
<u>理事</u>	<u>前田康吉</u>	令和 3年 6月24日重任	
		令和 3年 7月 7日登記	
<u>理事</u>	<u>前田康吉</u>	令和 5年 6月22日重任	
		令和 5年 7月19日登記	

	<u>理事</u>	<u>青山節児</u>	令和 1年 6月26日就任	
			令和 1年 7月17日登記	
			令和 3年 6月24日重任	
	<u>理事</u>	<u>青山節児</u>	令和 3年 7月 7日登記	
			令和 5年 6月22日重任	
			令和 5年 7月19日登記	
	<u>理事</u>	<u>青山節児</u>	令和 6年 3月21日辞任	
			令和 6年 3月25日登記	
			<u>理事</u>	<u>中逸博光</u>
			令和 1年 6月26日就任	
	<u>理事</u>	<u>中逸博光</u>	令和 1年 7月17日登記	
	<u>理事</u>		<u>中逸博光</u>	令和 3年 6月24日重任
<u>理事</u>	<u>中逸博光</u>	令和 3年 7月 7日登記		
<u>理事</u>		<u>中逸博光</u>	令和 5年 6月22日重任	
<u>理事</u>	<u>中逸博光</u>		令和 5年 7月19日登記	
<u>理事</u>		<u>朝日田智昭</u>	令和 3年 6月24日就任	
<u>理事</u>	<u>朝日田智昭</u>		令和 3年 7月 7日登記	
<u>理事</u>		<u>朝日田智昭</u>	令和 5年 6月22日重任	
<u>理事</u>	<u>朝日田智昭</u>		令和 5年 7月19日登記	
<u>理事</u>		<u>岩井正人</u>	令和 5年 6月22日就任	
<u>理事</u>	<u>岩井正人</u>		令和 5年 7月19日登記	
<u>監事</u>		<u>西本克己</u>	令和 1年 6月26日重任	
<u>監事</u>	<u>西本克己</u>		令和 1年 7月17日登記	
<u>監事</u>			<u>西本克己</u>	令和 3年 6月24日退任
<u>監事</u>				<u>西本克己</u>

	監事	大 藪 卓 也	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月17日登記
	監事	大 藪 卓 也	令和 3年 6月24日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	監事	大 藪 卓 也	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記
	監事	██████████	令和 3年 6月24日就任
			令和 3年 7月 7日登記
	監事	██████████	令和 5年 6月22日重任
			令和 5年 7月19日登記
登記記録に関する事項	平成24年4月1日財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団を名称変更し、移行したことにより設立 平成24年 4月 1日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年 6月12日
 東京法務局港出張所
 登記官

田 家 重 信



2 0 2 1 年 度

事 業 報 告 書

自 2 0 2 1 年 4 月 1 日

至 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

目 次

I. 海洋センター所在市町村の概要	2
II. 法人の概況	3
1. 設立年月日	3
2. 定款に定める目的	3
3. 定款に定める事業内容	3
4. 所在地	3
5. 基本財産の額	3
6. 行政庁	3
7. 役員に関する事項	3
8. 職員に関する事項	3
III. 管理業務	4
1. 役員及び評議員	4
2. 専門委員	4
3. 会議	4
4. 規程の制定等	6
5. 届出・登記事項	6
6. 事務局	7
IV. 事業の実施状況	
【公益目的事業】	
1. 海洋センターを活用した地域コミュニティの再生に関する モデル事業	8
2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備	9
3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進	15
4. 誰もが海に親しめる事業の推進	24
5. 海洋性レクリエーション指導員の養成と活用	27
6. 全国会議の開催	28
7. B&Gプランの推進に関わる調査研究等の活動	31
8. 広報活動	31
9. 寄付金等事業	32
【収益事業】	
1. 土地賃貸事業	33
2021年度事業報告における附属明細書	38

I. 海洋センター所在市町村の概要

(海洋センター所在市町村の数)

2021年度内に、プール施設の「海洋センター」1カ所が廃止となり、海洋センター数は465カ所となった。なお、海洋センターの所在市町村数は386自治体(214市・159町・13村)で変わっていない。

当初から15カ所の「海洋センター」が廃止となったが、積極的に運営を続ける自治体とは、新たな支援や共同事業などを積極的に推進しており、より強い信頼関係を築いている。

(新型コロナウイルスによる海洋センター等への影響)

「新型コロナウイルス」への対応として、多くの海洋センターでは2020年度は施設を一定期間休館としていたが、2021年度は人数制限・時間区分などの感染対策を講じながら運営を行っている。しかし、原則、大規模な大会や行事は中止としているため、コロナ禍以前の利用状況には戻っていない。

B&G財団の諸事業も、緊急事態宣言の発出などにより、多くの人が参集する「指導者養成研修」「B&G全国サミット」「全国指導者会記念総会」を中止または延期としたが、その他の事業においては、時期や内容・規模などを調整しながら実施し、成果をあげている。

(社会問題・地域の健全化への積極的関与)

コロナ禍で既存事業などは一部変更を余儀なくされたが、社会問題への対応については、積極的に推進している。

まず、国が推進する「国土強靱化計画」と趣を同じく、頻発する自然災害等への備えと対応を推進する「防災倉庫の設置」は、2021年度までに54カ所に整備を行い、重機講習会を開催するなど、不測の事態に備えている。

問題を抱える子供たちを支える「子ども第三の居場所」についても、99カ所の拠点開設まで拡大し、多くの子供たちの生活環境改善などに寄与している。

また、ふるさとに様々な形で貢献した人々を漫画で紹介し、子供たちの郷土愛を育む「偉人漫画」の作成も30の地域まで拡大し、教育教材として活用されている。

「海洋センター」関連では、小学校の統廃合や施設の老朽化が進行するなか、学校プールとB&Gプールを統合するための大改修、新たな観光スポットの構築などを目的に艇庫施設の移転などに対応する「特別施設整備事業」の支援金額を大幅に増額するなど、地域の強い要望に応じている。

II. 法人の概況

1. 設立年月日 1973年（昭和48年）3月28日

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、2012年3月21日付で内閣総理大臣より公益財団法人への移行認定を受け、2012年4月1日付で公益財団法人となった。

2. 定款に定める目的

この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、主として海洋性レクリエーション事業を軸とした青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高齢者までの心身の健康づくり、水の安全教育と海事知識並びに環境保全の普及・啓発等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 青少年の健全育成に関する事業
- (2) 幼児から高齢者までの心身の健康づくりに関する事業
- (3) 水の安全教育と海事知識の普及・啓発に関する事業
- (4) 国際交流と環境保全を推進する事業
- (5) 指導者養成に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 所在地 東京都港区虎ノ門3-4-10（虎ノ門35森ビル9F）

5. 基本財産の額（円）

取得価額	時価評価額	差異
6,720,000,000	7,544,735,600	824,735,600

※時価評価額については、2022年3月31日現在の有価証券の評価益を含んだ額である。

6. 行政庁 内閣府

7. 役員に関する事項

Ⅲ. 管理業務の1. 役員（理事・監事）及び評議員を参照

8. 職員に関する事項

Ⅲ. 管理業務の6. 事務局を参照

Ⅲ. 管理業務

1. 役員（理事・監事）及び評議員

（1）役員

2022年3月31日現在の役員は、別表1「役員名簿」（34頁）のとおり、理事9名（会長1名、理事長1名、常務理事2名、理事5名）、監事2名である。

2021年度における役員の異動は次のとおりである。

2021年6月24日付、第20回評議員会（決議の省略の方法による）にて理事及び監事の選任が行われ、理事9名（前田康吉氏・菅原悟志氏・古山透氏・青山節児氏・佐野慎輔氏・中逸博光氏・中江有里氏・中村真衣氏は再任、朝日田智昭氏は新任）、監事2名（大藪卓也氏は再任・子安美奈子氏は新任）が就任した。

なお、西本克己 監事は同日付で退任となった。

また、同年6月24日付 第34回理事会（ZOOMを活用したオンライン会議による）にて代表理事、業務執行理事が選定され、下記のとおり就任した。

代表理事 会長 前田 康吉（再任）

代表理事 理事長 菅原 悟志（再任）

業務執行理事 常務理事 古山 透「総務・事業部担当」（再任）

業務執行理事 常務理事 朝日田 智昭「企画部担当」（新任）

（2）評議員

2022年3月31日現在の評議員は、別表2「評議員名簿」（35頁）のとおりである。

2. 専門委員（海洋センター施設整備委員）

2022年3月31日現在における専門委員は、別表3「専門委員名簿」（36頁）のとおり6名である。

2021年度における専門委員の異動は次のとおりである。

2021年10月1日付で6名（岩崎恭子氏・遠藤聡氏・小林元一氏・田久保雅己氏・田村祐司氏は再任、江畑幸子氏は新任）が就任した。

なお、吉田義朗氏は退任となった。

3. 会議

（1）理事会

①第33回理事会（決議の省略の方法による）

ア. 決議があったものとみなされた日

2021年6月8日（火）

イ. 決議事項：

第1号議案 2020年度事業報告及び附属明細書の承認に関する件

第 2 号議案 2020 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認に関する件

第 3 号議案 決議の省略の方法による第 20 回評議員会招集に関する件

②第 34 回理事会（ZOOM を活用したオンライン会議による）

ア. 時 期：2021 年 6 月 24 日（木）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項：

第 1 号議案 会長、理事長及び常務理事の選定に関する件

第 2 号議案 「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」の実施に係る随意契約による重機購入業者の選定に関する件

③第 35 回理事会（通常開催および ZOOM を活用したオンライン会議による）

ア. 時 期：2021 年 10 月 21 日（木）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項他：

第 1 号議案 2021 年度収支予算書の一部変更の承認に関する件

第 2 号議案 2022 年度日本財団助成申請事業の承認に関する件

第 3 号議案 「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」の実施に係る随意契約による重機購入業者の選定に関する件（第 2 期）

報告事項 職務執行状況報告

④第 36 回理事会（通常開催および ZOOM を活用したオンライン会議による）

ア. 時 期：2022 年 3 月 24 日（木）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項他：

第 1 号議案 2022 年度事業計画書及び収支予算書の承認に関する件

第 2 号議案 諸規程の制定及び改廃に関する件

第 3 号議案 海洋センターの廃止に関する件

報告事項 職務執行状況報告

(2) 評議員会

① 第 20 回評議員会（決議の省略、報告の省略による方法）

ア. 決議があったものとみなされた日及び報告があったものとみなされた日
2021 年 6 月 24 日（木）

イ. 決議事項他：

第 1 号議案 2020 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び

財産目録の承認に関する件
第2号議案 理事及び監事の選任に関する件
第3号議案 常勤理事の報酬に関する件
報告事項 2020年度事業報告の件

(3) 専門委員会（海洋センター施設整備委員会）

①第24回海洋センター施設整備委員会

ア. 時 期：2021年10月15日（金）

イ. 場 所：B&G財団会議室（東京都港区）

ウ. 決議事項：

第1号議案 委員長及び副委員長の選任に関する件

第2号議案 2022年度「地域海洋センター修繕助成」に関する件

4. 規程の制定等

(1) 制定

役割資格制度について定める達

(2) 改正

組織規程、職員給与規程、職員給与規程施行規則、職員退職手当支給規程、旅費規程に定める旅費の定額等に関する達、育児休業及び育児短時間勤務に関する規則、B&G海洋性レクリエーション指導員規則、地域海洋センター特別施設整備算定要領、B&G全国指導者会規則、事業債・円貨建外債（ユーロ円債を含む）・外貨建債権・投資信託による運用について定める達

(3) 廃止

役付職員の役職定年について定める達

5. 届出・登記事項

(1) 内閣府への届出

- ・2020年度「事業報告等」の提出
- ・変更の届出（理事・監事変更）
- ・2022年度「事業計画書等」の提出

(2) 登記事項

- ・理事監事に係る登記

6. 事務局

2022年3月31日現在における事務局の機構は、別表4(37頁)のとおり3部6課1チームであり、職員28名、契約職員5名である。

IV. 事業の実施状況

【公益目的事業】

1. 海洋センターを活用した地域コミュニティの再生に関するモデル事業

※日本財団助成事業

海洋センター施設を多機能化し、従来の「スポーツ振興の場」に止まらず、地域住民が気軽に集える交流の場としてシフトすることにより、地域住民のコミュニティ拠点とすることを目的に実施した。

2021年度は佐賀県みやき町での海洋センターを活用した予防医療拠点化に向けた水中運動プログラムの実施に加え、新たに、北海道大空町にて有事の際の防災拠点整備による地域住民の自助・共助体制を強化していく「地域コミュニティの再生・活性化」に向けた事業を実施した。

(1) 地域住民による自助・共助（コミュニティ）の防災体制づくり

場所：北海道大空町

内容：

① 地域における防災ボランティアの育成

網走気象台による講演、防災ボランティアによる避難所開設訓練、大空町消防署らによる救助艇からの水難救助シミュレーション、ロープワーク等を実施した。

時期：2021年12月4日（土）

② 防災・減災に活用する備品配備

配備器材：段ボールベッド、パーテーション、ヒーター、除雪機、重機等

(2) 予防医療拠点との連携による海洋センターの先進的活用

海洋センター温水プールとその隣に新たに併設された統合医療拠点が連携し、地域の予防医療の拠点としていくため、2020年度に策定した水中運動プログラム（アクアトレーニング）を実施した。

場所：佐賀県みやき町

内容：

① アクアトレーニングを活用した教室の開催

9月～3月にかけて週に2回アクアトレーニングを実施した。

② 医療機関と連携した取組み事例の構築

沖縄県名護市、徳島県海陽町海南、島根県雲南市加茂、兵庫県宍粟市千種の4カ所の海洋センターでもアクアトレーニング体験会を実施した。

2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備

※日本財団助成事業

海洋センター建設後 10 年が経過し、「海洋センター評価」が原則 A 評価以上で施設の機能保全及び機能向上（バリアフリー化等）を図る修繕と、自然災害（台風等）により被害を受けた海洋センター施設の原状復帰修繕に対し助成金の交付を行った。

また、ボートレースの収益金が広く有効に活用されていることを、当該市町村をはじめ地域住民に周知するため、修繕助成決定書授与式を実施するとともに、修繕工事後に行われているリニューアルオープン式典へも出席し、自治体執行部はじめ、議会関係者、多くの地域住民に更なる利用を促した。

(1) 修繕助成金の交付

①通常修繕

通常修繕として助成を決定した 40 海洋センター・41 施設に対し、612,000,000 円を助成し、照明 LED 化やバリアフリー化、設備の更新など、施設の機能向上を図った。（一部 2022 年度に事業延長）

No.	道府県	センター名	施設	修繕内容	助成金額
1	北海道	大樹町	体育館	暖房設備等改修、外壁塗装改修、アリーナ照明 LED 化（水銀灯）	19,600,000 円
2	北海道	斜里町	体育館	屋根防水改修、アリーナ照明 LED 化（水銀灯）	30,000,000 円
3	北海道	室蘭市	艇庫	シャッター改修	9,800,000 円
4	青森県	六戸町	プール	給排水管改修、上屋鉄骨塗装、缶体塗装、ろ過機取替、照明 LED 化（水銀灯）、トイレ洋式化	21,100,000 円
5	岩手県	久慈市山形	体育館	屋根全面改修	12,800,000 円
6	岩手県	九戸村	プール	上屋シート取替、プール缶体塗装、ろ過機取替、上屋鉄骨・管理棟塗装、プールサイド改修、管理棟屋根改修 他	28,900,000 円
7	宮城県	蔵王町	プール	上屋シート一部取替	5,700,000 円
8	秋田県	由利本荘市 由利	プール	上屋鉄骨塗装、プールサイド改修、プール缶体塗装	17,500,000 円
9	秋田県	大潟村	プール	上屋鉄骨塗装、トイレ洋式化	4,800,000 円

10	福島県	柳津町	プール	ろ過機取替、管理棟外壁塗装、トイレ洋式化、換気扇交換	5,200,000 円
11	富山県	上市町	体育館	アリーナ天井改修、事務所屋根改修、アリーナ床改修、ボルダリング設置、アリーナ照明 LED 化（水銀灯） 他	30,000,000 円
12	山梨県	中央市玉穂	プール	管理棟改修、上屋鉄骨塗装、プールサイド改修、上屋シート取替、缶体改修、トイレ洋式化、給排水設備取替、照明 LED 化（水銀灯） 他	24,900,000 円
13	長野県	下條村	体育館	屋根・外壁改修、トイレ洋式化、ミーティングルーム改修、冷暖房設備改修、ボルダリングウォール設置 他	30,000,000 円
14	長野県	生坂村	プール	プールサイド改修、上屋鉄骨塗装、缶体塗装、腰洗い槽埋戻し	26,600,000 円
15	岐阜県	中津川市加子母	体育館	アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）、吊り天井撤去	10,800,000 円
16	静岡県	牧之原市相良	プール	上屋シート取替、ろ過機取替、ボイラー改修、プールサイド改修、缶体塗装 他	11,100,000 円
17	静岡県	浜松市三ヶ日	体育館	吊り天井撤去・落下防止対策工事、屋根防水改修、外壁改修、アリーナ照明 LED 化（水銀灯）	30,000,000 円
18	三重県	大紀町大内山	プール	ボイラー交換、缶体塗装、プール照明 LED 化（水銀灯）、管理棟外壁塗装、ろ過機改修 他	15,400,000 円
19	三重県	伊勢市御薮	体育館	アリーナ照明 LED 化（水銀灯）、吊下げ式バスケットゴール取替、空調機改修、換気設備設置、多目的トイレ設置、トイレ改修、アリーナ床塗装 他	22,200,000 円
20	滋賀県	野洲市中主	体育館	アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）、トイレ改修、更衣室換気扇増設 他	4,900,000 円

21	兵庫県	南あわじ市 南淡	艇庫	浮き桟橋取替、艇庫内照明 LED化	2,700,000 円
22	兵庫県	上郡町	プール	プール缶体改修、プール等照明 LED化（水銀灯） 他	9,500,000 円
23	岡山県	備前市吉永	体育館	アリーナ等照明 LED（水銀 灯）、管理棟屋根防水改修	9,100,000 円
24	岡山県	奈義町	体育館	屋根防水改修、外壁改修、多目 的トイレ設置 等	11,800,000 円
25	広島県	北広島町 大朝	プール	プールサイド改修、上屋鉄骨塗 装、缶体塗装、上屋シート一部 取替、腰洗い槽埋戻し 他	14,500,000 円
26	徳島県	海陽町海南	プール	屋根防水改修、ろ過機取替、外 壁改修、天井改修 他	30,000,000 円
27	香川県	綾川町綾上	体育館	屋根改修、外壁改修、アリーナ 照明 LED化（水銀灯）、アリ ーナ等天井改修、トイレバリア フリー化	27,600,000 円
28	福岡県	大任町	体育館	アリーナ等照明 LED化（水銀 灯）、看板改修	3,800,000 円
29	福岡県	みやこ町 豊津	体育館	屋根改修、アリーナ等照明 LED化（水銀灯）、多目的ト イレ設置、玄関・トイレ・更衣 室バリアフリー化、アリーナ床 改修	30,000,000 円
30	大分県	由布市挾間	プール	ろ過機改修、屋根防水改修、学 習スペース設置 他	28,500,000 円
31	大分県	中津市 耶馬溪	プール	施設バリアフリー化、上屋シー ト取替、ろ過機・ボイラー改修、 プール等照明 LED化（水銀灯） 他	22,900,000 円
32	鹿児島 県	いちき 串木野市	プール	海水ポンプ設備改修	10,200,000 円

33	沖縄県	名護市	プール	照明 LED 化、缶体改修、トイレ・更衣室等内装改修、給湯設備改修、消防設備等修繕 他	17,600,000 円
34	新潟県	胎内市中条	体育館	アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）	6,500,000 円
35	新潟県	上越市頸城	体育館	アリーナ照明 LED 化（水銀灯）	2,200,000 円
36	新潟県	佐渡市羽茂	体育館	アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）	5,400,000 円 予定
37	福井県	坂井市春江	体育館	アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）	2,300,000 円
38	岐阜県	中津川市 加子母	プール	プール照明 LED 化（水銀灯）	2,600,000 円
39	三重県	熊野市紀和	体育館	アリーナ照明 LED 化（水銀灯）	2,500,000 円
40	岡山県	美作市作東	体育館	アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）	5,200,000 円
41	大分県	竹田市直入	体育館	アリーナ照明 LED 化（水銀灯）、2 階武道場 LED 化	5,800,000 円
合計					612,000,000 円 予定

②特別施設整備

2 センター・2 施設に対し、54,400,000 円を助成し、避難所機能の拡充などを図った。

No.	道府県	センター名	申請施設	修繕内容	助成金額
1	北海道	大空町 女満別	体育館	避難所機能拡充、健康増進室 新設、アリーナ等照明 LED 化 （水銀灯）	30,000,000 円
2	宮城県	亘理町	プール	10 年連続特 A 優遇措置改修 給排水管改修、ろ過機取替	24,400,000 円
合計					54,400,000 円

③災害復旧修繕

2021 年度内に発生した台風等により被災した 3 海洋センター・3 施設に対し、7,700,000 円の助成を決定した。(工事延長中)

No.	道府県	センター名	申請施設	修繕内容	助成金額
1	宮城県	亘理町	艇庫	活動水面における 東日本大震災由来のがれき撤去	1,000,000 円
2	香川県	三豊市	プール	上屋シート 13 枚取替	6,200,000 円 予定
3	福島県	小野町	体育館	福島県沖地震の被害による天井 改修工事	500,000 円 予定
合計					7,700,000 円 予定

(2) 活動器材の配備

①舟艇器材追加・再配備

申請のあった 21 海洋センター・20 海洋クラブの活動状況等審査を行った結果、15 海洋センター・13 海洋クラブに対し、SUP や障がい者や未経験者でも乗船が容易なユニバーサルデザインのハンザディングーなどの海洋性レクリエーション器材をはじめ、活動に必要な舟艇等器材を配備した。

対 象 : 15 海洋センター・13 海洋クラブ

配備金額 : 12,283,501 円

②新規海洋クラブ登録及び舟艇器材配備

新規海洋クラブとして登録を行った 8 海洋クラブに対して、カヌー、SUP、ライフジャケットなど、活動に係る器材を配備した。

新規クラブ : 函館水産高等学校 B&G 海洋クラブ (北海道)

B&G 石巻ひたかみ水の里海洋クラブ (宮城県)

B&G 下野市国分寺海洋クラブ (栃木県)

B&G 伊豆白浜海洋クラブ (静岡県)

B&G 生坂海洋クラブ (長野県)

KARAHASHI B&G 海洋クラブ (滋賀県)

B&G あくね夢まち海洋クラブ (鹿児島県)

B&G 海洋クラブ自然体験学校 (沖縄県)

配備金額 : 11,195,564 円

(3) 修繕確認等

①決定書授与式

ボートレースの収益金の有効活用について、広く住民に周知することを目的に、「決定書授与式」を開催し、自治体執行部へ完成後の更なる利用促進と事業展開を要請した。

時 期：通年

対 象：32 自治体（修繕助成金額約 1,000 万円以上）

②リニューアルオープン式典

完成後に開催される「リニューアルオープン式典」に出席し、式典に出席した自治体執行部や議会関係者、地域住民に今後の利用促進を PR するとともに、修繕工事の完了確認を行った。

時 期：通年

対 象：6 センター

③海洋センター・海洋クラブの現状調査

海洋センター・クラブの現状調査を実施し、運営状況や問題点などの確認を行った。

時 期：通年

対 象：48 海洋センター・14 海洋クラブ

内 容：市町村長や教育長等との面談、海洋センターの管理・運営状況・問題点等の確認

④海洋センター・海洋クラブの評価

海洋センター、海洋クラブの更なる利用促進を図るため、2020 年度の活動状況や運営状況等に基づく評価を行い公表した。

◆評価別 海洋センター数

特 A	A	B	C	D	E
322	83	49	4	1	4

◆評価別 海洋クラブ数

特 A	A	B	C	D	E
63	50	76	19	20	30

⑤優良海洋センターの表彰

海洋センター評価に基づき、A 評価以上の優良海洋センターを「第 14 回 B&G 全国サミット」において表彰することを予定していたが、サミットの中止に伴い、表彰状の送付による表彰とした。

対 象：特 A 評価 322、A 評価 83 計 405 センター

3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進

防災や子育て支援、体験格差の解消など、既存のスポーツに留まらない多様性のある事業を推進し、その取組などを広く情報発信することにより、海洋センター・クラブの活性化を図った。

- (1) ネットワークを活用した地域情報の共有と発信 ※日本財団助成事業
海洋センター・クラブの活動情報等を、ブロック毎に開設した Facebook ページで発信するとともに、ニュース性の高い話題は記事化して公式サイト・SNS で発信し、地域情報の共有と発信を行った。

① 公式サイトでの地域情報発信 41.3 万 PV

No.	コンテンツ	PV 数
1	イベント・教室情報	210,165
2	リモート大会等	125,607
3	B&G アスリート等	76,939
合計		412,711

② SNS を活用した地域情報発信 71.6 万 PV

No.	コンテンツ	リーチ数
1	Facebook 「まちレポ」	266,882
2	Twitter 「イベント・教室情報」等	185,734
3	Instagram 「海洋センター・クラブ情報」等	263,228
合計		715,844

(2) 体験格差解消を目指す水辺の自然体験の推進

① 障害児や児童養護施設の子供等を対象とした水辺の自然体験の実施

※日本財団助成事業

障害児や児童養護施設の子供など、身体的・家庭的な理由等により体験格差が生じている子供を対象に、水辺の自然体験機会を提供するため、海洋センター・クラブ 13 ヲ所に水辺のレクリエーション器材を配備し、水辺自然体験会を実施した。

時 期：通年

場 所：海洋センター・クラブ 13 ヲ所

参加者：578 名

内 容：水辺の自然体験会等の実施

②公募団体による水辺の自然体験の実施 ※休眠預金等交付金事業
休眠預金制度を活用し、障害児等の体験格差解消を推進するため、全国 10 ヶ所
の実行団体が実施する水辺の自然体験活動等を支援した。

時 期：通年

場 所：実行団体 10 ヶ所

回 数：337 回

参加者：9,044 名

内 容：水辺の自然体験会等の実施、実施協力団体との連携体制構築、実施経
費支援・器材購入支援等

(3) 学習と体験活動による子育て支援 ※日本財団助成事業

長期休暇中の子育て支援の一環として、教員や学生等の地域人材を活用し、宿題
などの学習と体験活動が両立する子供の居場所「BG塾」を実施した。

時 期：夏休み・冬休み・春休みの 5 日間

場 所：海洋センター・クラブ 56 ヶ所から申請 ※5 ヶ所から辞退

参加者：小学生等 4,947 名

サポーター数：713 名

内 容：学習と体験活動が両立する「BG塾」の開催、開催経費支援および
優良海洋センター表彰（5 ヶ所）

(4) 「障害者と健常者のヨット大会」の実施

障害者と健常者がともに練習に励み競い合う環境をつくることで、相互理解の促
進を図ることを目的に、障害の有無にかかわらず誰もが参加できるヨット大会およ
びヨット体験会を開催した。

時 期：2021 年 7 月 17 日（土）・7 月 18 日（日）（大会）

2021 年 7 月 11 日（日）・8 月 1 日（日）（体験会）

場 所：北浜ヨットハーバー（大分県別府市）

参加者：45 名（大会） 31 名（体験会）

(5) 「子ども第三の居場所」開設運営支援 ※日本財団助成事業

様々な困難な状況にある子供たちの放課後の居場所づくりとして「子ども第三の居
場所」を展開するため、拠点開設に係る建設費の支援や行政・地域住民等の連携体制
の構築、学習・生活支援プログラムや体験活動の実施など運営に係る支援を行った。

①拠点開設助成

岡山県美作市（作東・大原）に開設助成金を交付・決定した。

No.	拠点	開設費助成決定額
1	岡山県美作市（作東）	33,500,000 円
2	岡山県美作市（大原）	50,000,000 円
合計		83,500,000 円

②拠点運営費助成

15 自治体 16 ヲ所に対し、学習・生活支援費、体験活動費、スタッフ人件費等の運営助成金を交付・決定した。

No.	拠点	開設時期	運営費助成決定額
1	埼玉県嵐山町	2019 年 4 月	20,000,000 円
2	新潟県胎内市	2019 年 4 月	20,000,000 円
3	大分県杵築市	2019 年 4 月	20,000,000 円
4	茨城県笠間市	2019 年 4 月	20,000,000 円
5	島根県雲南市	2019 年 4 月	20,000,000 円
6	長野県大町市	2019 年 6 月	20,000,000 円
7	北海道東神楽町（中央）	2019 年 6 月	20,000,000 円
8	石川県穴水町	2019 年 7 月	20,000,000 円
9	北海道東神楽町（東聖・ひじり野）	2019 年 8 月	20,000,000 円
10	北海道積丹町	2020 年 4 月	20,000,000 円
11	新潟県燕市	2020 年 4 月	20,000,000 円
12	岡山県備前市	2020 年 4 月	20,000,000 円
13	岡山県美作市（英田）	2020 年 4 月	20,000,000 円
14	岡山県奈義町	2020 年 10 月	20,000,000 円
15	京都府南丹市	2020 年 10 月	20,000,000 円
16	兵庫県明石市	2021 年 9 月	5,600,000 円
合計			305,600,000 円

③キックオフ研修会の開催

時 期：2021年8月30日（月）

場 所：新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで実施

参加者：運営開始前拠点の自治体担当者、拠点マネージャー等

6自治体7カ所 23名

内 容：事業説明、事例発表（雲南拠点・大町拠点・燕拠点）等

④フォローアップ研修会

時 期：2021年12月16日（木）～17日（金）

場 所：長野県大町市

参加者：運営開始済拠点の自治体担当者、拠点マネージャー等

15自治体16カ所 45名

（現地参加者：31名 リモート参加者：14名）

内 容：拠点進捗報告、大町拠点視察、外部講師講義、ディスカッション等

⑤決定書授与式・協定書調印式の実施

No.	拠点	開設日	実施日	内容
1	兵庫県明石市	2021年9月1日	2021年9月27日	決定書授与式、 協定書調印式・ 内覧会
2	岡山県美作市(英田)	2020年4月1日	2021年11月10日	協定書調印式
3	新潟県燕市	2020年4月1日	2021年12月22日	協定書調印式
4	岡山県美作市（作 東・大原）		2022年1月18日	決定書授与式
5	広島県尾道市		2022年3月25日	決定書授与式

※岡山県美作市(英田)、新潟県燕市は新型コロナウイルス感染症の影響により、
2020年度の実施を延期し、2021年度に実施。

⑥オンラインイベントの開催

拠点間で交流できるオンラインイベントを開催し、拠点利用児童やスタッフ同士が交流を行った。

時 期：2021年5月～2022年2月（計5回開催）

参加者：延べ570名

内 容：工作教室、レクリエーション等

⑦利用児童を対象とした宿泊型海洋体験の実施

※日本財団支援金事業

「子ども第三の居場所」を利用する児童を対象に、沖縄県にて、海洋体験や文化体験等を提供する事業であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止することとした。

(6) 海洋センター所在自治体による偉人マンガの製作と活用事業

※日本財団助成事業

地元の小中学生・地域住民の郷土学習やキャリア教育を見据え、各自治体において、学校や地域の連携のもと、ふるさとゆかりの偉人に関するマンガの製作・発行に係る助成を決定した30カ所に対し、90,000,000円を助成した。(一部2022年度に事業延長)

また、各自治体で開催された「マンガ製作活用検討委員会」に出席し、マンガ製作や活用に係るノウハウを収集し、共有を図った。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター所在自治体 30カ所

No.	都道府県	自治体名	偉人名
1	北海道	大空町	根岸 錦蔵
2	宮城県	蔵王町	北原尾に生きる人々 (高橋進太郎、村山格一郎等)
3	秋田県	由利本荘市	小松 耕輔
4	茨城県	笠間市	田中 友三郎
5	栃木県	下野市	下毛野古麻呂
6	埼玉県	久喜市	中島 撫山
7	埼玉県	嵐山町	畠山 重忠
8	新潟県	佐渡市	有田 八郎
9	長野県	生坂村	加藤 正治
10	岐阜県	中津川市	前田 青邨
11	静岡県	牧之原市	田沼 意次
12	静岡県	袋井市	三浦 環、三浦 政太郎
13	愛知県	豊川市	曾田 梅太郎
14	滋賀県	長浜市	雨森 芳洲
15	兵庫県	新温泉町	加藤 文太郎
16	鳥取県	北栄町	豊田太蔵
17	島根県	美郷町	中原芳煙
18	岡山県	備前市	熊沢 蕃山
19	岡山県	和気町	和気 清麻呂・広虫
20	岡山県	笠岡市	茅原基治
21	広島県	北広島町	鬮光 (本名：石村 日郎)
22	愛媛県	鬼北町	井谷 正命、井谷 正吉
23	高知県	津野町	片岡 信子
24	福岡県	築上町	築城郡筋奉行延塚卯右衛門
25	佐賀県	鹿島市	田澤 義鋪

No.	都道府県	自治体名	偉人名
26	佐賀県	みやき町	古賀 稔彦
27	熊本県	菊池市	菊池 武光
28	熊本県	湯前町	那須 良輔
29	大分県	国東市	三浦 梅園
30	鹿児島県	長島町	飯尾 裕幸

(7) 防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業 ※日本財団助成事業

海洋センター・クラブ所在自治体に、防災拠点を整備するとともに、配備機材を活かした研修の実施及び人材の育成を行った。また、拠点の設置に係る各自治体における機材配備や研修の実施について、伴走支援を行った。

①機材配備等のハード面の整備

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター・クラブ所在自治体 計 54 ヲ所

【第一期：25 ヲ所】

No.	道府県	自治体名		道府県	自治体名
1	北海道	滝川市	14	広島県	北広島町
2	北海道	積丹町	15	岡山県	奈義町
3	青森県	鶴田町	16	岡山県	矢掛町
4	岩手県	久慈市	17	鳥取県	北栄町
5	宮城県	大崎市	18	鳥取県	伯耆町
6	宮城県	亘理町	19	愛媛県	愛南町
7	千葉県	鋸南町	20	徳島県	海陽町
8	茨城県	五霞町	21	高知県	四万十町
9	福井県	大野市	22	福岡県	築上町
10	長野県	上松町	23	熊本県	湯前町
11	静岡県	牧之原市	24	熊本県	長洲町
12	三重県	志摩市	25	鹿児島県	天城町
13	兵庫県	南あわじ市			

【第二期：29カ所】

No.	道府県	自治体名		道府県	自治体名
1	北海道	石狩市	16	滋賀県	野洲市
2	北海道	名寄市	17	京都府	南丹市
3	北海道	鷹栖町	18	島根県	雲南市
4	秋田県	男鹿市	19	徳島県	徳島市
5	山形県	酒田市	20	長崎県	南島原市
6	宮城県	石巻市	21	大分県	別府市
7	福島県	塙町	22	熊本県	南阿蘇村
8	群馬県	明和町	23	宮崎県	宮崎市
9	群馬県	みなかみ町	24	宮崎県	日向市
10	千葉県	いすみ市	25	鹿児島県	いちき串木野市
11	新潟県	佐渡市	26	鹿児島県	奄美市
12	石川県	白山市	27	鹿児島県	南大隅町
13	長野県	大町市	28	鹿児島県	与論町
14	岐阜県	可児市	29	沖縄県	名護市
15	愛知県	新城市			

- ・内容：各拠点自治体に、防災倉庫を設置し、油圧ショベル及びスライドダンプ、救助艇等を配備。第一期拠点については、全拠点にて「支援金決定書授与式」を実施した。

②人材育成及び研修等のソフト面の実施

(広域研修 A)

- ・時期：2021年10月22日(金)
- ・対象：海洋センター所在自治体 25カ所
- ・内容：オンラインにおける座学研修。専門家による講演、優良研修事例の共有や配備重機仕様等の説明等を実施した。

(広域研修 B)

- ・時期：【第一行程】11月9日(火)～11月11日(木)
【第二行程】11月12日(金)～11月14日(日)
【第三行程】11月17日(水)～11月19日(金)
【第四行程】11月24日(水)～11月26日(金)
- ・場所：長野県小布施町
- ・対象：海洋センター所在自治体 25カ所 計59名
- ・内容：重機(油圧ショベル)を主とした一括実技研修を実施した。

(拠点研修及び避難所研修)

- ・時期：2021年8月～2022年3月
- ・場所：各拠点
- ・対象：海洋センター所在自治体 25カ所
- ・内容：各拠点における重機や救助艇を活用した研修、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削）特別教育の受講、任意機材を活用した避難所開設等に係る研修を実施した。

(8) 海洋センターのバリアフリー化と器材配備 ※日本財団助成事業

海洋センター施設のバリアフリー化につながるスロープの設置や移動式ベンチ、ボッチャ、スナッグゴルフなどの軽スポーツ器材の配備を支援することで、海洋センターをさらに使いやすい公共施設にするとともに、新たな利用者の発掘し、海洋センターの活性化を推進した。

時 期：2021年5月～2022年3月

場 所：5カ所

福島県小野町（体育館）、静岡県御前崎市（体育館）、滋賀県甲賀市甲賀（プール）、鹿児島県天城町（プール）、鹿児島県与論町（艇庫）

参加者：1,130名

(9) B&G 巡回写真展の実施

海洋センター所在自治体において、B&Gにゆかりのあるアスリート等の写真展と同時開催事業（パラリンピックやパラスポーツ、障害者への理解促進につながるもの）を実施することで、地域において、オリンピックやパラリンピックへの機運醸成を図るとともに、インクルーシブな取組を促進した。

時 期：通年

場 所：29カ所

来場者：9,597名

(10) 次世代型海洋センター艇庫の先進的活用 ※日本財団助成事業

各種団体と連携し、パラスポーツ愛好者や海水浴客などを巻き込みながら、多様な活動の機会を創出することで、艇庫活動の活性化を図った。

①宮城県加美町

パラカヌーの拠点化を目指した体験会や障害者の受け入れに対応した指導者を育成するとともに、地元の中学生を対象とした共生社会実現に向けた教室を開催した。

(講習会)

時 期：2021年10月9日（土）

参加者：22名

(体験会)

時 期：2021年10月10日（日）

参加者：12名（うち障害者7名）

(インクルーシブ教室)

時 期：2021年9月21日（火）、12月17日（金）

参加者：64名

(地域住民向けイベント)

時 期：2021年11月27日（土）

参加者：106名

②徳島県阿南市

北の脇海水浴場が開設されなかった影響で大規模イベントは実施できなかったが、各種団体と連携し、小規模のイベントや艇庫を活用した海の環境学習教室やドローン教室、囲碁教室などを年間通して定期的に開催し、利用者人数は全国1位の26,154名となった。

(海洋センタースクール)

時 期：①2021年7月6日（火） ②2021年7月9日（金）

参加者：①20名 ②10名

内 容：マリンスポーツ体験会 等

(海の運動会)

時 期：2021年年9月26日（日）

参加者：60名

内 容：SUP・メガSUP体験会・レース、SUP綱引き、SUP玉入れ、ビーチフラッグ、宝探し 等

③長崎県時津町

「海洋教育の拠点化」を目指し、地域の子供たちを対象とした大村湾の生物観察や、学校授業での海洋教育授業を実施した。

(大村湾の生物観察会)

時 期：2021年12月18日（土）

参加者：33名

(学校教育での海洋教育事業)

時 期：①2021年10月19日（火） ②2021年11月4日（木）

参加者：①70名 ②108名

4. 誰もが海に親しめる事業の推進

※日本財団助成事業

海離れが進み、海への興味・関心が薄れている昨今、「海の日」制定の意義をはじめ、社会課題である海洋ごみ問題等について、国民の理解と関心を深めるため、海洋性レクリエーション体験や水辺の安全学習・清掃活動等、誰もが海に親しめる機会の推進を図った。

(1) 学校・地域と連携した「海の日」と「海の安全」を学ぶ教室の開催

海洋センター・海洋クラブの協力を得て、新型コロナウイルス感染症等の状況に留意しながら、「水辺の安全教室」を全国で実施し、海の日と海の安全について学ぶ機会を提供した。

また学校の教員に対し、海の日と海の安全に関する理解と教室運営について学ぶ「教員研修」を提供した。

時 期：通年

場 所：全国の小中学校プール、海洋センター・海洋クラブ等

実施校：(児童生徒向け授業等) 全国の小中学校：879校

(教員研修への参加) 全国の小中学校：60校

参加者：120,683名(小中学生、教員、地域住民など)

(2) 水泳実技を伴わなくても実施できる水辺安全教育教材の制作と普及

急速に進む学校のICT教育化に対応し、新型コロナウイルス感染症等により学校での水泳授業が実施できない場合でも、学校において「水難防止」の基礎知識を学習できる「水辺の安全学習アプリ」を制作し、6月より無償公開を行った。学校授業での活用を図り、児童、生徒への水辺の安全に関する理解を促進した。

時 期：2021年6月～2022年3月

場 所：全国の小中学校

利用校：508校

(3) 「海の日」に関するイベントの開催

「海の日」と「海の安全」への理解を深める機会を多くの人に提供するため、海に入らなくても、水着にならなくても海で遊べるイベントとして「砂ASOBeach」を全国19カ所で開催し、4,756名が参加した。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した試みとして、地元にいながら他の地域とも交流できるオンライン型の砂ASOBeachとして、「ビーチ運動会」を開催した。

①砂 ASOBeach 新規開催 6カ所

自治体・クラブ名	日程	参加者
三重県連絡協議会	10月5日(火)～ 12月8日(水)	269名
神戸海洋クラブ(兵庫県)	10月2日(土)	149名
新温泉町(兵庫県)	10月10日(日)	391名
豊後高田市(大分県)	中止	—
大崎わんぱく海洋クラブ(鹿児島県)	10月2日(土)	190名
天城町(鹿児島県)	8月1日(日)	300名

②砂 ASOBeach 継続開催 7カ所

自治体・クラブ名	日程	参加人数
苫前町(北海道)	10月2日(土)	11名
志賀町(石川県)	12月19日(日)	215名
牧之原市(静岡県)	7月25日(日)	100名
香美町(兵庫県)	11月12日(金)	41名
呉市(広島県)	10月10日(日)	376名
宗像市(福岡県)	9月25日(土)	52名
宮崎市(宮崎県)	中止	—

③砂 ASOBeach 自主開催 3カ所

自治体・クラブ名	日程	参加人数
洋野町(岩手県)	7月25日(日)	194名
御宿町(千葉県)※	中止	—
阿南市(徳島県)	9月26日(日)	490名

④ミニ砂 ASOBeach 6カ所

クラブ名	日程	参加人数
女満別海洋クラブ(北海道)	12月30日(木)	75名
富山海洋クラブ(富山県)	4月18日・5月16日・ 6月20日・7月18日・ 10月10日・11月14 日・11月28日	1,561名
錦江湾海洋クラブ(鹿児島県)	6月25日・8月11日	30名
池田海洋クラブ・オリーブアイ ランド海洋クラブ(香川県)	10月26日(火)	280名
YASU 海洋クラブ(高知県)	10月3日(日)	12名
アマニコ海洋クラブ(鹿児島県)	3月12日(土)	20名

⑤オンライン型「砂 ASObeach」 周防大島町・長島町対抗 ビーチ運動会

日 時：2021年10月16日（土）

場 所：山口県周防大島町、鹿児島県長島町

参加者：40名

内 容：水風船 de スプラッシュ玉入れ、ビーさん飛ばし選手権、ビーチボール
大玉転がし、海博士は誰だ？○×クイズ

(4) 海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動

海洋性レクリエーションと密接に関わる水辺の環境保全、特に海洋ごみに関する知識・意識の向上を図ることを目的に、水辺等での清掃活動を実施した。

時 期：通年

※強化期間 春：2021年5月30日（日）～6月8日（火）

秋：2021年9月18日（土）～9月26日（日）

場 所：全国の海洋センター・クラブ所在市町村

参加者：397カ所 15,065名（通年）

147カ所 6,389名（強化期間）

(5) カヌー400艇による海洋ごみ削減にむけた東京の運河清掃

海洋プラスチックごみによる海洋環境の汚染、生物・生態系への影響という社会課題を解決するため、カヌーやSUP等の舟艇による海洋ごみ削減に向けた清掃活動を行った。2度の延期により11月に規模を縮小して都内で開催するとともに、海洋センター・海洋クラブでも舟艇による清掃活動を行った。

時 期：2021年11月23日（火）（都内）

2022年3月12日（土）～31日（木）（地方）

場 所：東京都江東区および墨田区内の河川・運河

13 海洋センター・クラブ

参加者：132名 カヌー等 106艇（東京都内）

218名 カヌー等 143艇（地方）

(6) 漂着ごみ削減に向けた「拾い箱」の設置

自治体と連携して漂着ごみ専用ゴミ箱「拾い箱」を設置し、地域住民を巻き込みながら年間を通じて海浜清掃を行う環境を整え、継続的に清掃活動を行うことで地域の漂着ごみ削減に取り組んだ。

時 期：通年

場 所：山口県周防大島町、石川県志賀町

参加者：地域住民や観光客等 1,786名（山口県周防大島町）

〃 3,833名（石川県志賀町）

5. 海洋性レクリエーション指導員の養成と活用

海洋センター・海洋クラブにおいて、青少年の健全育成や地域住民の健康増進を担う「センター・インストラクター」指導員の養成や「学生ボランティア養成」事業等を通じて、B&G 指導員を養成するとともに、各種会議の開催や全国・地域指導者会の活動促進を図り、地域の活性化に貢献した。

(1) 海洋性レクリエーション指導員の養成

海洋性レクリエーションおよび水泳に係わる総合的な知識・技能・指導法ならびに安全管理を中心とした研修を実施し、財団概要、海洋性レクリエーションと水泳の理論・実技、安全管理、施設の管理運営、財団が推進する事業（水辺の安全教室）等を習得した B&G 指導員の養成を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部の事業を中止した。

- ① センター・インストラクター養成研修 ※日本財団助成事業
新型コロナウイルス感染症の影響により、中止することとした。

② 大学等と連携した人材育成

武蔵丘短期大学（埼玉県）と連携し、学生に対して、「水辺の安全教室」プログラムや SUP 体験を行った。

場 所：埼玉県吉見町 武蔵丘短期大学

参加者：108名

研修内容：「B&G リーダー」養成カリキュラム等に基づく実技・実習他

(2) 指導者会の活動促進

※日本財団助成事業

正副会長会議およびブロック責任者会議を行い、全国指導者会の活動目標を達成するための方策を協議決定し、今後の展開に向けた体制作りを整えた。

① 第5回 B&G 全国指導者会記念総会

新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年度に延期することとした。

② ブロック別指導員研修会への支援

「自然体験活動を推進するためのノウハウを学ぶ」をテーマに、指導員の資質向上を図るため、全国10ブロックにおいて、ブロック別指導員研修会が開催された。

時 期：2021年5月～2022年3月

実施回数：10ブロック 市町村等 28回

③正副会長会議、ブロック責任者会議の開催

全国指導者会の「正副会長会議」を2回、「ブロック責任者会議」を1回開催した。

会議では、2021年度の活動方針・活動目標に基づき、ブロック総会での内容伝達や目標達成に向けた現状の把握、2022年度の活動計画・予算について意見交換等を行い、具体的な計画を策定した。

④指導者会の活性化支援

今年度から新たにスタンドアップパドルボード（SUP）の器材貸出を行い、47 海洋センター184 艇の貸出、1,263 名の利用があり、海洋性レクリエーションの実施推進を図った。

（3）地域指導者会と連携した学生ボランティアの養成

※日本財団助成事業

地域指導者会と連携し、学生を対象とした海洋性レクリエーション体験や安全管理講習の研修を行い、学生ボランティアを養成した。本事業によって、学生が海洋センターの事業や教室などへ継続的に参加するようになるなど、事業の協力者が増え、より安全な事業実施に貢献した。

時 期：通年

場 所：30 ヲ所

参加者：大学生、高校生、高専生、専門学校生・高校生 623 名

および一般 20 名 合計 643 名

内 容：海洋性レクリエーション実技、安全管理、指導法、器材管理 等

6. 全国会議の開催

※日本財団助成事業

全国の海洋センター所在自治体の首長や教育長をはじめ、海洋センター関係者を対象に各種会議を開催し、財団事業説明及び、他の自治体の事業事例や海洋センターの新たな活用方法等の情報共有を行う。

これにより、財団と自治体、また自治体同士のネットワークを強化するとともに、各自治体の地域コミュニティの活性化と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（1）第14回 B&G 全国サミット

2022年1月に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止することとした。

(2) 第18回 B&G 全国教育長会議

「誰一人取り残さない社会の実現に向けて～地域におけるSDGsへの取り組み～」をテーマに、大阪府立大学 山野教授の基調講演をはじめ、先進的な取り組みを行っている教育長による事例発表などを実施した。

時 期：2021年11月9日（火）

場 所：笹川記念会館 4階大会議室

対 象：海洋センター道府県連絡協議会から推薦された教育長とブロック、連協幹事自治体の教育長、その他出席を希望する教育長

出席者：171名

主な内容：

- ・講演：「地域とともに取り組むSDGs～誰一人取り残さない子ども支援の仕組みづくり～」
大阪府立大学 学長補佐 人間社会システム科学研究科 教授 山野 則子 氏
- ・トークセッション「地域行政が協働する『まちづくり』と『ひとづくり』」
大阪府立大学 学長補佐 人間社会システム科学研究科 教授 山野 則子 氏
大阪府能勢町 教育長 加堂 恵二 氏
大阪府能勢町 学校教育総務課 参事 川本 重樹 氏
- ・教育長事例発表：
「B&G 支援を受けた SDGs へのアプローチ
信濃大町の水と環境と「子ども第三の居場所」」
長野県大町市 教育長 荒井 今朝一氏
「菊池市における SDGs の取り組みについて」
熊本県菊池市 教育長 音光寺 以章 氏
- ・文部科学省発表：持続可能な社会の創り手の育成に向けて
～ESD を取り巻く最近の動向～
文部科学省 国際統括官付ユネスコ協力官 新免 寛啓 氏
- ・B&G 財団事業説明

◆全国教育長会議出席者内訳

区分	役職等	出席者人数
海洋センター関係	教育長	124名
	代理	7名
	随行	37名
報道	報道関係	3名
合 計		171名

(3) ブロック連絡協議会総会

毎年度当初の4月～5月にかけて実施している海洋センターブロック連絡協議会総会は、新型コロナの流行拡大による影響により、首長を対象としたオンライン総会を行った南九州ブロックを除く9ブロックが書面決議となった。

また、9ブロックが書面決議となったため、海洋センターの担当者を対象に10月から3月にかけて対面またはオンラインにて上期活動報告や下期・次年度の計画確認を行う「B&Gブロック連協交流会議」を開催した。

(4) 全国ブロック幹事会議

今後のブロック連絡協議会の活性化と連携強化の土台形成のため、情報共有の垣根を広げ、他ブロックの運営や状況を知る機会とし、ブロックの活性化とブロック幹事同士の横のつながりの形成、ブロック連協の共通の問題などを共有することを目的に全国10ブロック連絡協議会の幹事センター担当者とB&G財団でオンラインによる会議を春と冬の二回開催した。

【春開催】

時 期：2021年6月23日（水）

場 所：オンライン

参加者：ブロック連絡協議会幹事12名、全国指導者会ブロック責任者7名

次第：

1. 開会
2. 議事①：2020年度の各ブロックの活動状況・決算について
3. 議事②：2021年度事業について
4. 財団および全国指導者会からのお願い
5. 閉会

【冬開催】

時 期：2022年3月3日（木）

場 所：オンライン

参加者：ブロック連絡協議会幹事10名、全国指導者会新旧ブロック責任者13名

次第：

1. 開会
2. 議事①：2021年度事業について
3. 議事②：2022年度事業について
4. 議事③：ブロックの課題について
5. 閉会

7. B & Gプランの推進に関わる調査研究等の活動

既存事業の検証により、更なる改善や向上を図るとともに、新規事業創出に向けた調査研究等を行った。

(1) 事業成果の検証

2020年度の財団事業実績、海洋センター・海洋クラブの運営・活動状況分析などを記載した「活動実績報告書」を発行し、海洋センター・海洋クラブほか関係団体等に配付し、財団事業に対する理解促進を図った。

(2) 地域活性化に向けた海洋センターの新たな活用に関する調査研究

※日本財団助成事業

財団職員による事業提案会等を通じて、地域活性化に向けた海洋センターの新たな活用を拡大するため、「海洋センター周辺の遊休スペースを活用した外遊び促進のための遊び場づくり」に係る調査研究事業について、スポーツ遊具の配備を行った。今後、参加者や保護者、自治体へのヒアリングなどを通じて、財団事業としての推進や関連事業の創出などを行うこととした。

(3) 時代に即した新たな事業の創出に関する調査

「地域力の活用計画」の効果的な推進を図るため、各事業の検証を行った。

8. 広報活動

(1) パブリシティ活動

財団や海洋センター・海洋クラブの活動を広く社会へ周知するため、新聞・テレビ等へのパブリシティ活動を行い、各種メディアで掲載された。

【マスメディアの掲載・放映数】

新聞	雑誌	テレビ	ウェブ
100紙 341回	6誌 15回	19局 33回	53媒体 207回

(2) インターネットによる情報発信

財団公式サイトとSNSを活用し、リモート大会やアンケートなどの公募企画、日々の事業情報を発信することで、継続的な閲覧数の獲得につなげた。

【情報発信数】

媒体名	アクセス数
公式サイト	2,793,392 件
Facebook	282,555 件
Twitter	193,665 件
Instagram	80,623 件

(3) 海洋センター・海洋クラブの広報活動支援

指導者、自治体と連携を図り、海洋センター・海洋クラブの広報活動を支援助言するとともに、壁新聞「アンドリーニュース」の発行、B&G オリジナルグッズの作製を行った。

(4) コンクールの実施

海洋センター・クラブの魅力を自ら発信するコンクールとして「B&G PR 大賞」を実施。

海洋センター・クラブの活動を SNS に投稿し紹介する「まちレポの部」、館内装飾やサービスで利用者に心地よい空間を提供する「おもてなしの部」、お題に合わせた失敗体験を詠む「やらかし川柳の部」の3部門を募集し、審査委員会において各部門の最優秀賞・優秀賞計26点を選定した。

「2021 B&G PR 大賞」審査委員会

日 時：2022年1月20日（木）

場 所：財団会議室

応募総数：5,067 点

（内訳）まちレポの部	955 点
おもてなしの部	70 点
やらかし川柳の部	4,042 点

9. 寄付金等事業

財団や海洋センターの活動を継続的に実施するため、広く社会一般へ寄付金の募集を行った。集まった寄付金は、児童養護施設の子供たちを対象とした海洋性レクリエーション体験会などに活用した。

【収益事業】

1. 土地賃貸事業

旧東京海洋センターの跡地（江東区深川）を「ホームセンターコーナン」に賃貸し安定的な賃貸料収入を得た。この収入は当財団の公益目的事業及び管理運営業務等の経費支出に活用した。

別表 1

役員名簿

(2022年3月31日現在)

役職	氏名	現職
会長	前田 康吉	北海道 滝川市長
理事長	菅原 悟志	
常務理事	古山 透	
〃	朝日田 智昭	
理事	青山 節児	岐阜県 中津川市長
〃	佐野 慎輔	産経新聞社 客員論説委員
〃	中逸 博光	熊本県 長洲町長
〃	中江 有里	女優 脚本家 作家
〃	中村 真衣	シドニーオリンピック競泳 銀メダリスト
監事	大藪 卓也	大藪公認会計士事務所代表
〃	子安 美奈子	公認会計士 税理士

別表 2

評 議 員 名 簿

(2022年3月31日現在)

氏 名	現 職
議 長 小 高 幹 雄	BOAT RACE振興会 会長
岸 ユキ	女優・画家
工 藤 祐 直	B&G全国指導者会 会長 青森県 南部町長
小 峯 力	中央大学 教授
谷 川 真 理	マラソンランナー 流通経済大学 客員教授
波多野 茂 丸	全国モーターボート競走施行者協議会 会長 福岡県 芦屋町長

別表 3

専 門 委 員 名 簿
(海洋センター施設整備委員)

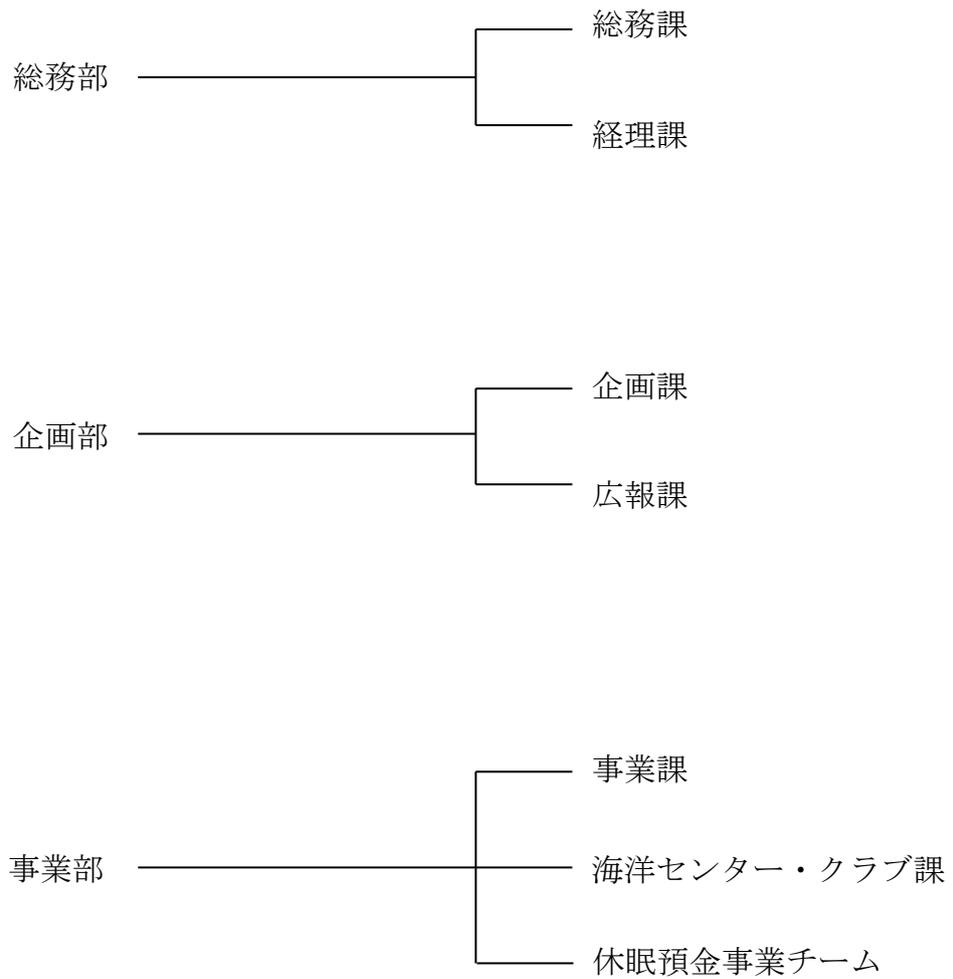
(2022年3月31日現在)

	氏 名	現 職
委員長	田久保 雅 己	株式会社舵社 編集長
副委員長	小 林 元 一	小林建築研究所 一級建築士事務所 代表
委 員	岩 崎 恭 子	バルセロナオリンピック 競泳 金メダリスト
〃	江 畑 幸 子	ロンドンオリンピック 女子バレー 銅メダリスト
〃	遠 藤 聡	株式会社日本海事新聞社 専務取締役
〃	田 村 祐 司	国立大学法人東京海洋大学大学院 准教授

別表 4

事務局機構図

2022年3月31日現在



2021 年度事業報告 附属明細書

2021 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。

2022 年 5 月

公益財団法人

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

前記のとおり相違ありません。

2022年5月30日

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

会 長 前 田 康 吉

2021年度の事業報告書を監査したところ適正かつ正確であることを認めます。

監 事 大 藪 卓 也

監 事 子 安 美 奈 子

2 0 2 2 年 度

事 業 報 告 書

自 2 0 2 2 年 4 月 1 日

至 2 0 2 3 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 B & G 財 団

(旧法人名 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団)

目 次

I. 海洋センター所在市町村の概要	2
II. 法人の概況	3
1. 設立年月日	3
2. 定款に定める目的	3
3. 定款に定める事業内容	3
4. 所在地	3
5. 基本財産の額	3
6. 行政庁	3
7. 役員に関する事項	3
8. 職員に関する事項	3
III. 管理業務	4
1. 役員及び評議員	4
2. 専門委員	4
3. 会議	4
4. 規程の制定等	6
5. 届出・登記事項	6
6. 事務局	6
IV. 事業の実施状況	
【公益目的事業】	
1. 社会的課題の解決と地域の健全な発展に資する事業の推進	7
2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備	14
3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進	21
4. 誰もが海に親しめる事業の推進	25
5. 指導員の養成と活用	27
6. 全国会議の開催	29
7. 調査研究等の活動	32
8. 広報活動	32
9. 寄付金等事業	34
【収益事業】	
1. 土地賃貸事業	34
2022年度事業報告における附属明細書	39

I. 海洋センター所在市町村の概要

(海洋センター所在市町村の数)

2022年度内に、プール施設の海洋センター1ヵ所が老朽化により廃止となり、海洋センター数は464ヵ所となった。なお、海洋センターの所在市町村数は386自治体(214市・159町・13村)で、前年度同様となっている。

当初から16ヵ所の海洋センターが廃止となったが、積極的に運営を続ける自治体とは、新たな支援や連携事業などを推進し、より強固な信頼関係を構築している。

(コロナ禍からの回復の兆し)

「新型コロナウイルス」への対応として、全国の海洋センターでは感染対策を講じながら運営を行い、コロナ禍前と比べ、利用人数は同水準に達しないものの、稼働日数は、ほぼ同じ水準となるなど、回復の兆しが見え始めている。

B&G財団事業では、3年ぶりの開催となった「B&G全国サミット」、前年度延期し4年ぶりの開催となった「全国指導者会総会」をはじめ、「センター・インストラクター養成研修」では、鹿児島県天城町で初開催し、年に2回開催するなど、コロナ禍においても、自治体の要望に応えるべく創意工夫により成果を残している。

(社会課題の解決に向けた地域との共創)

教育、福祉、保健、防災・減災など、山積する地域課題の解決に向け、新規事業の発掘、既存事業の改変等を積極的に推進している。

学校の統廃合や施設の老朽化が進行するなか、学校プールと海洋センタープールを統合するための大規模改修、スポーツ合宿や教育キャンプなど地域の交流拠点とするため、海洋センター体育館内に簡易宿泊所・調理室等を併設した施設改修など、これまでにない海洋センターの役割が生まれている。

全国54ヵ所に設置した「防災拠点設置事業」では、重機や配備機材の操作や発災時の応急対応に向けた研修など、ハードとソフト両面から地域の防災・減災対策に取り組んでいる。また、困難に直面した子どもや家庭を支援する「子ども第三の居場所事業」では、32自治体36ヵ所で展開し、拠点における学習・生活支援等に加え、利用児童を対象とした宿泊型体験活動事業を沖縄県で初開催し、自立心を養う多様な機会を提供している。

2023年3月にB&G財団は創立50周年を迎えた。「青少年の健全育成」に加え「地域活性化と地方創生」を重点施策として、地域とともに地域の発展を目指していく。「子ども・子育て支援」「防災と災害復興」「海と環境」「健康と生きがいづくり」「コミュニティの再生とまちづくり」を事業の柱として、新たな「5ヵ年計画」を策定し、自治体・海洋センター・海洋クラブ・指導者とともに、地域の社会課題解決に向け、真に求められる事業を推進していく。

II. 法人の概況

1. 設立年月日 1973年（昭和48年）3月28日

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、2012年3月21日付で内閣総理大臣より公益財団法人への移行認定を受け、2012年4月1日付で公益財団法人となった。

2. 定款に定める目的

この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高齢者までの心身の健康づくり、水の安全教育と海事知識並びに環境保全の普及・啓発、地域社会の健全な発展等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 青少年の健全育成に関する事業
- (2) 幼児から高齢者までの心身の健康づくりに関する事業
- (3) 水の安全教育と海事知識の普及・啓発に関する事業
- (4) 環境保全を推進する事業
- (5) 指導者養成に関する事業
- (6) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 所在地 東京都港区虎ノ門3-4-10（虎ノ門35森ビル9F）

5. 基本財産の額（円）

取得価額	時価評価額	差異
6,720,000,000	7,286,321,500	566,321,500

※時価評価額については、2023年3月31日現在の有価証券の評価益を含んだ額である。

6. 行政庁 内閣府

7. 役員に関する事項

Ⅲ. 管理業務の1. 役員（理事・監事）及び評議員を参照

8. 職員に関する事項

Ⅲ. 管理業務の6. 事務局を参照

Ⅲ. 管理業務

1. 役員（理事・監事）及び評議員

(1) 役員

2023年3月31日現在の役員は、別表1「役員名簿」(35頁)のとおり、理事9名(会長1名、理事長1名、常務理事2名、理事5名)、監事2名である。

(2) 評議員

2023年3月31日現在の評議員は、別表2「評議員名簿」(36頁)のとおりである。

2. 専門委員（海洋センター施設整備委員）

2023年3月31日現在における専門委員は、別表3「専門委員名簿」(37頁)のとおり6名である。

3. 会議

(1) 理事会

①第37回理事会（通常開催およびZOOMを活用したオンライン会議による）

ア. 時期：2022年6月8日（水）

イ. 場所：B&G財団会議室（東京都港区）

ウ. 決議事項：

第1号議案 基本財産及び事業振興基金への資金繰入に関する件

第2号議案 2021年度事業報告及び附属明細書の承認に関する件

第3号議案 2021年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）
及び附属明細書並びに財産目録の承認に関する件

第4号議案 定款の一部変更に関する件

第5号議案 第21回評議員会招集に関する件

第6号議案 業務執行理事の担務の変更に関する件

第7号議案 諸規程の一部改正に関する件

②第38回理事会（通常開催およびZOOMを活用したオンライン会議による）

ア. 時期：2022年10月26日（水）

イ. 場所：B&G財団会議室（東京都港区）

ウ. 決議事項他：

第1号議案 2022年度事業計画書及び収支予算書の一部変更の承認に関する件

第2号議案 2023年度日本財団助成申請事業の承認に関する件

第3号議案 財団の名称変更に関する件

第4号議案 決議の省略の方法による第22回評議員会招集に関する件

- 第 5 号議案 海洋センターの廃止に関する件
- 第 6 号議案 諸規則の改正及び制定に関する件
- 報告事項 職務執行状況報告

③第 39 回理事会（通常開催および ZOOM を活用したオンライン会議による）

- ア. 時 期：2023 年 3 月 22 日（水）
- イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）
- ウ. 決議事項他：
 - 報告事項 職務執行状況報告
 - 第 1 号議案 事業振興基金への資金繰入に関する件
 - 第 2 号議案 2023 年度事業計画書及び収支予算書の承認に関する件
 - 第 3 号議案 規程等の一部改正に関する件
 - 第 4 号議案 「熱中症対策事業」に係る随意契約による救護室取扱業者の選定に関する件

(2) 評議員会

①第 21 回評議員会

- ア. 時 期：2022 年 6 月 23 日（木）
- イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）
- ウ. 決議事項：
 - 第 1 号議案 議長の選任に関する件
 - 第 2 号議案 2021 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認に関する件
 - 第 3 号議案 定款の一部変更に関する件
- エ. 報告事項： 2021 年度事業報告の件

②第 22 回評議員会（決議の省略による方法）

- ア. 決議があったものとみなされた日
2022 年 12 月 14 日（水）
- イ. 決議事項：
 - 第 1 号議案 定款の一部変更に関する件

(3) 専門委員会（海洋センター施設整備委員会）

①第 25 回海洋センター施設整備委員会

- ア. 時 期：2022 年 10 月 6 日（木）

イ. 場 所 : B&G 財団会議室 (東京都 港区)

ウ. 決議事項 :

第 1 号議案 2023 年度「地域海洋センター修繕助成」に関する件

第 2 号議案 佐世保市鹿町 B&G 海洋センター廃止に関する件

4. 規程の制定等

(1) 制定

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則

再雇用期間満了後の雇用に関する規則

(2) 改正

定款、組織規程、職員就業規則、契約職員就業規則、職員給与規程、職員退職手当支給規程、旅費規程、経理規程、物品取扱規程、契約規程、文書処理規程、文書の種類と形式に関する規程、特定費用準備資金等取扱規程、再雇用に関する規則、職員慶弔見舞金規程、職員表彰に関する基準、寄付金等取扱規程、貸付金規程、B&G 海洋クラブ登録要領、B&G 地域海洋センター廃止規程、地域海洋センター特別施設整備算定要領

5. 届出・登記事項

(1) 内閣府への届出

- ・ 2021 年度「事業報告等」の提出
- ・ 変更の届出 (定款変更、事業に係る変更)
- ・ 2023 年度「事業計画書等」の提出

(2) 登記事項

- ・ 定款の目的及び事業の変更に係る登記

6. 事務局

2023 年 3 月 31 日現在における事務局の機構は、別表 4 (38 頁) のとおり 3 部 6 課 1 チームであり、職員 29 名、契約職員 7 名である。

IV. 事業の実施状況

【公益目的事業】

1. 社会的課題の解決と地域の健全な発展に資する事業の推進

(1) 海洋センターを活用した地域コミュニティの再生に関するモデル事業

※日本財団助成事業

海洋センター施設を多機能化することにより、従来の「スポーツ振興の場」に留まらず、文化活動など多種多様な活動を行う場所へとシフトし、地域住民の“交流の場”とすることで、「地域コミュニティの再生・活性化」を図ることを目的に各種事業を実施した。

①「宿泊機能付加による過疎地域海洋センターの交流拠点化」

・場所：大分県中津市

・内容：

ア. 宿泊備品等の配備

イ. 過疎地域の小規模校同士の水辺学習を通じた交流事業

・ 耶馬溪地区の小学校 3 校合同水泳大会 参加者 102 名

・ 小学生対象の宿泊体験事業（2 回） 参加者 延べ 201 名

ウ. 海洋性レクリエーション等を通じた学生と地域住民の交流

・ B&G プールで SUP 体験会 参加者 56 名

・ 多世代交流軽スポーツ大会 参加者 183 名

・ 青年交流会 参加者 36 名

エ. 市内中心部世帯と過疎地域世帯との交流事業の実施

・ 中津市内の住民対象のウォーキングイベント 参加者 154 名

・ 親子宿泊キャンプ 参加者 30 名

・ B&G 海洋センター多世代交流事業 参加者 270 名

②地域住民による自助・共助（コミュニティ）の防災体制づくり

・場所：北海道大空町

・内容：

ア. 避難所運営協力体制の構築

時期：2022 年 12 月 3 日（土）

場所：大空町役場・東藻琴総合支所・女満別および東藻琴 B&G 海洋センター

参加者：105 名

イ. 学校と連携した災害体験学習

時期：2022 年 9 月 1 日（木）、10 月 6 日（木）、12 月 15 日（木）

場所：女満別 B&G 海洋センター、女満別中学校

参加者：計 227 名

ウ. 防災ボランティアの育成

時期：2022年7月23日（土）、2023年1月28日（土）

場所：女満別 B&G 海洋センター

参加者：計 44 名

(2) 「子ども第三の居場所」 開設運営支援

※日本財団助成事業

様々な困難な状況にある子どもたちの放課後の居場所づくりとして「子ども第三の居場所」を展開するため、拠点開設に係る建設費の支援や行政・地域住民等の連携体制の構築、学習・生活支援プログラムや体験活動の実施など運営に係る支援を行った。

(一部 2023 年度に事業延長)

①拠点開設費助成

「子ども第三の居場所」を開設する 12 自治体 12 拠点に対し、開設費助成を決定した。

No.	拠点	開設予定	開設費助成決定額
1	鹿児島県南さつま市	2023年3月	50,000,000円
2	福島県塙町	2023年4月	50,000,000円
3	栃木県芳賀町	2023年4月	50,000,000円
4	長野県上松町	2023年6月	50,000,000円
5	兵庫県養父市	2023年6月	50,000,000円
6	佐賀県みやき町	2023年7月	50,000,000円
7	北海道北広島市	2023年8月	50,000,000円
8	神奈川県湯河原町	2023年8月	50,000,000円
9	沖縄県中城村	2023年11月	50,000,000円
10	北海道古平町	2024年2月	50,000,000円
11	鹿児島県長島町	2024年2月	50,000,000円
12	長野県下條村	2024年4月	50,000,000円
合計			600,000,000円

②拠点運営費助成

「子ども第三の居場所」を運営している 13 自治体 16 拠点に対し、学習・生活支援費、体験活動費、スタッフ人件費等の運営助成費支援を行った。

No.	拠点	開設年月	開設費助成決定額
1	長野県大町市	2019年6月	3,300,000円
2	北海道東神楽町（中央）	2019年6月	3,300,000円
3	石川県穴水町	2019年7月	5,000,000円

4	北海道東神楽町（東聖・ひじり野）	2020年8月	6,600,000円
5	北海道積丹町	2020年4月	20,000,000円
6	新潟県燕市	2020年4月	20,000,000円
7	岡山県備前市	2020年4月	20,000,000円
8	岡山県美作市（英田）	2020年4月	20,000,000円
9	岡山県奈義町	2020年10月	20,000,000円
10	京都府南丹市	2020年10月	20,000,000円
11	兵庫県明石市	2021年9月	9,600,000円
12	栃木県芳賀町	2022年5月	14,400,000円
13	岡山県美作市（作東）	2022年6月	9,600,000円
14	岡山県美作市（大原）	2022年6月	9,600,000円
15	広島県尾道市	2023年2月	1,600,000円
16	鹿児島県南さつま市	2023年3月	1,200,000円
合計			184,200,000円

③キックオフ研修会の開催

時 期：2022年7月22日（月）

場 所：オンライン開催

参加者：運営開始前拠点の自治体担当者、拠点マネージャー等
17自治体 17拠点 50名

内 容：事業説明、先行拠点事例発表等

④フォローアップ研修会

時 期：2023年1月19日（木）～20日（金）

場 所：埼玉県熊谷市及び嵐山拠点

参加者：運営開始済拠点の自治体担当者、拠点マネージャー等
8自治体 9拠点 18名

内 容：先行拠点事例共有、外部講師講演、グループワーク等

⑤「子ども第三の居場所」広報・ファンドレイジング・組織基盤強化支援

時 期：7月～3月

対 象：全拠点

内 容：拠点の広報力向上や自立後の安定的な運営・質の向上に繋げるため、広報、ファンドレイジング、組織基盤強化の各分野で全体研修や個々の伴走支援等を実施した。

⑥決定書授与式の実施

開設費及び運営費助成が決定した11自治体11拠点に対して決定書授与式を行った。

No.	拠点	実施日
1	栃木県芳賀町	2022年4月25日
2	佐賀県みやき町	2022年10月4日
3	鹿児島県南さつま市	2022年11月1日
4	福島県塙町	2022年11月10日
5	長野県上松町	2022年11月28日
6	兵庫県養父市	2022年12月20日
7	沖縄県中城村	2023年2月6日
8	長野県下條村	2023年3月3日
9	神奈川県湯河原町	2023年3月8日
10	北海道北広島市	2023年3月15日
11	北海道古平町	2023年3月16日

⑦協定書調印式・内覧会の実施

4自治体4拠点に対して協定書調印式を実施するとともに、関係者・地元住民等を対象に内覧会を行った。

No.	拠点	開設月	実施日
1	栃木県芳賀町	2022年5月	2022年4月25日
2	岡山県美作市作東・大原	2022年6月	2022年6月16日
3	広島県尾道市	2023年2月	2023年1月31日
4	鹿児島県南さつま市	2023年3月	2023年3月20日

⑧オンラインイベントの開催

拠点間で交流できるオンラインイベントを開催し、拠点利用児童やスタッフ同士が交流を行った。

時期：2022年5月～2023年3月（計5回開催）

参加者：延べ712名

内容：工作教室、レクリエーション、クリスマスイベント等

⑨利用児童を対象とした宿泊型海洋体験の実施

※日本財団支援金事業

「子ども第三の居場所」を利用する児童を対象に、日頃できない海洋体験や文化体験等を提供した。

時 期：A 行程：2022 年 7 月 27 日～7 月 30 日

B 行程：2022 年 7 月 31 日～8 月 3 日

場 所：沖縄県

対 象：「子ども第三の居場所」利用児童・生徒等（子ども 47 名、引率者 19 名）

内 容：マリンスポーツ体験、沖縄文化体験、美ら海水族館見学等

⑩「子ども第三の居場所」体験活動に係る寄付金支援事業の実施

※日本財団支援金事業

「子ども第三の居場所」を利用する児童の体験・交流機会を充実させるため、活動に対する支援を 7 自治体 8 拠点に決定した。

時 期：8 月～3 月

対 象：北海道東神楽町（中央・東聖）、埼玉県嵐山町、新潟県胎内市、長野県大町市、島根県雲南市、大分県杵築市、岡山県備前市

(3) ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業

※日本財団助成事業

地元の小中学生・地域住民の郷土学習やキャリア教育を見据え、各自治体において、学校や地域の連携のもと、ふるさとゆかりの偉人に関するマンガの製作・発行に係る支援を行った。

また、2021 年度にマンガを製作した 30 ヶ所に対し、学校授業等での活用ノウハウを収集し、共有を図った。

時 期：通年

製 作：海洋センター・クラブ所在自治体等 30 ヶ所

No.	道府県	自治体	題材（偉人）	助成金申請額
1	青森県	弘前市	陸 羯南	3,000,000 円
2	岩手県	花巻市	佐藤 昌介	3,000,000 円
3	宮城県	川崎町	支倉 常長	3,000,000 円
4	秋田県	男鹿市	天野 芳太郎	3,000,000 円
5	山形県	尾花沢市	高宮 常太郎	3,000,000 円
6	福島県	塙町	白石 禎美	3,000,000 円
7	埼玉県	松伏町	山崎 峯次郎	3,000,000 円
8	埼玉県	吉見町	源 範頼	3,000,000 円
9	新潟県	胎内市	板額 御前	3,000,000 円
10	新潟県	燕市	鈴木 文臺	3,000,000 円
11	新潟県	新潟市	田沢 実入	3,000,000 円

12	富山県	砺波市	利波臣志留志	3,000,000 円
13	富山県	南砺市	松村 謙三	3,000,000 円
14	岐阜県	恵那市	山本 芳翠	3,000,000 円
15	岐阜県	富加町	斉藤 新五	3,000,000 円
16	愛知県	西尾市	岩瀬 弥助	3,000,000 円
17	三重県	亀山市	ヤマトタケル オトタチバナヒメ	3,000,000 円
18	三重県	菰野町	八重姫	3,000,000 円
19	京都府	南丹市	井上 堰水	3,000,000 円
20	兵庫県	猪名川町	加茂 守	3,000,000 円
21	兵庫県	南あわじ市	鶴澤 友路	3,000,000 円
22	鳥取県	伯耆町	辻 晋堂	3,000,000 円
23	岡山県	赤磐市	永瀬 清子	3,000,000 円
24	岡山県	井原市	平櫛 田中	3,000,000 円
25	岡山県	津山市	箕作 阮甫	3,000,000 円
26	岡山県	奈義町	井戸 泰	3,000,000 円
27	徳島県	阿南市	森甚五兵衛	3,000,000 円
28	福岡県	みやこ町	吉田 健作 吉田 増蔵	3,000,000 円
29	熊本県	南関町	北原 白秋	3,000,000 円
30	鹿児島県	南さつま市	黒瀬杜氏三人衆 (片平一、黒瀬常吉、黒瀬巳之助、阿多杜氏)	3,000,000 円

(一部 2023 年度に事業延長)

(4) 防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業

※日本財団助成事業

海洋センター・クラブ所在自治体計 54 ヲ所に、防災拠点を整備するとともに、配備機材を活かした研修の実施および人材の育成を行った。また、拠点設置自治体における機材配備や研修の実施について伴走支援を行った。

【第一期：25 ヲ所】

No.	道府県	自治体名		道府県	自治体名
1	北海道	滝川市	14	広島県	北広島町
2	北海道	積丹町	15	岡山県	奈義町
3	青森県	鶴田町	16	岡山県	矢掛町
4	岩手県	久慈市	17	鳥取県	北栄町
5	宮城県	大崎市	18	鳥取県	伯耆町
6	宮城県	亘理町	19	愛媛県	愛南町

7	千葉県	鋸南町	20	徳島県	海陽町
8	茨城県	五霞町	21	高知県	四万十町
9	福井県	大野市	22	福岡県	築上町
10	長野県	上松町	23	熊本県	湯前町
11	静岡県	牧之原市	24	熊本県	長洲町
12	三重県	志摩市	25	鹿児島県	天城町
13	兵庫県	南あわじ市			

【第二期：29カ所】

No.	道府県	自治体名		道府県	自治体名
1	北海道	石狩市	16	滋賀県	野洲市
2	北海道	名寄市	17	京都府	南丹市
3	北海道	鷹栖町	18	島根県	雲南市
4	秋田県	男鹿市	19	徳島県	徳島市
5	山形県	酒田市	20	長崎県	南島原市
6	宮城県	石巻市	21	大分県	別府市
7	福島県	塙町	22	熊本県	南阿蘇村
8	群馬県	明和町	23	宮崎県	宮崎市
9	群馬県	みなかみ町	24	宮崎県	日向市
10	千葉県	いすみ市	25	鹿児島県	いちき串木野市
11	新潟県	佐渡市	26	鹿児島県	奄美市
12	石川県	白山市	27	鹿児島県	南大隅町
13	長野県	大町市	28	鹿児島県	与論町
14	岐阜県	可児市	29	沖縄県	名護市
15	愛知県	新城市			

①機材配備等のハード面の整備

時 期：通年

対 象：第二期拠点 計 29カ所等

内 容：各拠点自治体に防災倉庫を設置し、油圧ショベル及びスライドダンプ、救助艇等を配備。第一期拠点については、「協定書調印式および配備機材お披露目式」を、第二期拠点については、「支援金決定書授与式」を各拠点にて適宜実施した。

②人材育成および研修等のソフト面の実施

(広域研修 A)

時 期：2022年11月17日(木)～18日(金)

対 象：第一期および第二期拠点 計 54カ所 計 128名

内 容：拠点運営に必要な知識等の習得を目的に、全拠点一括とした座学研修として、基調講演、事例発表、防災アトラクション及びグループワーク等を実施した。

(広域研修 B)

時 期：【第一行程】9月26日(月)～9月27日(火)

【第二行程】9月28日(水)～9月29日(木)

【第三行程】10月3日(月)～10月4日(火)

【第四行程】10月5日(水)～10月6日(木)

場 所：長野県小布施町

対 象：第二期拠点 29ヵ所 計 65名

内 容：重機(油圧ショベル)を主とした一括実技研修を実施した。

(拠点研修及び避難所研修)

時 期：2022年4月～2023年3月

場 所：各拠点

対 象：第一期および第二期拠点 54ヵ所

内 容：各拠点における重機や救助艇を活用した研修、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用、解体用、伐木等)特別教育の受講、任意機材を活用した避難所開設等に係る研修を実施した。

(センター・インストラクター養成研修での重機等防災研修)

時 期：①2022年7月5日(火)～7月6日(水)

②2022年10月19日(水)～10月20日(木)

場 所：①沖縄県本部町

②鹿児島県天城町

参加者：①34名

②18名

内 容：小型車両系建設機械特別教育(整地・運搬・積込み用および掘削用)の受講、避難所運営等を想定したグループワーク及び座学講義等

2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備

※日本財団助成事業

「海洋センター評価」が原則 A 評価以上で施設の多機能化及び機能保全、機能向上等を目的とする修繕と、自然災害により被害を受けた海洋センター施設の原状復帰修繕等に対し助成金の交付を行うとともに、海洋センター及び海洋クラブ(新規登録海洋クラブ含む)に対して、活動器材の配備を行った。

また、ボートレースの収益金が有効に活用されていることを、広く地域住民に周知するため、「修繕助成決定書授与式」を実施するとともに、修繕工事後に行われているリニューアルオープン式典へも出席し、自治体執行部はじめ、議会関係者、多くの地域住民に更なる利用を促した。

(1) 修繕助成金の交付

①通常修繕

通常修繕として助成を決定した 35 海洋センター・35 施設に対し、558,600,000 円を助成し、照明 LED 化やバリアフリー化、設備の更新など、施設の機能向上を図った。

No.	道府県	センター名	施設	修繕内容	助成金額
1	北海道	小平町	体育館	アリーナ・武道場等照明 LED 化(水銀灯)	1,900,000 円
2	北海道	大空町 東藻琴	プール	缶体防水工事、プールサイド改修工事、循環ポンプ交換工事 他	20,200,000 円
3	北海道	芦別市	プール	ろ過機取替工事、プール内照明 LED 化工事(水銀灯)、缶体塗装工事、暖房設備取替工事 他	26,600,000 円
4	北海道	長万部町	プール	ボイラー移設工事	16,700,000 円
5	宮城県	大崎市松山	体育館	外壁補修・全面塗装工事、アリーナ床改修工事、アスベスト除去工事、事務所増築工事、玄関スロープの設置、事務所及びトイレの照明 LED 化(蛍光灯) 他	29,800,000 円 ※予定
6	秋田県	男鹿市	体育館	アリーナ照明 LED 化(ハロゲン灯)、アリーナ空調設備交換、ミーティングルーム・会議室空調設備設置、トイレ洋式化工事 他	25,800,000 円
7	福島県	小野町	プール	上屋鉄骨塗装、プールサイド改修、プール照明 LED 化(水銀灯) 他	16,200,000 円
8	栃木県	さくら市喜連川	プール	上屋シート全面取替工事、鉄骨塗装工事	20,600,000 円
9	埼玉県	吉見町	体育館	屋根塗装工事、多目的トイレ・玄関スロープ設置	9,400,000 円
10	新潟県	阿賀町津川	プール	ろ過機取替工事、上屋シート全面改修工事、管理棟塗装工事 他	15,200,000 円

11	新潟県	佐渡市小木	プール	プール棟屋根・外壁全面取替工事、プール缶体塗装工事 他	20,500,000 円
12	富山県	砺波市	体育館	屋根防水改修工事、アリーナ照明 LED 化（水銀灯） 他	21,100,000 円
13	富山県	高岡市福岡	体育館	屋根防水改修工事	13,300,000 円
14	福井県	大野市	体育館	管理棟屋根改修工事、第二体育館畳取替工事	4,200,000 円
15	山梨県	山梨市牧丘	体育館	更衣室・トイレ改修工事、更衣室照明 LED 化工事（蛍光灯） 他	8,000,000 円
16	山梨県	南アルプス市白根	体育館	吊り天井撤去工事、什器等倒壊防止固定化工事 他	12,100,000 円
17	岐阜県	川辺町	プール	ろ過機取替工事 他	5,600,000 円
18	岐阜県	中津川市付知	体育館	アリーナ照明 LED 化工事（水銀灯）、吊り天井撤去工事	10,200,000 円
19	愛知県	西尾市一色	体育館	ロビー・武道場空調設備新設、屋根防水改修、多目的トイレ・授乳室の新設、トイレ・更衣室改修 他	30,000,000 円
20	滋賀県	高島市高島	プール	プール照明等 LED 化工事（水銀灯）	10,000,000 円
21	滋賀県	米原市伊吹	プール	上屋シート取替工事、上屋鉄骨塗装工事、プールサイド改修工事、プール照明 LED 化工事（水銀灯）、トイレ改修工事 他	14,600,000 円
22	兵庫県	豊岡市出石	プール	缶体塗装工事、プールサイド改修工事、空調設備取替工事、プール照明 LED 化（水銀灯） 他	29,400,000 円
23	兵庫県	姫路市家島	プール	給排水設備改修工事、ろ過機取替工事、缶体・上屋鉄骨塗装工事、プール照明 LED 化（水銀灯） 他	13,100,000 円 ※予定
24	鳥取県	鳥取市気高	プール	幼児用プール缶体改修工事	1,900,000 円
25	岡山県	新見市哲多	体育館	アリーナ照明 LED 化（水銀灯）、屋根改修工事、トイレ・シャワー改修工事、ロビー・ミーティングルーム床改修、ミーティングルーム冷暖房設置工事 他	15,600,000 円

26	岡山県	津山市加茂	体育館	屋根改修工事、トイレ洋式化、アリーナ等照明 LED 化 (水銀灯)、シャワールーム改修 他	30,000,000 円
27	岡山県	瀬戸内市邑久	体育館	屋根改修工事、外壁改修工事、アスベスト除去	19,800,000 円
28	徳島県	美波町由岐	プール	暖房設備取替工事、プール照明 LED 化 (水銀灯)	7,900,000 円
29	愛媛県	久万高原町久万	プール	上屋シート取替工事、上屋鉄骨塗装工事、プール照明 LED 化工事 (水銀灯) 他	23,500,000 円
30	愛媛県	西条市丹原	プール	缶体塗装工事、トイレ洋式化工事、温水ボイラー取替工事、ろ材取替工事 他	9,300,000 円
31	福岡県	みやま市高田	プール	缶体塗装工事、上屋シートへの取替工事、プール照明 LED 化 (水銀灯) 他	30,000,000 円 ※予定
32	佐賀県	神崎市	体育館	屋根改修工事、トイレ洋式化工事、外壁改修工事、トイレ等照明 LED 化 (蛍光灯) 他	24,800,000 円
33	熊本県	津奈木町	艇庫	外壁改修工事、シャッター取替工事 他	9,700,000 円
34	熊本県	湯前町	体育館	アリーナ等照明 LED 化 (水銀灯)、事務所屋根等改修工事、車寄せポーチ新設工事 他	5,300,000 円
35	鹿児島県	長島町	艇庫	浮棧橋取替設置工事	6,300,000 円
計					558,600,000 円

(一部 2023 年度に事業延長)

②特別施設整備

6 海洋センター・7 施設に対し、246,600,000 円を助成し、プールの建替え等などを行った。

No.	道府県	センター名	施設	修繕内容	助成金額
1	北海道	大樹町	プール	屋根固定化した屋内温水プールへの移設・建替え	100,000,000 円

2	秋田県	にかほ市象潟	プール	屋根・外壁改修工事、プール照明 LED 化（水銀灯）、缶体塗装工事 他	30,000,000 円
3	千葉県	香取市山田	艇庫	艇庫の建替え・移設	26,700,000 円 ※予定
4	岡山県	矢掛町	プール	暖房設備取替工事、プールサイド改修工事、缶体塗装工事、上屋鉄骨塗装工事 他	30,000,000 円
5	岡山県	赤磐市吉井	プール	暖房設備取替工事、プール等照明 LED 化（水銀灯）、缶体塗装工事	30,000,000 円
6			体育館		
7	大分県	中津市耶馬溪	体育館	武道場・ホール空調設置工事、武道場可動間仕切り設置、照明 LED 化（水銀灯）、調理室・食堂設置工事 他	29,900,000 円
計					246,600,000 円

③災害復旧修繕

2022 年度内に発生した台風等により被災した 2 海洋センター・2 施設に対し、3,800,000 円の助成を決定した。

No.	道府県	センター名	施設	修繕内容	助成金額
1	埼玉県	松伏町	プール	上屋シート 11 枚張替	1,300,000 円
2	香川県	三木町	プール	上屋シート張替	2,500,000 円
計					3,800,000 円

(2) 活動器材の配備

①活動器材の追加・再配備

申請のあった 21 海洋センター・15 海洋クラブの活動状況等審査を行った結果、18 海洋センター・9 海洋クラブに対し、SUP やカヌーなどの海洋性レクリエーション器材をはじめ、活動に必要な舟艇等器材を配備した。

対 象 : 18 海洋センター・9 海洋クラブ

配備金額 : 総額 26,566,931 円

助成決定額 19,076,270 円 申請者負担額 7,490,661 円

②遊休舟艇の譲渡促進

全国の海洋センター・海洋クラブにて不要となった舟艇器材（遊休舟艇）を必要とするところへ運搬する費用を支援する制度を策定し、6 海洋センター・3 海洋クラブに対し、ヨットやカヌー等の遊休舟艇の活用を図った。

対 象 : 6 海洋センター・3 海洋クラブ

助成金額 : 総額 866,100 円

助成決定額 688,300 円 申請者負担額 177,800 円

③新規海洋クラブの登録及び舟艇器材配備

新規海洋クラブとして登録を行った 7 海洋クラブに対して、カヌー、SUP、ライフジャケットなど、活動に係る器材を配備した。

No.	名称	所在自治体
1	B&G みえ海洋クラブ	三重県伊勢市
2	B&G マリンパークたるみず海洋クラブ	鹿児島県垂水市
3	B&G 横浜海洋クラブ	神奈川県横浜市
4	B&G Next one.つくば海洋クラブ	茨城県つくば市
5	B&G 志摩マリンセーフティ海洋クラブ	三重県志摩市
6	B&G あもりがわ海洋クラブ	鹿児島県霧島市
7	B&G 三浦海洋クラブ	神奈川県三浦市

配備金額 : 9,022,922 円 (負担金含む)

④サポーター（小規模クラブ）の登録及び安全器材配備

サポーター（小規模クラブ）として登録を行った 9 団体に対して、ライフジャケット、レスキューチューブなど、活動に係る器材を配備した。

No.	名称	所在自治体
1	B&G サポーターガラパゴス	茨城県つくば市
2	B&G サポーターCoZYWINDSURFING SCHOOL	千葉県千葉市
3	B&G サポーターはちきた SC	東京都八王子市
4	B&G サポーター 特定非営利活動法人海プラス SOU	静岡県沼津市
5	B&G サポーター 兵庫県伊丹市立神津小学校	兵庫県伊丹市

6	B&G サポーター マリン倶楽部カープボート	広島県呉市
7	B&G サポーター 福岡大学モーターボート・水上スキー部	福岡県福岡市
8	B&G サポーター South beats クラブ	鹿児島県喜界町
9	B&G サポーターしまじまクラブ	沖縄県名護市

配備金額：1,785,476 円（負担金含む）

（3）修繕確認等

①決定書授与式

ボートレースの収益金の有効活用について、広く住民に周知することを目的に、「決定書授与式」を開催し、自治体執行部へ完成後の更なる利用促進と事業展開を要請した。

時 期：通年

対 象：35 自治体（原則、修繕助成金額約 1,000 万円以上）

②リニューアルオープン式典

完成後に開催される「リニューアルオープン式典」に出席し、式典に出席した自治体執行部や議会関係者、地域住民に今後の利用促進を PRするとともに、修繕工事の完了確認を行った。

時 期：通年

対 象：19 海洋センター

③海洋センター・海洋クラブの現状調査

海洋センター・クラブの現状調査を実施し、運営状況や問題点などの確認を行った。

時 期：通年

対 象：53 海洋センター・25 海洋クラブ

内 容：市町村長や教育長等との面談、海洋センターの管理・運営状況・問題点等の確認

④海洋センター・海洋クラブの評価

海洋センター、海洋クラブの更なる利用促進を図るため、2021 年度の活動状況や運営状況等に基づく評価を行い公表した。

◆評価別 海洋センター数

特 A	A	B	C	D	E
314	93	44	6	2	3

◆評価別 海洋クラブ数

特 A	A	B	C	D	E
65	34	60	36	42	24

⑤優良海洋センターの表彰

海洋センター評価に基づき、A 評価以上の優良海洋センターを「第 15 回 B&G 全国サミット」において表彰した。

対 象：特 A 評価 314 センター、A 評価 93 センター 計 407 センター

3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進

子育て支援、体験格差の解消など、既存のスポーツに留まらない多様性のある事業を推進し、その取組などを広く情報発信することにより、海洋センター・クラブの活性化を図った。

(1) ネットワークを活用した地域情報の共有と発信

※日本財団助成事業

ブロック毎に開設した Facebook で、海洋センター・海洋クラブ担当者が自ら活動情報等を発信するとともに、ニュース性の高い話題は記事化して公式サイトや SNS で配信し、地域情報の共有を図った。

① 公式サイトでの地域情報発信 50.1 万 PV

No.	コンテンツ	PV 数
1	イベント・教室情報	227,720
2	各種事業活動	222,330
3	リモート大会等	51,075
	計	501,125

② SNS を活用した地域情報発信 80 万リーチ

No.	コンテンツ	アクセス数
1	Facebook 「まちレポ」	326,237
2	Facebook 「活動情報」	233,031
3	twitter 「イベント・教室情報」	179,066
4	Instagram 「海洋センター・クラブ情報」	62,162
	計	800,496

(2) 体験格差解消を目指す水辺の自然体験の推進

身体的・家庭的な理由等により体験格差が生じている子どもを対象に、水辺の自然体験を推進した。

①体験格差解消を目指した特別支援学校との連携による水辺の体験教育の普及

※日本財団助成事業

特別支援学校に通う子どもたちを対象とした水辺の自然体験活動を推進していくため、徳島県の特別支援学校をモデルに自然体験活動等を実施するとともに、学校での導入に向けた教員研修や指導法のまとめ等を行った。

時 期：通年

場 所：徳島県阿南市・徳島市・美波町 3カ所

対 象：県内特別支援学校 7校

参加者：139名

内 容：特別支援学校を対象とした水辺の自然体験会、教員研修、事前学習会等の実施

②実行団体による水辺の自然体験の実施

※休眠預金等交付金事業

休眠預金制度を活用し障害児等の体験格差解消を推進するため、全国10カ所の実行団体が実施する水辺の自然体験活動等を支援するとともに、実行団体が今後も継続的に活動していくための基盤整備を行った。

時 期：通年

場 所：実行団体10カ所

参加者：10,667名

内 容：水辺等での自然体験機会の提供、実施経費・器材購入支援、実施協力団体との連携体制構築、規程類の整備や情報公開の支援、事業評価の伴走支援等

(3) 学習と体験活動による子育て支援

※日本財団助成事業

長期休暇中の子育て支援の一環として、教員や学生等の地域人材を活用し、宿題などの学習と体験活動が両立する子どもの居場所「BG塾」を実施した。

時 期：夏休み・冬休み・春休みの5日間

場 所：海洋センター・クラブ90カ所（新規23カ所、継続67カ所）

参加者：小学生延べ8,661名

サポーター数：1,393名

内 容：学習と体験活動が両立する「BG塾」の開催、開催経費支援および優良海洋センター表彰（4カ所）

(4) B&G スイマーズ フェスティバル

全国の海洋センター・海洋クラブで日頃から水泳を練習している青少年を対象に、障害の有無に関わらず分け隔てない参加が可能な競技大会を開催した。

時 期：2022年 8月 20日（土）

場 所：東京辰巳国際水泳場

選 手：278名

（身体・知的障害者 8名を含む選手、17都道府県 51海洋センター・1団体が参加）

(5) 次世代型海洋センター艇庫の先進的活用

※日本財団助成事業

海洋センター艇庫において、海洋性レクリエーションにとどまらない、多様な活動の機会を創出することで、地域に親しまれる事業拠点化し、艇庫活動の活性化を図った。

①千葉県香取市山田

ため池と隣接公園を活用した水と緑のハイブリット型自然体験により、多世代の交流促進の拠点化に向けたイベントや体験会を実施した。

ア. 調印式

時 期：2022年 4月 12日（火）

場 所：香取市役所

イ. BLUE×GREEN FESTIVAL

時 期：2022年 5月 3日（火）

場 所：橘ふれあい公園（香取市山田海洋センター艇庫）

参加者：520名（内、海レク体験 120名）

②長崎県時津町

学校教育と連携した「里海 大村湾」を活用した海洋教育推進の拠点化に向けたイベントや体験会を実施した。

ア. 交流化活性化事業

時 期：2022年 6月～8月 ※一部 2021年度の延長事業として実施

内 容：海のおSEA ごとフェスタ、子ども会マリンスポーツ体験

参加者：延べ 304名

イ. 海洋教育事業

時 期：2022年 7月

内 容：学校教育での海洋教育授業

参加者：80名

ウ. 艇庫未体験者向け事業

時 期：2022年7月～8月

内 容：大人のヨット体験教室、中高年対象 SUP・カヌー教室、ジュニアマリンスポーツ教室、ママさん軽スポーツ教室

参加者：延べ 303 名

エ. 多目的事業

時 期：2022年4月～2023年3月

内 容：ストレッチ・シェイプアップ教室、幼児対象教室（体操・ダンス）、読み聞かせ教室

参加者：延べ 298 名

(6) 障害者スポーツ推進プロジェクト「B&G障害者スポ・レク倶楽部」普及促進事業

※スポーツ庁受託事業

海洋センターを活動拠点に、障害者のスポーツ実施率とスポーツライフの向上および地域における障害者への理解を促進することを目的に、年間を通じたスポーツ・レクリエーション教室等を開催し、障害者が多様なスポーツ・レクリエーションを継続的に親しめる環境を整えた。

時 期：通年

場 所：岩手県奥州市、静岡県御前崎市、熊本県宇城市 3カ所

参加者：1,689名（うち障害者 780名）

内 容：B&G スポ・レク倶楽部（スポーツ・レクリエーション教室）の開催、指導者研修会、パラスポーツ体験会等の実施

(7) オリンピアンスポーツクリニック ※ヨネックススポーツ振興財団助成事業

競技人口の少ないヨット・カヌー種目において、オリンピックによる講演やジュニア選手への直接指導を実施することにより、子どもたちのモチベーション・スキルの向上を図るとともに、競技初心者の興味・関心を引き起こすことを目的とした教室等を開催した。

①カヌー種目

講 師：藤嶋 大規 選手（自衛隊体育学校、B&G やまなし海洋クラブ OB）

時 期：2022年5月29日（日）

場 所：香川県高松市国分寺 B&G 海洋センター

参加者：延べ約 160 名

②ヨット種目

講師：岡田 奎樹 選手（トヨタ自動車東日本株式会社所属、B&G 別府海洋クラブ・B&G 福岡ジュニアヨット海洋クラブ OB）

時期：2022年7月29日（金）

場所：山口県スポーツ交流村（光市）

参加者：延べ約100名

4. 誰もが海に親しめる事業の推進

(1) 学校・地域と連携した「海の日」と「海の安全」を学ぶ教室の開催

※日本財団助成事業

年間を通して子どもおよび海洋センター利用者等に対し「海の日」と「海の安全」についての学習の場を提供するとともに、学校教育と連携した教室と教員を対象とした研修会を開催した。

時期：通年

場所：全国の小中学校プール、海洋センター・海洋クラブ等

実施校：（児童生徒向け授業等）全国の小中学校：2,619校

（教員研修への参加） 全国の小中学校：309校

参加者：311,189名（小中学生、教員、地域住民など）

(2) 「海の日」に関するイベントの開催

※日本財団助成事業

「海の日」と「海の安全」への理解を深める機会を多くの人に提供するため、海に入らなくても海で遊べるイベントとして「砂 ASOBeach」を全国24カ所で開催し、9,449名が参加した。

No.	自治体・クラブ	日程	参加人数	区分
1	山形県徳良湖クラブ	8月7日	500名	新規開催
2	滋賀県 KARAHASHI クラブ	9月3日・9月4日	953名	
3	島根県琴ヶ浜クラブ	7月31日	650名	
4	広島県江田島クラブ	6月18日	370名	
5	長崎県南島原市	8月7日	303名	
6	鹿児島県与論町	8月13日・14日	534名	
7	三重県連絡協議会	7月30日	165名	継続開催
8	兵庫県新温泉町	8月27日	357名	
9	大分県豊後高田市	11月6日	150名	
10	鹿児島県大崎わんぱくクラブ	9月17日	306名	
11	鹿児島県天城町	9月10日	590名	
12	石川県志賀町	7月31日	366名	

13	福岡県宗像市	7月10日・24日	120名	自主開催
14	広島県呉市	7月10日	574名	
15	宮崎県宮崎市	10月8日	440名	
16	北海道苫前町	9月4日	150名	
17	岩手県洋野町	7月24日	207名	
18	静岡県牧之原市	8月7日	236名	
19	徳島県阿南市	10月18日	150名	
20	北海道女満別クラブ	9月17日	80名	
21	富山県富山クラブ	6月19日 7月3日・17日 8月21日 9月18日・24日 10月9日 11月13日・27日	2,014名	ミニ砂 ASOBeach
22	香川県オリーブアイランドクラブ、池田クラブ	8月28日	88名	
23	高知県 YASU クラブ	11月27日	100名	
24	鹿児島県アマニコクラブ	12月4日・5日	46名	
合計			9,449名	

(3) 海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動

※日本財団助成事業

水辺や舟艇を活用した水面等での清掃活動や地域の特色を活かしたワークショップを開催し、海洋性レクリエーションと密接に関わる水辺の環境保全、特に海洋ごみに関する知識・意識の向上を図ることを目的に、水辺等での清掃活動を実施した。

時 期：2022年5月28日（土）～6月12日（日）

2022年9月17日（土）～9月25日（日）

場 所：全国の海洋センター・クラブ所在市町村

箇所数：海浜等での清掃活動（164ヵ所）

海洋ごみ削減に関するワークショップ開催（19ヵ所）

舟艇を活用した川および海での清掃活動（49ヵ所）

参加者：16,623名

(4) 漂着ごみ削減に向けた「拾い箱」の設置

※日本財団助成事業

自治体と連携して漂着ごみ専用ゴミ箱「拾い箱」を設置し、地域住民を巻き込みながら年間を通じて海浜清掃を行う環境を整え、継続的に清掃活動を行うことで地域の漂着ごみ削減に取り組んだ。

時 期：通年

場 所：広島県呉市、長崎県南島原市

参加者：地域住民や観光客等 1,589名（広島県呉市）
 // 3,271名（長崎県南島原市）

(5) 児童養護施設退所後の自立支援を目指した「B&Gキャリア教育セミナー」

※ノエビアグリーン財団助成事業

海事産業従事者から、仕事の魅力や重要性、その職業に就くための進路等について体験的に学ぶことで、職業観や勤労観、進路意識などを育み、今後の進路や職業選択の幅を広げ、将来の自立に向けた支援の一助とすることを目的に実施した。

時期：2022年8月2日（火）～8月4日（木）2泊3日

場所：神奈川県横浜市・三浦市・横須賀市

参加者：児童養護施設で生活している中学1年生～高校1年生 10名

【内容】

日程	主な内容と協力団体
8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ●海運業、輸出入、港の役割について（横浜港振興協会） <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港、大黒・本牧ふ頭視察見学 ●海上保安（海上保安庁 横浜防災基地） <ul style="list-style-type: none"> ・海上保安官について、訓練施設・巡視艇見学等 ●職業・進路ゼミナール① <ul style="list-style-type: none"> ・日本と海の間わり、海事産業の重要性について
8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ●造船業（住友重機マリンエンジニアリング） <ul style="list-style-type: none"> ・建造船見学（タンカー）、船の設計・溶接シミュレーション ●マリンスポーツ体験 <ul style="list-style-type: none"> ・カヌー・SUP・シュノーケル ●職業・進路ゼミナール②（海技教育機構） <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・船員の仕事とは、船員養成学校紹介
8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●海洋調査・研究（日本海洋事業） <ul style="list-style-type: none"> ・水中ロボットによる海底調査、実習船「大島丸」 ●海洋生物飼育（横浜八景島シーパラダイス） <ul style="list-style-type: none"> ・水族館バックヤード見学、飼育員・トレーナーの仕事

5. 指導員の養成と活用

海洋センター・海洋クラブにおいて、青少年の健全育成や地域住民の健康増進を担う「センター・インストラクター」指導員の養成や「学生等ボランティア養成」事業などを通じて、B&G指導員を養成するとともに、各種会議の開催や全国・地域指導者会の活動促進を図り、地域の活性化に貢献した。

(1) 海洋性レクリエーション指導員の養成

海洋性レクリエーションおよび水泳に係わる総合的な知識・技能・指導法ならびに安全管理を中心とした研修を実施し、財団概要、海洋性レクリエーションと水泳の理論・実技、安全管理、施設の管理運営、財団が推進する事業（水辺の安全教室、海洋ごみへの理解促進）等を習得した B&G 指導員を養成した。

①センター・インストラクター養成研修

※日本財団助成事業

第5回研修

時 期：2022年6月6日（月）～7月8日（金）33日間

場 所：沖縄県 本部町 B&G 海洋センター（マリンピアザ オキナワ）

参加人数：34名

第6回研修

時 期：2022年9月20日（火）～10月22日（土）33日間

場 所：鹿児島県 天城町 B&G 海洋センター

参加人数：38名

②大学等と連携した人材育成

武蔵丘短期大学（埼玉県）と連携し、学生に対して、「水辺の安全教室」プログラムや SUP 体験を行うとともに、研修後の実践活動の場を提供した。

場 所：埼玉県吉見町 武蔵丘短期大学

参加者：64名

研修内容：「B&G リーダー」養成カリキュラム等に基づく実技・実習他

(2) 指導者会の活動促進

※日本財団助成事業

正副会長会議およびブロック責任者会議を行い、全国指導者会の活動目標を達成するための方策を協議決定し、今後の展開に向けた体制作りを整えるとともに、全国指導者会記念総会を開催し、次期3ヵ年の基本方針、活動目標を決定した。

①第5回 B&G 全国指導者会 記念総会

次期3ヵ年の活動に向け、正副会長を選任し、新たな方針・目標の承認を得る総会を開催。あわせて、女子バレーボール元日本代表の益子直美氏による基調講演、指導員の資質向上を図る研修講義、ブロック対抗フィジカルテストのほか、日本財団笹川会長褒賞をはじめとする指導員褒賞などを行った。

時 期：2023年2月3日（金）、4日（土）

場 所：ベルサール汐留（東京都中央区）

参加者：646名

②ブロック別指導員研修会への支援

「海と山との環境のつながり」、「海洋ごみを与える影響」など「海洋ごみ」をテーマに、指導員が必要な知識を習得するための研修会を全国 10 ブロックにて開催した。

時 期：2022 年 5 月～2023 年 3 月

実施回数：10 ブロック 市町村等 25 回

③正副会長会議、ブロック責任者会議の開催

全国指導者会の「正副会長会議」を 3 回、「ブロック責任者会議」を 1 回開催した。

会議では、次期 3 ヶ年の活動方針・活動目標の策定、ブロック総会の内容協議や今年度の目標達成に向けた現状の把握、2023 年度の活動計画・予算について意見交換等を行い、具体的な計画を策定した。

④指導者会の活性化支援

海洋性レクリエーションの推進を図るため、スタンドアップパドルボード (SUP) の器材貸出しを行うとともに、大型のスタンドアップパドルボード (BIG SUP) の活用を促進した。SUP は 34 海洋センターに 158 艇の貸出しを行い、2,246 名が利用。BIG SUP は 163 事業で活用され 5,774 名が利用した。

(3) 地域指導者会と連携した学生ボランティア等の養成 ※日本財団助成事業

地域指導者会と連携し、学生だけでなく、高齢者、シニア世代などの地域住民を対象を拡大した海洋性レクリエーション体験や安全管理講習の研修を行い、学生等ボランティアを養成した。本事業によって、学生らが海洋センターの事業や教室などへ継続的に参加するようになるなど、事業の協力者が増え、より安全な事業実施に貢献した。

時 期：通年

場 所：30 ヶ所

対 象：大学生、高校生、高専生、専門学校生、高齢者やシニア世代、
学校教員など地域住民 1,099 名

内 容：海洋性レクリエーション実技・実習および海洋センター等の事業への
参画と指導補助

6. 全国会議の開催

※日本財団助成事業

全国の海洋センター所在自治体の首長や教育長をはじめ、海洋センター関係者を対象に各種会議を開催し、財団事業説明及び、他の自治体の事業事例や海洋センターの新たな活用方法等の情報共有を行うことで、財団と自治体、また自治体同士のネットワーク強化を図った。

(1) 第15回 B&G 全国サミット

「地域共創 ～B&G 50th～」をテーマに、津屋崎ランチ LLP 代表 山口 覚氏の基調講演をはじめ、先進事例紹介として3自治体の首長によるパネルディスカッション等を実施した。

時 期：2023年1月24日（火）
場 所：東京ビッグサイト国際会議場
対 象：海洋センター所在市町村長・教育長 等
出席者：757名
主な内容：

- ・「B&G全国サミット」正副会長の選任
- ・津屋崎ランチ LLP 代表 山口 覚氏の基調講演
「多様性に溢れた寛容な地域づくり～福津市津屋崎での空き家活用と人口増加の取り組み～」
- ・B&G 事業紹介
- ・全国指導者会からの連絡事項
- ・パネルディスカッション「地域活性化に向けた取り組み事例」
- ・優良海洋センターの表彰
- ・共同宣言

◆全国サミット出席者内訳

区分	役職等	出席者人数
海洋センター関係	首長	254名
	副首長	27名
	教育長	182名
	代理等	248名
来 賓	財団理事・評議員・関連団体	11名
報 道	報道関係	35名
合 計		757名

(2) 第19回 B&G 全国教育長会議

「これからの学校教育 ～学校と地域の視点から見る課題解決～」をテーマに、広島県教育委員会 平川教育長の基調講演をはじめ、先進的な取り組みを行っている教育長による事例発表などを実施した。

時 期：2022年11月9日（水）
場 所：霞が関プラザホール
対 象：B&G地域海洋センター所在市町村 教育長
出席者：241名

主な内容：

- ・広島県教育委員会 教育長 平川 理恵氏の基調講演
「今後の公教育の未来について ～広島県の『学びの変革』の取り組みから～」
- ・教育長事例発表
- ・文部科学省からの説明
- ・B&G 財団事業説明
- ・B&G 全国教育長会議「提言」

◆全国教育長会議出席者内訳

区分	役職等	出席者人数
海洋センター関係	教育長	171名
	代理	15名
	随行	44名
来賓	来賓	7名
報道	報道関係	4名
合計		241名

(3) ブロック連絡協議会総会

ブロック連絡協議会および海洋センター道府県連絡協議会の活動促進を図るため、全国10ブロック連絡協議会が主催する総会に、財団役員およびブロック担当者が出席し、財団事業の説明ほか海洋センター表彰等を行った。

時 期：2022年4月～5月

場 所：6ブロック対面開催

4ブロックオンライン開催

出席者：444センター・775名

(4) 全国ブロック幹事会議

今後のブロック連絡協議会の活性化と連携強化の土台形成のため、情報共有の垣根を広げ、他ブロックの運営や状況を知る機会とし、ブロックの活性化とブロック幹事同士の横のつながりの形成、ブロック連協の共通の問題などを共有することを目的に全国10ブロック連絡協議会の幹事センター担当者とB&G財団でオンラインによる会議を春と冬の二回開催した。

【春開催】

時 期：2022年6月20日（月）

場 所：オンライン

参加者：ブロック連絡協議会幹事12名、全国指導者会ブロック責任者5名

【冬開催】

時 期：2023年2月28日（火）

場 所：オンライン

参加者：ブロック連絡協議会幹事10名、全国指導者会新旧ブロック責任者11名

7. 調査研究等の活動

既存事業の検証により、更なる改善や向上を図るとともに、新規事業創出に向けた調査研究等を行った。

（1）事業成果の検証

2021年度の財団事業実績、海洋センター・クラブの運営・活動状況分析などを記載した「活動実績報告書」を発行し、海洋センター・クラブほか関係団体等に配付し、財団事業に対する理解促進を図った。

（2）地域活性化に向けた海洋センターの新たな活用に関する調査研究

※日本財団助成事業

財団職員による事業提案会等を通じて、地域活性化に向けた海洋センターの新たな活用を図るため、「『海』『海洋センター』における“心の健康”促進事業」に係る調査研究事業について、アンケート調査の実施と追加のヒアリング調査および有識者へのヒアリング調査を行った。今後、プログラムの創作や体験会の実施、参加者や保護者、自治体へのヒアリングなどを通じて、財団事業としての推進や関連事業の創出などを行うこととした。（一部2023年度に事業延長）

（3）時代に即した新たな事業の創出に関する調査

2023年度からの財団事業等の計画について、「新5ヵ年計画」を策定し、全国サミット等において周知した。また、効果的な周知を図るため、リーフレットの作成及び動画等を交えた新5ヵ年計画等の発表を行った。

（4）先進的海洋センターの整備に関する調査等

これまでの海洋センターを大胆に変化させた「フロントライン」と呼べる複合型の先進的海洋センターを新たに整備することを目的に、企画募集及びプレゼンテーションを含む審査会を実施。10市町から申請があったが、2022年度の採択自治体はなく、2023年度に改めて募集・審査を行うこととした。

8. 広報活動

（1）パブリシティ活動

財団事業や海洋センター・クラブの活動を広く社会へ周知するため、新聞・テレビ等へのパブリシティ活動を行い、各種メディアで掲載された。

【掲載・放映数】

新聞	雑誌	テレビ	WEB
120紙 449回	6誌 16回	18局 28回	77媒体 157回

(2) インターネットによる情報発信

公式サイト・SNS を活用し、財団の事業活動を随時発信するとともに、リモート大会や海の日アンケートなどの公募企画などを実施し、継続的な閲覧数の獲得につなげた。

【閲覧数】

媒体名	アクセス数
公式サイト	3,053,749
Facebook	253,061
twitter	187,621
Instagram	65,495

(3) 海洋センター・海洋クラブの広報活動支援

海洋センター・海洋クラブのイベントや活動情報の公式サイトでの紹介、Facebook 投稿のシェア・拡散など、指導者・自治体と連携し広報活動支援を行った。

(4) コンクールの実施

海洋センター・海洋クラブの魅力を自ら発信し、PR 活動の充実・強化を図り、利用促進につなげることを目的に「B&G PR 大賞」を実施。

Facebook 投稿の「まちレポの部」、利用者をもてなす館内装飾やイベント活動を募集する「おもてなしの部」、お題に合わせた失敗体験を詠む「やらかし川柳の部」の3部門を募集し、審査委員会において各部門の最優秀賞・優秀賞計 26 点を選定した。

「2022 B&G PR 大賞」審査委員会

日 時：2023年2月8日（水）

場 所：財団会議室

応募総数：4,800 点

(内訳) まちレポの部	1,086 点
おもてなしの部	153 点
やらかし川柳の部	3,561 点

9. 寄付金等事業

財団や海洋センターの活動を継続的に実施するため、広く社会一般へ寄付金の募集を行った。集まった寄付金は、児童養護施設の子どもたちを対象とした海洋性レクリエーション体験会などに活用した。

【収益事業】

1. 土地賃貸事業

旧東京海洋センターの跡地（江東区深川）を「ホームセンターコーナン」に賃貸し安定的な賃貸料収入を得た。この収入は当財団の公益目的事業及び管理運営業務等の経費支出に活用した。

別表 1

役員名簿

(2023年3月31日現在)

役職	氏名	現職
会長	前田 康吉	北海道 滝川市長
理事長	菅原 悟志	
常務理事	古山 透	
〃	朝日田 智昭	
理事	青山 節児	岐阜県 中津川市長
〃	佐野 慎輔	産経新聞社 客員論説委員
〃	中逸 博光	熊本県 長洲町長
〃	中江 有里	女優 脚本家 作家
〃	中村 真衣	シドニーオリンピック競泳 銀メダリスト
監事	大藪 卓也	大藪公認会計士事務所代表
〃	子安 美奈子	子安公認会計士事務所代表

別表 2

評 議 員 名 簿

(2023年3月31日現在)

氏 名	現 職
議長 小 高 幹 雄	日本モーターボート競走会 会長 BOAT RACE振興会 会長
岸 ュキ	女優・画家
工 藤 祐 直	B&G全国指導者会 会長 青森県 南部町長
小 峯 力	中央大学 教授
谷 川 真 理	株式会社 MariCompany 代表取締役
波多野 茂 丸	全国モーターボート競走施行者協議会 会長 福岡県 芦屋町長

別表 3

専門委員名簿
(海洋センター施設整備委員)

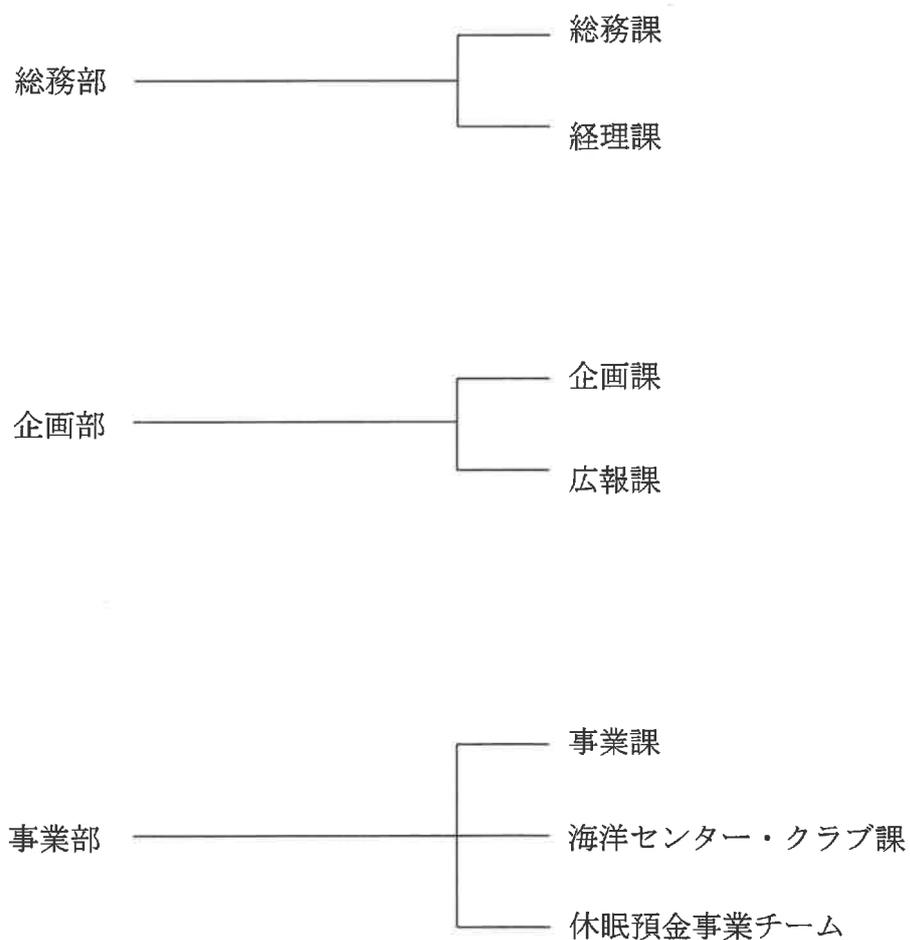
(2023年3月31日現在)

	氏名	現職
委員長	田久保 雅 己	株式会社舵社 編集長
副委員長	小 林 元 一	小林建築研究所 一級建築士事務所 代表
委員	岩 崎 恭 子	バルセロナオリンピック 競泳 金メダリスト
”	江 畑 幸 子	ロンドンオリンピック 女子バレー 銅メダリスト
”	遠 藤 聡	株式会社日本海事新聞社 専務取締役
”	田 村 祐 司	国立大学法人東京海洋大学大学院 准教授

別表 4

事務局機構図

2023年3月31日現在



2022 年度事業報告 附属明細書

2022 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。

2023 年 5 月

公益財団法人 B & G 財団

前記のとおり相違ありません。

2023年5月29日

公益財団法人 B & G 財 団

会 長 前 田 康 吉

2022年度の事業報告書を監査したところ適正かつ正確であることを認めます。

監 事 大 藪 卓 也

監 事 子 安 美 奈 子

2 0 2 3 年 度

事 業 報 告 書

自 2 0 2 3 年 4 月 1 日

至 2 0 2 4 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 B & G 財 団

目 次

I. 2023 年度事業の概要	2
II. 法人の概況	3
1. 設立年月日	3
2. 定款に定める目的	3
3. 定款に定める事業内容	3
4. 所在地	3
5. 基本財産の額	3
6. 行政庁	3
7. 役員に関する事項	3
8. 職員に関する事項	3
III. 管理業務	4
1. 役員及び評議員	4
2. 専門委員	4
3. 会議	4
4. 規程の制定等	6
5. 届出・登記事項	7
6. 事務局	7
IV. 事業の実施状況	
【公益目的事業】	
1. 社会的課題の解決と地域の健全な発展に資する事業の推進	8
2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備	16
3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進	21
4. 誰もが海に親しめる事業の推進	23
5. 指導員の養成と活用	25
6. 全国会議の開催	27
7. 調査研究等の活動	29
8. 広報活動	30
9. 災害等支援事業	31
10. 寄付金等事業	31
【収益事業】	
1. 土地賃貸事業	32
2023 年度事業報告における附属明細書	37

I. 2023 年度事業の概要

(海洋センター所在市町村の数)

2023 年度内に、4 ヲ所の海洋センターが老朽化により廃止となり、海洋センター数は 460 ヲ所となった。なお、海洋センターの所在市町村数は 382 自治体 (212 市・157 町・13 村) である。当初から 20 ヲ所の海洋センターが廃止となったが、積極的に運営を続ける自治体とは強固な信頼関係を確立しており、新たな支援や連携事業などを積極的に推進している。

(新たな 5 ヲ年の中長期計画の推進)

2023 年 3 月に財団設立 50 周年を迎え、4 月より正式名称を「公益財団法人 B&G 財団」へと変更した。2023 年度は 5 ヲ年の中長期計画の初年度であり、海洋センターを核とする「自治体・地域の活性化」に向けた 5 つのミッションを掲げ、新たな事業に着手している。

複合的な機能を有する艇庫を新規整備し、民間企業等と連携した多様な活動により海離れの解消を目指す「先進的海洋センター整備事業」や、自治体の空き公共施設に新たな機能を付加し、地域の課題解決に資する「海洋センターサテライト拠点整備事業」は、候補地との協議や現地調査を継続し、次年度以降の具現化を目指す。

困難に直面した子どもや家庭を支援する「子ども第三の居場所事業」では、新たに 17 拠点が開設され、全国 34 の自治体において 38 拠点が運営されている。2023 年度は「子ども第三の居場所サミット」を初開催し、支援が終了した後の継続的な運営に向けて、拠点を設置する自治体間の情報共有と連携強化を図った。

指導員に関する事業では、昨年に引き続き、沖縄県本部町と鹿児島県天城町の 2 ヲ所で「センター・インストラクター養成研修」を開催し、94 名が研修を修了。また、4 年ぶりの開催となった「指導員研修会」には過去最多となる 284 名が参加し、最新の指導理論を学ぶとともに、指導員間のネットワークをより強固なものとした。

時宜を得たテーマを扱った「全国サミット」「全国教育長会議」や、前例にとらわれず新たな手法を取り入れた「防災拠点 広域研修」は、充実した内容を提供することにより、海洋センター所在市町村より確かな支持を得ている。

(令和 6 年能登半島地震)

「令和 6 年能登半島地震」では、石川県内の海洋センター所在自治体である七尾市、志賀町、穴水町において甚大な被害が発生した。発災直後から、防災拠点設置事業で配備したスライドダンプが 13 自治体より現地に派遣され、復旧活動に活用されるなど、自治体の垣根を越えた連携・支援へと繋がっている。

3 月には、全国の海洋センター所在市町村等から寄せられた支援金や国からの補助金を活用し、七尾市の小学生を対象とする海洋性レクリエーションの体験会を開催。復興に向けて、長期的な支援が必要となることから、2024 年度も被災地に向けた支援事業を実施していく。

II. 法人の概況

1. 設立年月日 1973年（昭和48年）3月28日

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、2012年3月21日付で内閣総理大臣より公益財団法人への移行認定を受け、2012年4月1日付で公益財団法人となった。

2. 定款に定める目的

この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高齢者までの心身の健康づくり、水の安全教育と海事知識並びに環境保全の普及・啓発、地域社会の健全な発展等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 青少年の健全育成に関する事業
- (2) 幼児から高齢者までの心身の健康づくりに関する事業
- (3) 水の安全教育と海事知識の普及・啓発に関する事業
- (4) 環境保全を推進する事業
- (5) 指導者養成に関する事業
- (6) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 所在地 東京都港区虎ノ門 3-4-10（虎ノ門 35 森ビル 9F）

5. 基本財産の額（円）

取得価額	時価評価額	差異
6,720,000,000	7,157,154,700	437,154,700

※時価評価額については、2024年3月31日現在の有価証券の評価益を含んだ額である。

6. 行政庁 内閣府

7. 役員に関する事項

Ⅲ. 管理業務の1. 役員（理事・監事）及び評議員を参照

8. 職員に関する事項

Ⅲ. 管理業務の6. 事務局を参照

Ⅲ. 管理業務

1. 役員（理事・監事）及び評議員

（1）役員

2024年3月31日現在の役員は、別表1「役員名簿」（33頁）のとおり、理事8名（会長1名、理事長1名、常務理事2名、理事4名）、監事2名である。

2023年度における役員の異動は次のとおりである。

2023年6月22日付第23回評議員会にて理事及び監事の選任が行われ、理事9名（前田康吉氏・菅原悟志氏・朝日田智昭氏・青山節児氏・佐野慎輔氏・中逸博光氏・中江有里氏・中村真衣氏は再任、岩井正人氏は新任）、監事2名（大藪卓也氏・子安美奈子氏は再任）が就任し、古山透常務理事は同日付で退任となった。

また、同年6月22日付第41回理事会にて代表理事、業務執行理事が選定され、下記のとおり就任した。

代表理事 会長 前田 康吉（再任）

代表理事 理事長 菅原 悟志（再任）

業務執行理事 常務理事 朝日田 智昭（再任）

業務執行理事 常務理事 岩井 正人（新任）

なお、2024年3月21日付第43回理事会の終結をもって、理事1名（青山節児氏）が辞任した。

（2）評議員

2024年3月31日現在の評議員は、別表2「評議員名簿」（34頁）のとおりである。

2. 専門委員（海洋センター施設整備委員）

2024年3月31日現在における専門委員は、別表3「専門委員名簿」（35頁）のとおり6名である。

2023年度における専門委員の異動は次のとおりである。

2023年10月1日付で6名（岩崎恭子氏・遠藤聡氏・小林元一氏・田久保雅己氏・田村祐司氏は再任、大山加奈氏は新任）が就任した。

なお、江畑幸子氏は退任となった。

3. 会議

（1）理事会

①第40回理事会

ア. 時 期：2023年6月6日（火）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項：

第1号議案 2022年度事業報告及び附属明細書の承認に関する件

第2号議案 2022年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び
附属明細書並びに財産目録の承認に関する件

第3号議案 規程の制定に関する件

第4号議案 第23回評議員会招集に関する件

②第41回理事会（通常開催および ZOOM を活用したオンライン会議による）

ア. 時 期：2023年6月22日（木）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項他：

第1号議案 会長、理事長及び常務理事の選定に関する件

第2号議案 規程の改正に関する件

第3号議案 海洋センターの廃止に関する件

③第42回理事会（通常開催および ZOOM を活用したオンライン会議による）

ア. 時 期：2023年10月27日（金）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項他：

第1号議案 2023年度事業計画書及び収支予算書の一部変更の承認に関する件

第2号議案 2024年度日本財団助成申請事業の承認に関する件

第3号議案 規程の改正に関する件

報告事項 職務執行状況報告

④第43回理事会（通常開催および ZOOM を活用したオンライン会議による）

ア. 時 期：2024年3月21日（木）

イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）

ウ. 決議事項他：

第1号議案 2023年度収支予算書の一部変更の承認に関する件

第2号議案 海洋センターの廃止に関する件

第3号議案 地域の社会課題解決に向けた新たな拠点整備事業の実施および拠
点整備自治体の選定に関する件

第4号議案 2024年度事業計画書及び収支予算書の承認に関する件

- 第5号議案 評議員選任委員会委員の選任に関する件
第6号議案 「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」の実施に係る随意契約による重機購入業者の選定に関する件（第3期）
第7号議案 「熱中症対策事業」の実施に係る随意契約による救護室取扱業者の選定に関する件（第2期）
報告事項 職務執行状況報告

(2) 評議員会

①第23回評議員会

- ア. 時 期：2023年6月22日（木）
イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）
ウ. 決議事項：
第1号議案 2022年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認に関する件
第2号議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正に関する件
第3号議案 理事及び監事の選任に関する件
第4号議案 退職慰労金の支給に関する件
第5号議案 常勤理事の報酬に関する件
報告事項： 2022年度事業報告の件

(3) 専門委員会（海洋センター施設整備委員会）

①第26回海洋センター施設整備委員会

- ア. 時 期：2023年10月11日（水）
イ. 場 所：B&G 財団会議室（東京都 港区）
ウ. 決議事項：
第1号議案 「委員長および副委員長の選任」に関する件
第2号議案 2024年度「地域海洋センター修繕助成」に関する件

4. 規程の制定等

(1) 制定

海洋センターサテライト拠点整備等事業基金規程
「子ども第三の居場所サミット」会議規則

(2) 改正

組織規程、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、職員給与規程施行規則、文書処理規程、B&G 地域海洋センター廃止規程、地域海洋センター特別施設整備算

定要領、海洋センター廃止要領、専決規則、文書保存期間細則、B&G 海洋性レクリエーション指導員規則、B&G 海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準、B&G 指導員の養成研修及び研修の教科に関する達、「B&G 海洋性レクリエーション指導員」養成研修の修了試験に関する達、B&G 海洋性レクリエーション指導者会登録要領、B&G 海洋性レクリエーション指導者会褒賞要領

5. 届出・登記事項

(1) 内閣府への届出

- ・ 2022 年度「事業報告等」の提出
- ・ 変更の届出（財団名称変更、理事の就任・退任に関する変更、役員報酬規程の変更）
- ・ 2024 年度「事業計画書等」の提出

(2) 登記事項

- ・ 理事および監事に係る登記
- ・ 理事の辞任に伴う登記

6. 事務局

2024 年 3 月 31 日現在における事務局の機構は、別表 4（36 頁）のとおり 4 部 7 課であり、職員 28 名、契約職員 3 名である。

IV. 事業の実施状況

【公益目的事業】

1. 社会的課題の解決と地域の健全な発展に資する事業の推進

(1) 海洋センターを活用した地域コミュニティの再生に関するモデル事業

※日本財団助成事業

海洋センター施設を多機能化することにより、従来の「スポーツ振興の場」に留まらず、文化活動など多種多様な活動を行う場所へとシフトし、地域住民の“交流の場”とすることで、「地域コミュニティの再生・活性化」を図ることを目的に各種事業を実施した。

①「宿泊機能付加による過疎地域海洋センターの交流拠点化」

- ・場 所：大分県中津市
- ・時 期：通年
- ・内容：
 - ア. 過疎地域の小規模校同士の水辺学習を通じた交流事業
 - ・耶馬溪地区周辺所在小学校 5 校を対象とした通学合宿 参加者 191 名
 - ・中津市内小学校の児童を対象とした宿泊型体験学習 参加者 99 名
 - イ. 海洋性レクリエーション等を通じた学生と地域住民の交流
 - ・耶馬溪学童水泳大会等のスポーツ大会 参加者 174 名
 - ・青年交流会 参加者 84 名
 - ・大学水上スキー部対象体験宿泊 参加者 734 名
 - ウ. 市内中心部世帯と過疎地域世帯との交流事業の実施
 - ・中津市内外の親子対象の親子キャンプ 参加者 80 名
 - ・子どもからシニア世代対象の軽スポーツ大会 参加者 429 名

(2) 「子ども第三の居場所」開設運営支援

※日本財団助成事業

様々な困難な状況にある子どもたちの放課後の居場所づくりとして「子ども第三の居場所」を展開するため、拠点開設に係る建設費の支援や行政・地域住民等の連携体制の構築、学習・生活支援プログラムや体験活動の実施など運営に係る支援を行った。

(一部 2024 年度に事業延長)

①拠点開設運営支援

【開設費支援】

「子ども第三の居場所」を開設する 18 拠点に対し、開設費助成を決定し、決定書授与式を行った。

No.	期	拠点	決定書授与式 実施日	開設費 助成決定額
1	4 期	埼玉県吉見町	2023年8月29日	50,000,000円
2		長野県東御市	2023年6月1日	50,000,000円
3		滋賀県高島市	2023年5月9日	50,000,000円
4		岡山県鏡野町	2023年9月20日	50,000,000円
5		徳島県阿南市	2023年9月4日	50,000,000円
6		鹿児島県長島町	2023年4月13日	50,000,000円
7	5 期	北海道東川町（共生）	2023年7月14日	50,000,000円
8		北海道東川町（東川小）	2023年7月14日	28,546,000円
9		岩手県久慈市	2023年11月29日	50,000,000円
10		茨城県筑西市	2023年10月13日	50,000,000円
11		群馬県明和町	2023年8月28日	50,000,000円
12		千葉県横芝光町	2023年4月26日	50,000,000円
13		長野県山形村	2023年6月12日	50,000,000円
14		長野県白馬村	2023年11月27日	50,000,000円
15		静岡県牧之原市	2024年1月29日	50,000,000円
16		三重県伊賀市	2024年1月19日	50,000,000円
17		奈良県宇陀市	2023年10月6日	50,000,000円
18		岡山県新庄村	2023年8月22日	50,000,000円
		合計		878,546,000円

【運営費支援】

2023年度以前より「子ども第三の居場所」を運営している8拠点に対し、学習・生活支援費、体験活動費、スタッフ人件費等の運営助成費支援を行うとともに、新たに運営を開始した16拠点に対して運営費助成を決定し、運営費助成支援開始にあたり、協定書調印式および関係者・地元住民等を対象に内覧会を行った。

No.	期	拠点	開設年月	調印式実施日	運営費 助成決定額
1	2 期	京都府南丹市	2020年10月	2020年度に実施済	10,000,000円
2		岡山県奈義町	2020年10月		10,000,000円
3	3 期	福島県塙町	2023年5月	2023年5月19日	9,600,000円
4		兵庫県明石市	2021年9月	2021年度に実施済	9,600,000円
5		岡山県美作市（作東）	2022年6月	2022年度に実施済	9,600,000円
6		岡山県美作市（大原）	2022年6月		9,600,000円
7		広島県尾道市	2023年2月		9,600,000円

8		佐賀県みやき町	2023年7月	2023年6月23日	10,800,000円
9	4期	北海道北広島市	2023年8月	2023年8月21日	6,400,000円
10		北海道古平町	2024年2月	2024年2月8日	1,600,000円
11		栃木県芳賀町	2022年5月	2022年度に実施済	14,400,000円
12		神奈川県湯河原町	2023年11月	2023年11月15日	4,000,000円
13		長野県上松町	2023年6月	2023年6月28日	8,000,000円
14		滋賀県高島市	2024年1月	2024年1月25日	2,400,000円
15		兵庫県養父市	2023年6月	2023年8月8日	8,000,000円
16		鹿児島県南さつま市	2023年3月	2022年度に実施済	14,400,000円
17		鹿児島県長島町	2024年1月	2024年2月27日	2,400,000円
18		沖縄県中城村	2023年11月	2023年12月6日	6,000,000円
19	5期	北海道東川町(東川小)	2023年6月	2023年7月14日	8,000,000円
20		北海道東川町(共生)	2023年10月	2023年10月11日	4,800,000円
21		千葉県横芝光町	2023年4月	2023年4月26日	9,600,000円
22		長野県山形村	2023年4月	2023年6月12日	9,600,000円
23		兵庫県南あわじ市※	2023年7月	2023年8月1日	10,560,000円
24		鹿児島県南大隅町※	2023年10月	2023年12月7日	7,200,000円
		合計			196,160,000円

※南あわじ市と南大隅町は、助成決定書授与式を併せて実施。

【各種研修会の開催】

・自立化会議

時 期：2023年8月31日(木)

場 所：オンライン開催

必須参加者：2023年度に運営2・3年目の自治体担当者、拠点マネージャー等
(4拠点)

※兵庫県明石市、岡山県美作市(作東、大原)、栃木県芳賀町

任意参加者：運営1年目未満の自治体担当者、拠点マネージャー等(11拠点)

内 容：各自治体資金計画等報告、こども家庭庁からの補助金説明等

・フォローアップ研修会

時 期：2023年11月21日(火)～22日(水)

場 所：日本財団ビル

参加者：運営助成期間中の拠点の自治体担当者、拠点マネージャー等
19拠点 36名

内 容：外部講師講演、レクリエーション実習、分科会等

・拠点マネージャー現場研修

時 期：5月～3月 計9回

参加者：新たに開所する拠点の拠点マネージャー 23拠点 23名

内 容：2泊3日の現場OJT研修（子ども支援、スタッフミーティング、ケース会議への参加等）

・オンラインイベントの開催

拠点間で交流できるオンラインイベントを開催し、拠点利用児童やスタッフ同士が交流を行った。

時 期：2023年5月～2024年2月（計5回開催）

参加者：延べ88拠点

内 容：工作教室、レクリエーション、クリスマスイベント等

②子ども第三の居場所サミット

時 期：2023年11月7日（火）

場 所：ベルサール神田（東京都千代田区）

参加者：子ども第三の居場所事業に取り組む自治体の首長他

主な内容：

- ・子ども第三の居場所 正副会長の選任
- ・兵庫県明石市 前市長 泉房穂氏の基調講演
「こどもにやさしいまちづくり」
- ・先進事例発表
 - ① 岡山県奈義町 「生まれる前からの切れ目のない居場所づくり」
 - ② 岡山県美作市 「市内3拠点が連携した居場所づくり」
 - ③ 兵庫県養父市 「大学と連携した居場所づくり」
- ・B&G財団事業紹介
- ・こども家庭庁の取り組み
- ・第1回子ども第三の居場所 共同宣言

◆子ども第三の居場所サミット出席者内訳

区分	役職等	出席者人数
自治体関係	首長	43名
	副首長	6名
	教育長	8名
	随行	36名
来賓等	財団理事・評議員・関連団体等	7名
合計		100名

③ 利用児童を対象とした宿泊型海洋体験の実施 ※日本財団支援金事業
「子ども第三の居場所」を利用する児童を対象に、夏休みの思い出づくりとして、日頃できない沖縄での海洋体験や文化体験等を提供した。

- ・ 時期：A 行程：2023 年 7 月 26 日～7 月 29 日
B 行程：2023 年 7 月 30 日～8 月 4 日 ※台風の影響により 2 泊延泊
- ・ 場所：沖縄県
- ・ 対象：「子ども第三の居場所」利用児童・生徒等（子ども 105 名、引率者 43 名）
- ・ 内容：マリンスポーツ体験、沖縄文化体験、美ら海水族館見学等

(3) ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業

※日本財団助成事業

地元の小中学生・地域住民の郷土学習やキャリア教育を見据え、各自治体において、学校や地域の連携のもと、ふるさとゆかりの偉人に関するマンガの製作・発行に係る支援を行った。

また、2021 年度と 2022 年度にマンガを製作した 60 ヲ所に対し、学校授業等での活用ノウハウを収集し、共有を図った。

時 期：通年

製 作：海洋センター・クラブ所在自治体等 40 ヲ所

No.	道府県	自治体	題材（偉人）	助成額
1	北海道	名寄市	木原 秀雄	1,905,280 円
2	北海道	北広島市	中山 久蔵	1,387,500 円（予定）
3	青森県	南部町	檜山 大典	3,000,000 円
4	岩手県	一関市	大槻玄沢、大槻磐溪、大槻文彦	3,000,000 円
5	岩手県	久慈市	タマシン・アレン	3,000,000 円
6	宮城県	亘理町	伊達 邦成	3,000,000 円（予定）
7	山形県	酒田市	土門 拳	3,000,000 円
8	福島県	小野町	丘 灯至夫	3,000,000 円
9	茨城県	北茨城市	岡倉 天心	3,000,000 円
10	茨城県	五霞町	一色 輝季	3,000,000 円
11	茨城県	龍ヶ崎市	木村 安兵衛	2,220,210 円
12	栃木県	さくら市	足利 島子	3,000,000 円
13	栃木県	芳賀町	岡田 宗山	3,000,000 円
14	千葉県	鋸南町	醍醐 新兵衛	3,000,000 円（予定）
15	石川県	志賀町	加能 作次郎	3,000,000 円
16	石川県	穴水町	長家 21 代 長 連龍	2,900,000 円
17	山梨県	甲州市	雨宮 敬次郎	3,000,000 円（予定）

18	山梨県	山梨市	根津 嘉一郎	2,989,000 円
19	山梨県	南アルプス市	内藤 多仲	3,000,000 円
20	岐阜県	高山市	金森 長近	2,794,100 円
21	岐阜県	中津川市	長瀬 富郎	2,970,000 円 (予定)
22	兵庫県	香美町	前田 周助	2,919,652 円
23	兵庫県	養父市	上垣 守国	3,000,000 円
24	岡山県	矢掛町	渡辺 武次郎	3,000,000 円
25	広島県	坂町	畝 為吉	3,000,000 円
26	山口県	長門市	大津 あきら	2,896,167 円
27	山口県	岩国市	藤岡 市助	3,000,000 円
28	徳島県	徳島市	初代天狗久 (吉岡久吉)	3,000,000 円
29	徳島県	那賀町	谷崎 義男 (鱗海)	3,000,000 円
30	愛媛県	今治市	丹下 健三	2,927,440 円
31	福岡県	柳川市	雲龍 久吉	3,000,000 円
32	福岡県	宗像市	出光 佐三	3,000,000 円
33	大分県	由布市	後藤 樽根	3,000,000 円
34	鹿児島県	さつま町	原田 正純	2,907,103 円
35	鹿児島県	大崎町	出原 次左衛門	2,501,625 円
36	鹿児島県	いちき串木野市	長沢 鼎	3,000,000 円
37	鹿児島県	阿久根市	中尾 純利	3,000,000 円
38	鹿児島県	天城町	徳三宝	2,816,900 円
39	鹿児島県	うるま市	安慶名 良信	3,000,000 円
40	沖縄県	本部町	健堅 親方(健堅之比屋)	3,000,000 円
合計				115,134,977 円

(一部 2024 年度に事業延長)

(4) 防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業

災害発生時の緊急対応や避難所運営に必要な資機材を配備した全国 54 カ所の防災拠点において、油圧ショベル、救助艇、スライドダンプなどの配備機材を活用した各種研修を行った。また、地域防災力の向上に資する人材を育成するとともに、事業推進のための支援協力体制の強化を図った。

【第 1 期：25 カ所】

No.	道府県	自治体名	No.	道府県	自治体名
1	北海道	滝川市	14	広島県	北広島町
2	北海道	積丹町	15	岡山県	奈義町
3	青森県	鶴田町	16	岡山県	矢掛町
4	岩手県	久慈市	17	鳥取県	北栄町

5	宮城県	大崎市	18	鳥取県	伯耆町
6	宮城県	亘理町	19	愛媛県	愛南町
7	千葉県	鋸南町	20	徳島県	海陽町
8	茨城県	五霞町	21	高知県	四万十町
9	福井県	大野市	22	福岡県	築上町
10	長野県	上松町	23	熊本県	湯前町
11	静岡県	牧之原市	24	熊本県	長洲町
12	三重県	志摩市	25	鹿児島県	天城町
13	兵庫県	南あわじ市			

【第2期：29カ所】

No.	道府県	自治体名	No.	道府県	自治体名
1	北海道	石狩市	16	滋賀県	野洲市
2	北海道	名寄市	17	京都府	南丹市
3	北海道	鷹栖町	18	島根県	雲南市
4	秋田県	男鹿市	19	徳島県	徳島市
5	山形県	酒田市	20	長崎県	南島原市
6	宮城県	石巻市	21	大分県	別府市
7	福島県	塙町	22	熊本県	南阿蘇村
8	群馬県	明和町	23	宮崎県	宮崎市
9	群馬県	みなかみ町	24	宮崎県	日向市
10	千葉県	いすみ市	25	鹿児島県	いちき串木野市
11	新潟県	佐渡市	26	鹿児島県	奄美市
12	石川県	白山市	27	鹿児島県	南大隅町
13	長野県	大町市	28	鹿児島県	与論町
14	岐阜県	可児市	29	沖縄県	名護市
15	愛知県	新城市			

①広域研修Aの実施

※日本財団助成事業

時 期：2023年11月30日（木）・12月1日（金）

場 所：ベルサール飯田橋（東京都文京区）

対象者：127名（54カ所×各2名以上）

内 容：災害時における自治体間の相互支援（支援・受援）体制の構築・ネットワーク強化を目的に、ワークショップや事例紹介、ポスターセッション等を取り入れた研修を実施した。

②広域モデル研修等の実施

※日本財団助成事業

時 期：7月（4回）、9月（1回）

場 所：福島県南相馬市×3回、沖縄県本部町×1回、鹿児島県天城町×1回

対象者：170名（福島県南相馬市133名、沖縄県本部町20名、鹿児島県天城町17名）
内 容：7月に福島県南相馬市のロボットテストフィールドにおいて、救助艇を活用した浸水家屋から要救助者の救助や搬送実技等を行う研修会を3回実施し、53自治体より133名の防災拠点担当者が参加した。（1自治体は7月豪雨の被災のため欠席）
また、7月に沖縄県本部町の養成研修において防災プログラム（子ども向け防災プログラム策定研修、救助艇実技研修）を実施し20名が参加。9月には鹿児島県天城町において同研修を行い17名が参加した。

③重機や救助艇などの拠点における研修の実施および研修費支援

※日本財団助成事業

時 期：通年（年4回以上）

場 所：防災拠点54ヵ所

対象者：24,382名（自治体担当者、地域住民、消防署員、消防団員等）

内 容：各拠点において、重機や救助艇、スライドダンプ、救助テント、非常用バッテリーなど、配備機材を活用した各種研修が積極的に行われた。

④多国籍防災キャンプの実施

※子どもゆめ基金助成事業

時 期：2023年11月3日（金）・11月4日（土）

場 所：岐阜県可児市 B&G 海洋センター

対象者：53名（可児市在住の日本人親子および外国人親子）

内 容：外国人や子ども等を含めたすべての人々が、安心・安全に暮らせる豊かな地域社会を目指すため、多国籍防災キャンプを実施し、外国籍市民への防災基礎知識の提供や子どもたちへの多様な交流機会の場を提供した。

⑤災害支援

※日本財団助成事業

時 期：2023年7月（豪雨災害）、2024年1月（能登半島地震）

場 所：福岡県久留米市、秋田県五城目町、石川県七尾市 等

内 容：2023年7月上旬に九州地方を中心とした大雨の影響により、河川氾濫等の甚大な被害が発生した。そのため現地で復旧活動をしていた NPO 団体から本事業の第1期拠点である熊本県湯前町へ支援要請が入り、はじめて県を跨った災害支援がされた。

同じく7月に東北地方でも大雨による土砂崩れなどが発生し、本事業の第2期拠点である宮城県石巻市から、特に被害の大きかった秋田県五城目町へスライドダンプや油圧ショベルの派遣が行われた。

また、2024年1月に発生した能登半島地震では全国13の自治体から計16台のスライドダンプの派遣が行われ、現在も復旧作業に大いに活用されている。

2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備

※日本財団助成事業

「海洋センター評価」が原則 A 評価以上で施設の多機能化及び機能保全、機能向上等を目的とする修繕と、自然災害により被害を受けた海洋センター施設の原状復帰修繕等に対し助成金の交付を行うとともに、海洋センター及び海洋クラブ（新規登録海洋クラブ含む）に対して、活動器材の配備を行った。

また、ボートレースの収益金が有効に活用されていることを、広く地域住民に周知するため、「修繕助成決定書授与式」を実施するとともに、修繕工事後に行われているリニューアルオープン式典へも出席し、自治体執行部はじめ、議会関係者、多くの地域住民に更なる利用を促した。

（1）修繕助成金の交付

①通常修繕

通常修繕として助成を決定した 34 海洋センター・34 施設に対し、570,000,000 円を助成し、照明 LED 化やバリアフリー化、設備の更新など、施設の機能向上を図った。

No.	道府県	センター名	申請施設	修繕内容	助成金額
1	北海道	名寄市	プール	プール等照明 LED 化 (水銀灯)	3,100,000 円
2	北海道	岩見沢市 栗沢	プール	プール缶体改修、上屋鉄骨塗 装、上屋シート取替、プール サイド改修、照明 LED 化(水 銀灯) 他	25,300,000 円
3	北海道	沼田町	プール	ろ過機取替、温水ヒーター更 新、配管更新、幼児用プール 改修	16,300,000 円
4	青森県	南部町名川	体育館	屋根全面塗装	7,000,000 円
5	青森県	弘前市岩木	プール	プールサイド改修、上屋鉄骨 塗装	25,200,000 円
6	岩手県	一関市藤沢	プール	プール缶体塗装、足洗い場の 改修 他	10,000,000 円
7	岩手県	奥州市前沢	体育館	アリーナ等照明 LED 化 (水銀灯)	5,200,000 円
8	岩手県	山田町	体育館	屋根・外壁改修、屋根防水改 修、照明 LED 化(水銀灯) 他	30,000,000 円
9	秋田県	八郎潟町	プール	上屋鉄骨改修、上屋シート取 替 他	26,300,000 円

10	山形県	酒田市平田	体育館	トレーニングルーム床改修 工事 他	7,600,000 円
11	茨城県	石岡市	体育館	トイレ洋式化、壁・天井・床 改修、スロープ等設置 他	10,000,000 円
12	新潟県	佐渡市小木	体育館	体育館屋根改修、スロープ設 置	14,300,000 円
13	福井県	あわら市 金津	体育館	トイレ洋式化、アリーナ屋 根・床改修、アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）、スロープ 新設 他	26,800,000 円
14	山梨県	南アルプス 市白根	プール	温水ボイラー更新 他	3,200,000 円
15	長野県	大町市	体育館	アリーナ等照明 LED 化 （水銀灯）	2,700,000 円
16	岐阜県	中津川市 福岡	プール	缶体塗装、上屋鉄骨塗装、ろ 過機取替、プール照明 LED 化 （水銀灯） 他	23,600,000 円
17	静岡県	沼津市戸田	体育館	照明 LED 化（水銀灯）、トイ レ洋式化	7,600,000 円
18	愛知県	新城市作手	プール	上屋鉄骨塗装、上屋シート取 替、管理棟外壁塗装、缶体お よびプールサイド塗装 他	22,000,000 円
19	三重県	亀山市関	プール	温水ヒーター更新、ろ過機更 新、受水槽給水配管更新	15,400,000 円
20	三重県	伊賀市阿山	プール	上屋鉄骨塗装、缶体塗装、プ ールサイド改修、更衣室改修、 トイレ洋式化、プール照明 LED 化（水銀灯） 他	30,000,000 円
21	三重県	菰野町	プール	上屋鉄骨塗装、ろ過機改修、 ボイラー取替	7,200,000 円
22	滋賀県	多賀町	体育館	屋根改修、アリーナ等照明 LED 化（水銀灯）	21,100,000 円
23	滋賀県	甲賀市甲南	体育館	内装改修、照明 LED 化（蛍光 灯）、トイレ洋式化、屋根改修 他	30,000,000 円
24	滋賀県	長浜市浅井	プール	上屋鉄骨塗装、プール等照明 LED 化（水銀灯） 他	12,800,000 円

25	兵庫県	南あわじ市 南淡	グラウンド	グラウンド照明 LED 化 (水銀灯)	10,000,000 円
26	鳥取県	伯耆町岸本	プール	ろ過機改修、ボイラー改修、 幼児用プール缶体塗装、給排 水管改修、手洗い場改修	22,100,000 円
27	島根県	浜田市三隅	体育館	アリーナ照明 LED 化 (水銀灯)	6,500,000 円
28	広島県	北広島町 芸北	プール	上屋鉄骨塗装、缶体塗装、上 屋シート取替、プールサイド 改修、プール照明 LED 化 (蛍 光灯) 他	30,000,000 円
29	広島県	尾道市向島	体育館	天井改修、アリーナ等照明 LED 化 (水銀灯)、内壁改修	14,800,000 円
30	愛媛県	松山市中島	プール	上屋シート取替、上屋鉄骨 塗装	14,800,000 円
31	高知県	四万十町 窪川	体育館	空調設備設置、トイレ洋式化	14,900,000 円
32	熊本県	津奈木町	プール	外壁改修、プール缶体塗装、 上屋一部新設、シャワー温水 化	14,200,000 円
33	大分県	日田市天瀬	体育館	屋根・外壁等改修、アリーナ 等照明 LED 化 (水銀灯)、ト イレ洋式化、多目的トイレ新 設	30,000,000 円
34	大分県	国東市国見	体育館	アリーナ床・壁改修、外壁改 修、照明 LED 化 (水銀灯)、 屋根改修、トイレ改修、多目 的トイレ設置 他	30,000,000 円
計					570,000,000 円

(一部 2024 年度に事業延長)

②特別施設整備

特別施設整備として助成を決定した 4 センター・4 施設に対し、112,000,000 円を助成し、大規模修繕や設備の更新など、施設の機能向上を図った。

No.	道府県	センター名	申請施設	修繕内容	助成金額
1	北海道	砂川市	体育館	ボイラー更新	24,400,000 円
2	北海道	苫前町	プール	上屋鉄骨改修、上屋シート取替	30,000,000 円

3	岡山県	井原市井原	プール	上屋シート取替、外壁塗装、暖房設備改修 他	28,600,000 円
4	福岡県	朝倉市甘木	プール	缶体塗装、スチールドア取替、ボイラー更新、ろ過装置フィルター取替、排水管改修、女子更衣室空調更新 他	29,000,000 円
計					112,000,000 円

(一部 2024 年度に事業延長)

③災害復旧修繕

2023 年度内に発生した台風等により被災した 1 海洋センター・1 施設に対し、10,000,000 円の助成を決定した。

No.	道府県	センター名	施設	修繕内容	助成金額
1	徳島県	牟岐町	プール	プール床全面張替	10,000,000 円
計					10,000,000 円

(2) 活動器材の配備

①活動器材の追加・再配備

申請のあった 23 海洋センター・17 海洋クラブの活動状況等審査を行った結果、22 海洋センター・13 海洋クラブに対し、SUP やカヌーなどの海洋性レクリエーション器材をはじめ、活動に必要な舟艇等器材を配備した。

対 象 : 22 海洋センター・13 海洋クラブ

配備金額 : 総額 30,972,428 円

助成決定額 22,910,827 円 申請者負担額 8,061,601 円

②遊休舟艇の譲渡促進

今年度から、全国の海洋センター・海洋クラブにて不要となった舟艇器材（遊休舟艇）を必要とするところへ運搬する費用を支援する制度を策定し、6 海洋クラブに対し、ヨットやカヌー等の遊休舟艇の活用を図った。

対 象 : 6 海洋クラブ

運搬費用 : 総額 715,758 円

助成決定額 565,000 円 申請者負担額 150,758 円

③新規海洋クラブの登録及び舟艇器材配備

新規海洋クラブとして登録を行った 5 海洋クラブに対して、カヌー、SUP、ライフジャケットなど、活動に係る器材を配備した。

No.	名称	所在自治体
1	B&G 北川海洋クラブ	宮崎県延岡市
2	B&G Unzen 海洋クラブ	長崎県雲仙市
3	B&G 京丹後海洋クラブ	京都府京丹後市
4	B&G 浜松海洋クラブ	静岡県浜松市
5	B&G カゴニコ海洋クラブ	鹿児島県鹿児島市

配備金額：8,606,535 円（負担金：196,300 円含む）

④サポーター（小規模クラブ）の登録及び安全器材配備

サポーター（小規模クラブ）として登録を行った 10 団体に対して、ライフジャケット、レスキューチューブなど、活動に係る器材を配備した。

No.	名称	所在自治体
1	B&G サポーター安芸ライフセービングクラブ	広島県三原市
2	B&G サポーターMOTTO	宮城県仙台市
3	B&G サポーターRAGs	高知県土佐町
4	B&G サポーター楽育ひろば tomi	長野県東御市
5	B&G サポーター大島商船高専PWC レスキュー部	山口県周防大島町
6	B&G サポーターインクルーシブボート研究所	山形県酒田市
7	B&G サポーターJCA	秋田県横手市
8	B&G サポーターまめな海部	広島県呉市
9	B&G サポーター君津水上スキークラブ	千葉県君津市
10	B&G サポーターうしくウォーターガーディアンズ	茨城県牛久市

配備金額：2,004,284 円（負担金：22,995 円含む）

（3）修繕確認等

①決定書授与式

ボートレースの収益金の有効活用について、広く住民に周知することを目的に、「決定書授与式」を開催し、自治体執行部へ完成後の更なる利用促進と事業展開を要請した。

時 期：通年

対 象：35 自治体（原則、修繕助成金額約 1,000 万円以上）

②リニューアルオープン式典

完成後に開催される「リニューアルオープン式典」に出席し、式典に出席した自治体執行部や議会関係者、地域住民に今後の利用促進を PR するとともに、修繕工事の完了確認を行った。

時 期：通年
対 象：17 海洋センター

③海洋センター・海洋クラブの現状調査

海洋センター・クラブの現状調査を実施し、運営状況や問題点などの確認を行った。

時 期：通年
対 象：8 海洋センター・8 海洋クラブ
内 容：市町村長や教育長等との面談、海洋センターの管理・運営状況・問題点等の確認

④海洋センター・海洋クラブの評価

海洋センター、海洋クラブの更なる利用促進を図るため、2022 年度の活動状況や運営状況等に基づく評価を行い公表した。

◆評価別 海洋センター数

特 A	A	B	C	D	E
337	56	47	18	2	2

◆評価別 海洋クラブ数

特 A	A	B	C	D	E
75	31	52	26	66	19

⑤優良海洋センターの表彰

海洋センター評価に基づき、A 評価以上の優良海洋センターを「第 16 回 B&G 全国サミット」において表彰した。

対 象：特 A 評価 337、A 評価 56 計 393 海洋センター

3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進

(1) 学習と体験活動による子育て支援

※日本財団助成事業

長期休暇中の子育て支援の一環として、教員や学生等の地域人材を活用し、宿題などの学習と体験活動が両立する子供の居場所「BG塾」を実施した。

時 期：夏休み・冬休み・春休みの 5 日～10 日間

場 所：海洋センター・海洋クラブ 86 ヲ所

参加者：小学生延べ 9,245 名

内 容：学習と体験活動が両立する「BG塾」の開催、開催経費支援および優良海洋センター表彰 (6 ヲ所)

(2) 次世代型海洋センター艇庫の先進的活用

※日本財団助成事業

海洋センター艇庫において、海洋性レクリエーションにとどまらない、多様な活動の機会を創出することで、地域に親しまれる事業拠点化し、艇庫活動の活性化を図った。

①千葉県香取市山田

ため池と隣接公園を活用した水と緑のハイブリッド型自然体験により、多世代の交流促進の拠点化に向けたイベントとして、スタンプラリーやカヌー・SUP体験会を実施した。

ア. いきいき山田鯉のぼりまつり

時 期：2023年5月3日（水）

場 所：橘ふれあい公園（香取市山田海洋センター艇庫）

参加者：700名

イ. 橘ふれあいパークフェス

時 期：2023年11月3日（金）

場 所：橘ふれあい公園（香取市山田海洋センター艇庫）

参加者：1,082名

(3) 熱中症対策事業

※日本財団助成事業

上屋付きプール施設に救護室を設置し、熱中症対策を図り利用者のより安全な利用を促進した。

配備先：海洋センター30カ所

No.	道府県	センター名
1	福島県	塙町
2	福島県	田村市滝根
3	福島県	小野町
4	埼玉県	久喜市栗橋
5	埼玉県	松伏町
6	千葉県	成田市大栄
7	茨城県	五霞町
8	茨城県	石岡市
9	栃木県	さくら市喜連川
10	長野県	阿南町
11	長野県	上松町
12	長野県	生坂村
13	岐阜県	可児市
14	静岡県	牧之原市相良

15	静岡県	磐田市竜洋
16	三重県	伊勢市御園
17	三重県	志摩市志摩
18	兵庫県	養父市おおや
19	岡山県	美作市作東
20	岡山県	奈義町
21	岡山県	赤磐市吉井
22	山口県	萩市むつみ
23	香川県	高松市国分寺
24	福岡県	みやこ町豊津
25	長崎県	南島原市加津佐
26	長崎県	時津町
27	大分県	中津市耶馬溪
28	熊本県	津奈木町
29	鹿児島県	さつま町
30	鹿児島県	奄美市笠利

配備備品：冷暖房を備えたプレハブ型の救護室、救護ベッドやベンチ、大型扇風機等

(4) 障害者スポーツ推進プロジェクトの実施

※スポーツ庁委託事業

海洋センターにおいて、地域の障害者が気軽にスポーツを楽しめる環境を整えることで、障害者のスポーツ実施率の向上を図った。また、障害者と健常者が一緒にスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツ教室等を開催し、障害者の理解を促進した。

時 期：通年

場 所：富山県南砺市、兵庫県上郡町、山口県周防大島町、香川県高松市

参加者：3,051名（うち障害者1,232名）

内 容：スポーツ・レクリエーション教室の開催、指導者研修会、パラスポーツ体験会等の実施

4. 誰もが海に親しめる事業の推進

※日本財団助成事業

海洋に関する国民の理解と関心を深めるため、水辺の清掃活動等を通じて海洋環境への意識向上を図るとともに、水辺の安全学習や海洋性レクリエーション体験等、誰もが海に親しめる事業を推進した。

(1) 学校・地域と連携した「海の日」と「海の安全」を学ぶ教室の開催

年間を通して子供および海洋センター・海洋クラブ利用者等に対し「海の日」と「海の安全」についての学習の場を提供するとともに、小・中学校等において、「水辺の安全教室」や「水辺の安全学習アプリ」を活用した授業等を実施した。

時 期：通年

場 所：全国の小中学校プール、海洋センター・海洋クラブ等

参加者：300,742名（小中学生、教員、地域住民など）

(2) 「海の日」に関するイベントの開催

地域住民などを対象に、海水浴場や湖沼の岸辺等で海に親しむイベント「砂ASOBeach」を開催し、「海の日」と「海の安全」について学ぶ機会を提供し、海への理解を深め、海や水辺に親しむ機会を提供した。

時期：2023年6月～11月

場所：海洋センター所在自治体、海洋クラブ等 18カ所

参加者：地域住民等 10,157名

No.	自治体・クラブ	日程	参加者	区分
1	B&G あくね夢まち海洋クラブ	2023年7月17日	597名	新規
2	B&G 別府海洋クラブ	2023年7月17日	1,077名	新規
3	長島町 B&G 海洋センター	2023年9月16日	686名	新規
4	函館水産高等学校 B&G 海洋クラブ	2023年8月11日	394名	新規
5	B&G 横浜海洋クラブ	2023年8月12日・ 8月19日	362名	新規
6	志摩市浜島 B&G 海洋センター	2023年8月20日	639名	新規
7	南島原市加津佐 B&G 海洋センター	2023年8月13日	1,014名	継続
8	与論町 B&G 海洋センター	2023年8月11日	570名	継続
9	B&G 徳良湖海洋クラブ	2023年8月6日	522名	継続
10	B&G 琴ヶ浜海洋クラブ	2023年7月30日	777名	継続
11	KARAHASHI B&G 海洋クラブ	2023年9月18日	873名	継続
12	B&G 江田島海洋クラブ	2023年6月18日・ 9月24日	490名	継続
13	熊野市紀和 B&G 海洋センター	2023年7月29日	228名	継続
14	B&G 神戸海洋クラブ	2023年9月24日	220名	継続
15	新温泉町浜坂 B&G 海洋センター	2023年8月26日	984名	継続
16	豊後高田市真玉 B&G 海洋センター	2023年7月16日	190名	継続
17	B&G 大崎わんぱく海洋クラブ	2023年11月4日	174名	継続
18	天城町 B&G 海洋センター	2023年8月26日	360名	継続

(3) 海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動

海洋性レクリエーションと密接に関わる水辺の環境保全、特に海洋ごみに関する知識・意識の向上を図ることを目的に、水辺や舟艇を活用した水面等での清掃活動や地域の特色を活かしたワークショップを開催した。

時 期：2023年5月27日（土）～6月11日（日）

2023年9月16日（土）～9月24日（日）

場 所：全国の海洋センター・クラブ所在市町村

箇所数：海浜等での清掃活動（305カ所）

海洋ごみ削減に関するワークショップ開催（23カ所）

舟艇を活用した川および海での清掃活動（74カ所）

参加者：18,143名

(4) 漂着ごみ削減に向けた「拾い箱」の設置

自治体と連携して漂着ごみ専用ゴミ箱「拾い箱」を設置し、地域住民を巻き込みながら年間を通じて海浜清掃を行う環境を整え、継続的に清掃活動を行うことで地域の漂着ごみ削減に取り組んだ。

時 期：通年

場 所：岡山県備前市、長崎県時津町、熊本県長洲町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県天城町

参加者：地域住民や観光客等 合計 6,276名

5. 指導員の養成と活用

海洋センター・海洋クラブにおいて、青少年の健全育成や地域住民の健康増進を担う「センター・インストラクター」指導員の養成事業などを通じて、B&G指導員を養成するとともに、各種会議の開催や全国・地域指導者会の活動促進を図り、地域の活性化に貢献した。

(1) 海洋性レクリエーション指導員の養成

海洋性レクリエーションおよび水泳に係わる総合的な知識・技能・指導法ならびに安全管理を中心とした研修を実施し、財団概要、海洋性レクリエーションと水泳の理論・実技、安全管理、施設の管理運営、財団が推進する事業（水辺の安全教室、海洋ごみへの理解促進）等を習得した B&G 指導員を養成した。

①センター・インストラクター養成研修

※日本財団助成事業

第7回研修

時 期：2023年6月4日（日）～7月6日（木）33日間

場 所：沖縄県本部町 B&G 海洋センター（マリンピアザ オキナワ）

参加人数：59名

第8回研修

時 期：2023年8月30日（水）～10月1日（日）33日間

場 所：鹿児島県天城町 B&G 海洋センター

参加人数：35名

②大学等と連携した人材育成

武蔵丘短期大学（埼玉県）と連携し、学生に対して、「水辺の安全教室」プログラムやカヌー体験を行うとともに、研修後の実践活動の場を提供した。

場 所：武蔵丘短期大学（埼玉県吉見町）

参加者：44名

研修内容：「B&G リーダー」養成カリキュラム等に基づく実技・実習他

（2）指導者会の活動促進

※日本財団助成事業

各海洋センター・地域指導者会の活動の活性化と指導者の資質向上を図るため、各種の研修会を開催するとともに、全国で統一して行う活動目標を設定し、その実施を支援した。また、全国指導者会において正副会長会議およびブロック責任者会議を行い、今期3ヵ年の目標達成のための具体的な方策や対応を協議決定した。

①指導員研修会の実施

時 期：2024年1月30日（火）～1月31日（水）

場 所：イイノホール&カンファレンスセンター（東京都千代田区）

定 員：284名（241海洋センター・1サポーター）

対 象：B&G 指導員、海洋センター・海洋クラブ担当者、指導員資格失効者等

内 容：海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動や安全管理、指導法などに関する最新の知識や情報、財団と海洋センター・クラブ、指導者会が連携して推進する事業等を紹介

②ブロック別研修会への支援

新たに重点項目に設定した「自然体験活動を通じた郷土教育」「食品ロス削減活動の取り組み」の初年度として、実施手法等の具体例を先行事例として紹介する研修会を全国10ブロックで開催した。

時 期：2023年5月～2024年3月

実施回数：10ブロック 12回

③正副会長会議、ブロック責任者会議の開催

全国指導者会の「正副会長会議」を2回、「ブロック責任者会議」を1回開催した。

会議では、今期3ヵ年の活動目標の達成に向けた初年度の活動状況の現状把握と、ロードマップや成果目標について意見交換と協議を行い、具体的な計画を策定した。

6. 全国会議の開催

※日本財団助成事業

全国の海洋センター所在自治体の首長や教育長をはじめ、海洋センター関係者を対象に各種会議を開催し、財団事業説明及び、他の自治体の事業事例や海洋センターの新たな活用方法等の情報共有を行うことで、財団と自治体、また自治体同士のネットワーク強化を図った。

(1) 第16回B&G全国サミット

「魅力UPで地域活性化！～関係人口UPのために海洋センターができること～」をテーマに会議を行い、先進事例紹介として2自治体の首長による事例発表や日本財団 笹川陽平会長による特別基調講演等を実施した。

時 期：2024年1月23日（火）

場 所：ベルサール汐留（東京都中央区）

対 象：海洋センター所在市町村長・教育長 等

出席者：715名

主な内容：

- ・日本財団 笹川陽平会長 特別基調講演「日本の将来どうあるべきか」
- ・「令和6年能登半島地震」災害支援
- ・「B&G全国サミット」正副会長の選任
- ・事例発表「海洋センターを活用した関係人口増加の取組」
- ・B&G財団事業紹介
- ・優良海洋センターの表彰
- ・B&G全国サミット共同宣言

◆全国サミット出席者内訳

区分	役職等	出席者人数
海洋センター関係	首長	243名
	副首長	26名
	教育長	176名
	代理等	246名
来 賓	財団理事・評議員・関連団体	21名
報 道	報道関係	3名
合 計		715名

(2) 第20回B&G全国教育長会議

「地域の子どもは地域で育てる！～子どもが主役の部活動改革～」をテーマに、改革を推進するスポーツ庁地域スポーツ課の課長をはじめ、部活動改革に係る有識者4名、現在部活動改革を実践している2自治体の教育長の計6名でシンポジウムなどを実施した。

時 期：2023年11月8日（水）
 場 所：ベルサール汐留（東京都中央区）
 対 象：海洋センター所在市町村 教育長
 出席者：303名
 主な内容：

- ・「部活動地域移行に関する現状調査」調査結果 報告
- ・シンポジウム「子どもが主役の部活動改革を考える～新しいブカツのかたち～」
- ・B&G 財団事業説明
- ・B&G 全国教育長会議「提言」

◆全国教育長会議出席者内訳

区分	役職等	出席者人数
海洋センター関係	教育長	202名
	代理	10名
	随行	56名
来 賓	来賓	28名
シンポジスト	シンポジスト	4名
報 道	報道関係	3名
合 計		303名

(3) ブロック連絡協議会総会

ブロック連絡協議会および海洋センター道府県連絡協議会の活動促進を図るため、全国10ブロック連絡協議会が主催する総会に、財団役員およびブロック担当者が出席し、財団事業の説明ほか海洋センター表彰等を行った。

時 期：2023年4月～5月

場 所：北海道砂川市、宮城県松島町、東京都港区、福井県福井市、三重県熊野市、京都府南丹市、山口県柳井市、香川県高松市、大分県大分市、鹿児島県阿久根市

出席者：441センター・878名

(4) 全国ブロック幹事会議

今後のブロック連絡協議会の活性化と連携強化の土台形成のため、情報共有の垣根を広げ、他ブロックの運営や状況を知る機会とし、ブロックの活性化とブロック幹事同士の横のつながりの形成、ブロック連協の共通の問題などを共有することを目的に全国10ブロック連絡協議会の幹事センター担当者とB&G財団でオンラインによる会議を春と冬の二回開催した。

【春開催】

時 期：2023年6月22日（木）

場 所：オンライン

参加者：ブロック連絡協議会幹事10名、全国指導者会ブロック責任者6名

【冬開催】

時 期：2023年11月28日（火）

場 所：オンライン

参加者：2023年度ブロック連絡協議会幹事10名、2024年度ブロック連絡協議会 幹事11名、全国指導者会ブロック責任者10名、全国指導者会副会長1名

7. 調査研究等の活動

既存事業の検証により、更なる改善や向上を図るとともに、新規事業創出に向けた調査研究等を行った。

（1）事業成果の検証

2022年度の財団事業実績、海洋センター・海洋クラブの運営・活動状況分析などを「活動実績報告書」として取りまとめ、海洋センター・海洋クラブほか関係団体等に配付し、財団事業に対する理解促進を図った。

（2）時代に即した新たな事業の創出に関する調査

昨年度にアンケートやヒアリングなどの調査を行った「心の健康促進事業」と、今年度の財団職員による事業提案会で発案された「アントレプレナーシップ 教育プログラム」について、各2カ所の自治体でパイロット実施し、プログラムの内容や参加者の反応、指導者の意見などを得て事業化への検証を行った。

- ・心の健康促進事業 パイロット実施

日 程：①2023年6月19日（月）

②2023年8月28日（月）

場 所：①新潟県胎内市 ②茨城県五霞町

- ・アントレプレナーシップ教育プログラム

日 程：①2024年2月16日（金）・17日（土）

②2024年3月2日（土）・3日（日）

場 所：①大分県中津市 ②群馬県明和町

（3）先進的海洋センターの整備に関する調査等

これまでの海洋センターを大胆に変化させた「フロントライン」と呼べる複合型の先進的海洋センターを新たに整備することを目的に企画募集した結果、5自治体から申請があり、書類選考を通過した2自治体の現地調査を行い、現在1自治体と継続協議を実施している。

- ・募集時期：2023年3月15日（水）～10月3日（火）
 - ・申請自治体：5自治体
 - ・一次審査（書類審査）
 - ・二次審査（書類審査を通過した2自治体の現地調査）
- ※1自治体継続協議中

また、自治体の管理する空き公共施設等を活用し海洋センター事業とその地域・地区の課題解決に資する事業を実施する海洋センターサテライト拠点の整備に向けたアンケートおよび現地調査等を行い、実施地選定を行った。

8. 広報活動

(1) パブリシティ活動

財団事業や海洋センター・海洋クラブの活動を広く社会へ周知するため、新聞・テレビ等へのパブリシティ活動を行い、各種メディアで掲載された。

【掲載・放映数】

新聞	雑誌	テレビ	WEB
114紙 599回	6誌 14回	22局 37回	95媒体 290回

(2) インターネットによる情報発信

公式サイト・SNSを活用し、財団の事業活動を随時発信するとともに、海の日アンケートなどの公募企画などを実施し、継続的な閲覧数の獲得につなげた。

媒体名	アクセス数
公式サイト	1,665,764

(3) 海洋センター・海洋クラブの広報活動支援

海洋センター・海洋クラブのイベントや活動情報等を公式サイトにて紹介した。

また、FacebookやInstagramなどの投稿のシェア・拡散を図り、指導者・自治体と連携した広報活動支援を行った。

媒体名	リーチ数
Facebook	102,462
Instagram	13,906
X	73,399

(4) コンクールの実施

海洋センター・海洋クラブの担当者だけでなく、利用者や住民等が自ら発信するPR活動を促進し、その地域への愛着形成や、認知度向上、地域活性化を図ることを目的

として、子どもが楽しく過ごすことができる、穴場な遊び場・学び場・たまり場等である「アナビバ」をPRする「アナビバグランプリ」を実施。

主に Instagram や X などの SNS にて、ハッシュタグ（#アナビバグランプリ）をつけて投稿された動画・写真をそれぞれ審査し、賞を決定した。

①募集期間：2023年5月1日～2024年1月31日

②応募実績：総数 566 点

（内訳）写真の部	404 点
動画の部	162 点

③審査委員会：

日 時：2024年3月6日（水）

場 所：財団会議室

表彰区分：以下の内容にて、賞を決定した。

（部門別）写真の部	最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点
動画の部	最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点

9. 災害等支援事業

「令和 6 年能登半島地震」で被災した石川県七尾市の小学生を対象に、身体活動を通じて被災後のストレスを発散し、心身ともにリフレッシュすることを目的に「がんばろう能登半島！B&G わくわく水上運動会 for 七尾」を開催。「B&G フレンドシップ PROJECT 2024」を通じて、全国の海洋センター所在市町村等から寄せられた支援金や国からの補助金を活用して、SUP や水上レクリエーションの体験会を実施した。

時 期：2024年3月25日（月）、26日（火）

場 所：富山県富山市八尾 B&G 海洋センター

参加者：62 名

10. 寄付金等事業

困難な状況により、自然体験の機会に恵まれない子どもたちの体験格差を解消するため、広く社会一般へ寄付金の募集を行った。集まった寄付金を活用し、児童養護施設や障害のある子どもたち、子ども第三の居場所の利用児童、ひとり親家庭を対象に海洋性レクリエーション体験会などを実施した。

【収益事業】

1. 土地賃貸事業

旧東京海洋センターの跡地（江東区深川）を「ホームセンターコーナン」に賃貸し安定的な賃貸料収入を得た。この収入は当財団の公益目的事業及び管理運営業務等の経費支出に活用した。

別表 1

役員名簿

(2024年3月31日現在)

役職	氏名	現職
会長	前田 康吉	北海道 滝川市長
理事長	菅原 悟志	
常務理事	朝日田 智昭	
〃	岩井 正人	
理事	佐野 慎輔	産経新聞社 客員論説委員
〃	中逸 博光	熊本県 長洲町長
〃	中江 有里	女優 脚本家 作家
〃	中村 真衣	シドニーオリンピック競泳 銀メダリスト
監事	大藪 卓也	大藪公認会計士事務所代表
〃	子安 美奈子	子安公認会計士事務所代表

別表 2

評 議 員 名 簿

(2024年3月31日現在)

氏 名	現 職
議 長 小 高 幹 雄	日本モーターボート競走会 会長 BOAT RACE振興会 会長
岸 ュキ	女優・画家
工 藤 祐 直	B&G全国指導者会 会長 青森県 南部町長
小 峯 力	中央大学 教授
谷 川 真 理	株式会社 MariCompany 代表取締役
波多野 茂 丸	全国モーターボート競走施行者協議会 会長 福岡県 芦屋町長

別表 3

専 門 委 員 名 簿
(海洋センター施設整備委員)

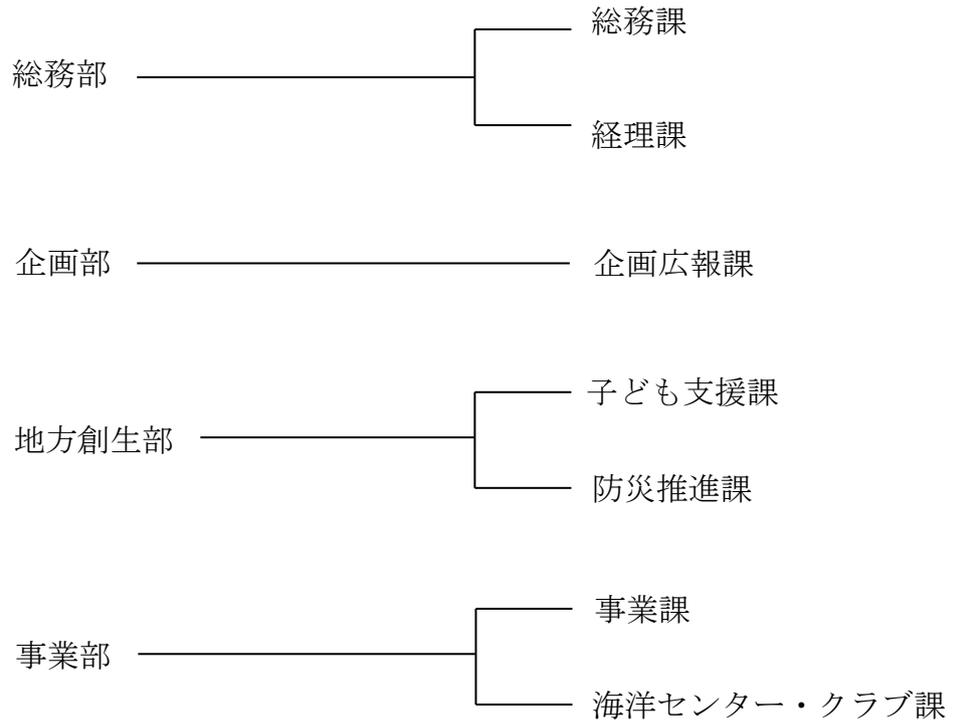
(2024年3月31日現在)

	氏 名	現 職
委員長	田久保 雅 己	株式会社舵社 編集長
副委員長	小 林 元 一	小林建築研究所 一級建築士事務所 代表
委 員	岩 崎 恭 子	バルセロナオリンピック 競泳 金メダリスト
〃	遠 藤 聡	株式会社日本海事新聞社 専務取締役
〃	大 山 加 奈	元女子バレーボール日本代表
〃	田 村 祐 司	国立大学法人東京海洋大学大学院 准教授

別表 4

事務局機構図

2024年3月31日現在



2023 年度事業報告 附属明細書

2023 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。

2024 年 5 月

公益財団法人 B & G 財 団

前記のとおり相違ありません。

2024年5月28日

公益財団法人 B & G 財 団

会 長 前 田 康 吉

2023年度の事業報告書を監査したところ適正かつ正確であることを認めます。

監 事 大 藪 卓 也

監 事 子 安 美 奈 子

